

第5次



糸満市総合計画 後期基本計画

令和8(2026)年度～令和12(2031)年度

第3期糸満市創生総合戦略

▶ 本編
概要版
子ども版





第5次糸満市総合計画

後期基本計画

第3期糸満市創生総合戦略

令和8(2026)年3月

糸満市



つながりを深め チャレンジするまち 糸満市を目指して

市民の皆さまとともに、「つながり」あふれるまちへ

第5次糸満市総合計画は、これからのまちづくりを市民の皆さまとともに進めていくための指針として、令和3年度から令和12年度までの10年間にわたるまちづくりの考え方や方向性をまとめたものです。

この総合計画は、基本構想、基本計画、実施計画の三層で構成されています。

このうち、基本計画は前期5年間、後期5年間となっており、このたび、令和8年度からスタートする後期基本計画をまとめました。

後期基本計画の策定にあたり、2,000人を対象とした市民意識調査、市内小学6年生と中学生を対象とした将来のまちづくりアンケート、オンラインプラットフォームでの意見募集、パブリックコメントなどの機会を通じて、多くの市民の皆さまから思いが寄せられました。

将来像として掲げた「つながりを深めチャレンジするまち糸満市」は、市民と市民、市民と行政、企業と行政、関係団体と行政といったつながりに加え、人と地域、自然と技術といった多様なつながりをイメージしています。

この将来像の実現に向けて、引き続き6つの目指すまちの姿を示し、そこには達成すべき101の指標と、205の取り組むべき施策を位置づけました。

糸満市でも今、人口減少や物価高などの社会課題、財政悪化や人材・人員不足、公共施設の老朽化などの行政課題が顕在化しています。

このような中、これまでの人口動向を踏まえ、これからの施策効果を含む社会動態を加味した人口推計の結果に基づき、令和12年の目標人口を64,000人から62,500人へと変更しました。

簡単には解決することができない課題が多くある中でも、市民の皆さまとともに、将来にわたって、誰もが住みたい、住んで良かったと感じられる「つながり」あふれるまちに向けて、後期基本計画の取り組みを進めていきます。

令和8年3月

糸満市長 當銘 真栄



第5次糸満市総合計画

第3期糸満市創生総合戦略 目次

[基本構想]

第1章 第5次糸満市総合計画について

第1節 計画策定の背景	基本構想-1
第2節 「総合計画」および「総合戦略」の意義と役割	基本構想-1
第3節 計画の構成	基本構想-2
第4節 計画の期間	基本構想-3
第5節 糸満市の特性と課題	基本構想-4

第2章 基本構想

第1節 基本理念	基本構想-6
第2節 糸満市の将来像	基本構想-6
第3節 まちづくりの基本姿勢	基本構想-7
第4節 目指すまちの姿	基本構想-8
施策大綱図	基本構想-12
第5節 目標人口	基本構想-13
第6節 計画の推進について	基本構想-13
第7節 土地利用の基本方向	基本構想-14

[基本計画]

基本計画の特徴	基本計画-1
基本計画を推進するために	基本計画-4

第1章 安心して産み育て、学び、文化・スポーツに親しむ糸満市

施策1 みんなでこどもを育む社会をつくる	基本計画-6
施策2 学校の魅力をさらに高める	基本計画-8
施策3 誰でもいつでも学べる環境をつくる	基本計画-10
施策4 歴史・文化・芸術に親しむ環境をつくる	基本計画-12
施策5 スポーツに親しむ環境をつくる	基本計画-14

第2章 市民みんなが心身ともにすこやかに暮らす糸満市

施策1 健康で健全に暮らす環境をつくる	基本計画-18
施策2 支え合い、後押しする福祉環境をつくる	基本計画-20
施策3 高齢者の保健福祉を充実させる	基本計画-22

第3章 支え合って共に生きる平和のまち・糸満市

施策1 日常的な安全をつくる	基本計画-26
施策2 緊急事態に備える	基本計画-28
施策3 支え合う地域で安心を生む	基本計画-30
施策4 平和を希求し未来へ発信する	基本計画-32
施策5 多様性を認め合う社会をつくる	基本計画-34

第4章 きれい！暮らしやすい！住みたいまち・糸満市

施策1 循環型社会をつくる	基本計画-38
施策2 生活環境をよりよく保つ	基本計画-40
施策3 地域のインフラを整える	基本計画-42
施策4 快適に暮らせるまちをつくる	基本計画-44
施策5 まちのにぎわいや調和をつくる	基本計画-46

第5章 豊かな資源をいかし、活気にあふれた糸満市

施策1 産業人材を育成する	基本計画-50
施策2 農業・水産業を活性化させる	基本計画-52
施策3 商工業・観光業を活性化させる	基本計画-54
施策4 産業の魅力に磨きをかける	基本計画-56

第6章 人と人の輪がつながり、みんなで動かす糸満市

施策1 みんなで元気な地域をつくる	基本計画-60
施策2 効果的・効率的な行政経営の推進	基本計画-62
施策3 総合計画・総合戦略を着実に推進する	基本計画-64

糸満市人口ビジョン(令和7年度時点修正)

重点施策 [第3期糸満市創生総合戦略]

1. 糸満市人口ビジョン(令和7年度修正)編

第1節 糸満市人口ビジョンの時点修正について	ビジョン・戦略-1
第2節 策定時点からの人口推移	ビジョン・戦略-2
第3節 将来人口の展望	ビジョン・戦略-5

2. 第3期糸満市創生総合戦略編

第1節 はじめに	ビジョン・戦略-10
第2節 総合戦略の構成	ビジョン・戦略-11
第3節 総合戦略の計画期間	ビジョン・戦略-11
第4節 計画の推進について	ビジョン・戦略-11
第5節 総合計画との関係	ビジョン・戦略-12

第6節 基本目標

基本目標1 雇用の創出と多様性を実現し、安心して働けるまち	ビジョン・戦略-16
基本目標2 まちの魅力を高め、住み続けたいくなるまち	ビジョン・戦略-17
基本目標3 若者や子育て世代の希望がかなうまち	ビジョン・戦略-18

第7節 具体的施策および重要業績評価指標(KPI)

基本目標1 雇用の創出と多様性を実現し、安心して働けるまち	ビジョン・戦略-20
(1)まちの特性をいかした産業の振興	
(2)働き方の多様性に対応した雇用・労働条件の向上による担い手の確保	
(3)新たな技術や専門人材を活用した産業の振興	
基本目標2 まちの魅力を高め、住み続けたいくなるまち	ビジョン・戦略-22
(1)持続可能な公共施設等マネジメントの推進	
(2)地域資源を活用した多様な交流活動の推進とシティプロモーションによる交流・関係人口の拡大	
(3)安心して元気に暮らせるまちづくりの推進	
基本目標3 若者や子育て世代の希望がかなうまち	ビジョン・戦略-24
(1)出産・子育てに配慮する環境の形成と交流・学習機会の創出	
(2)妊娠・出産・子育てに関する支援	
(3)生きる力と郷土愛を育み、学習機会の多様性を実現する教育環境の整備	

資料編

1. 後期基本計画の策定体制
2. 諮問・答申
3. 各施策の推進に向けた担当課一覧
4. 指標一覧



基本構想

令和3(2021)年度～令和12(2030)年度



第1章 第5次糸満市総合計画について

第1節 計画策定の背景

糸満市は、昭和56(1981)年の糸満市総合計画策定以来、10年ごとに総合計画を策定し、社会インフラの整備と併せて体系的なまちづくりに取り組んできました。その成果として、現在の糸満市は大きく発展してきたところです。そして今、第4次総合計画の計画期間の終了を迎え、第5次総合計画を策定する時期にあります。

近年の我が国を取り巻く社会経済情勢をみると、人口減少期に入り、超高齢化時代が目前に迫っています。糸満市もその波は避けられず、新たな経営課題に直面しています。高齢化に伴う歳出の増加と生産年齢人口の減少に伴う歳入の減少、人手の確保、老朽化した公共施設の更新など内部環境変化への対応や、情報化、グローバル化の進行に伴う通貨や原油価格などの急激な変動などの外部環境変化に対する地域経済の耐性力強化など、乗り越えなければならない課題が山積しています。

糸満市は、このような状況下においても、内部・外部環境の変化を受容した上で、独自性や創造性を発揮して、自らが環境変化に対応できる発展ある都市となることが求められています。第5次総合計画は、このような新たな課題に対応する指針となる必要があります。

一方、糸満市では、まち・ひと・しごと創生法に基づき、平成28(2016)年3月に「糸満市人口ビジョン・総合戦略」を策定していますが、総合戦略は第4次総合計画と同時期に計画期間が終了することから、切れ目なく取り組みを推進するためにも次期計画が必要となります。

これらのことから、第5次糸満市総合計画と第2期糸満市まち・ひと・しごと創生総合戦略を併せて策定しました。

また、第5次糸満市総合計画後期基本計画と併せて、第3期糸満市創生総合戦略を策定します。計画の策定後は、PDCAを回し、定期的に見直しを行う体制を構築します。

第2節 「総合計画」および「総合戦略」の意義と役割

「総合計画」は、あるべき将来像に向けた市政運営全体についての指針です。

第5次糸満市総合計画は、こどもたちの笑顔があふれ、若い世代が将来に希望を持ち、高齢者が元気に生きがいを持って暮らしていけるよう、市民の皆さまと共にまちづくりを進めていくための指針としての役割を果たします。

一方、「総合戦略」は糸満市における人口の維持や増加に向けた戦略を定めるものです。

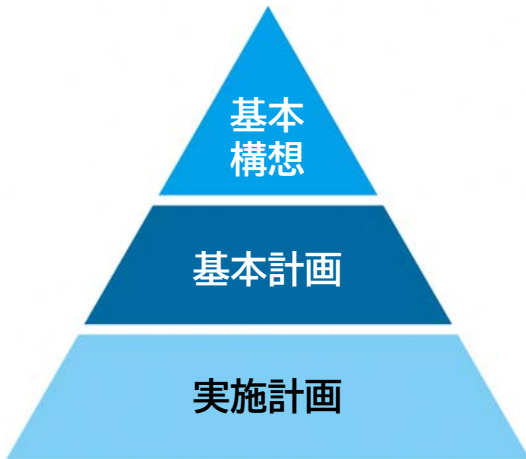
第3期糸満市創生総合戦略では、総合計画に位置づけられた取り組みのうち、市民との協働によって取り組む「雇用創出」、「交流・定住促進」、「子育て支援」など、重点を置く取り組みを絞り込むこととなります。

(※1) 青字：後期基本計画策定時に追記または修正を行った箇所。

第3節 計画の構成

第5次糸満市総合計画は、「基本構想」、「基本計画」および「実施計画」で構成します。

総合計画の構成



糸満市のまちづくりの基本理念と目標を定め、これを実現するための施策の大綱を明らかにし、市民と共有するもの。

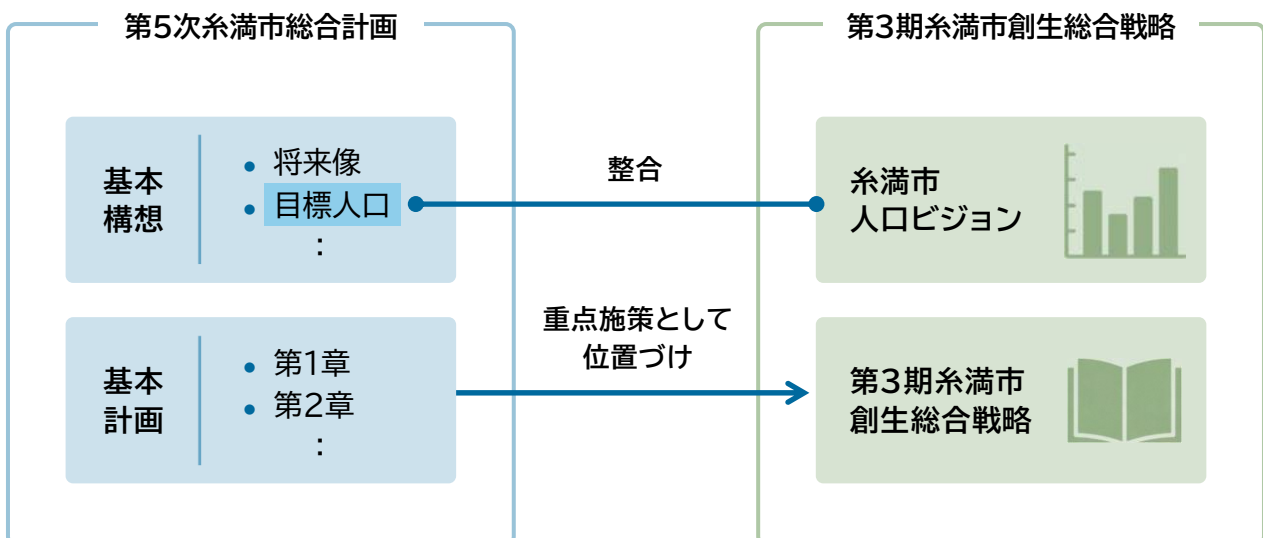
基本構想で描かれた目標を具体化するための基本施策を総合的・体系的に示すもの。5年後に見直す。緊急時対応など必要に応じて計画を見直すことができる。

基本計画で定めた施策などの実施内容を明らかにし、計画化したもの。毎年度の予算編成の指針となる。

■「第5次糸満市総合計画」と「第3期糸満市創生総合戦略」の関係

第5次糸満市総合計画後期基本計画の策定と併せて、まち・ひと・しごと創生法に基づく地方版総合戦略として第3期糸満市創生総合戦略を策定します。また「糸満市人口ビジョン」の経過確認と一部見直しを行います。「人口ビジョン」は「基本構想」の目標人口に対応し、「総合戦略」は「基本計画」における重点施策として扱います。

「第5次糸満市総合計画」と「第3期糸満市創生総合戦略」の関係

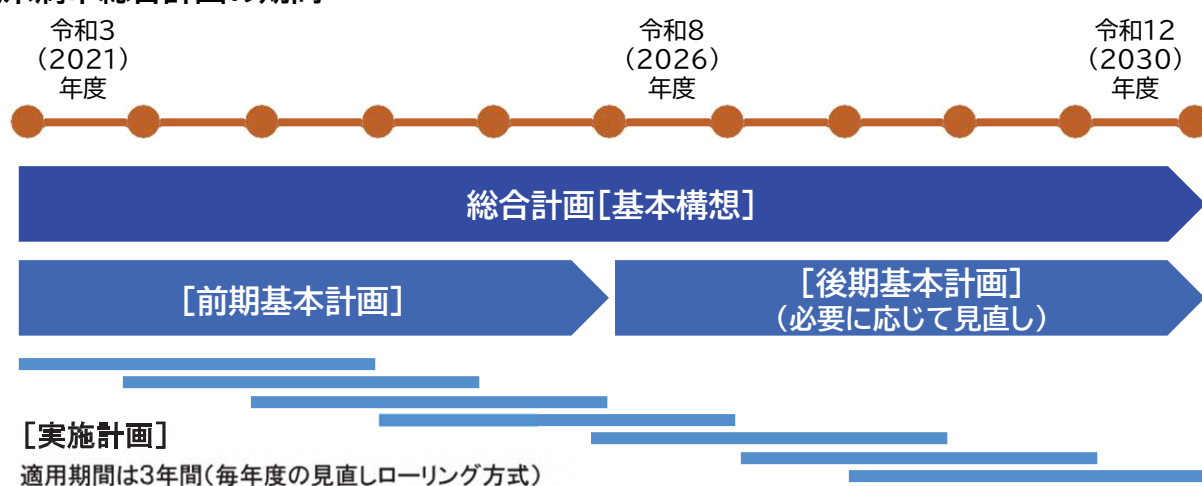


(※1) 青字：後期基本計画策定時に追記または修正を行った箇所。

第4節 計画の期間

第5次糸満市総合計画は、令和3(2021)年度から令和12(2030)年度までの10年間とします。ただし、基本計画は5年後に見直しを行い、令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間を計画期間とする、後期基本計画を策定します。

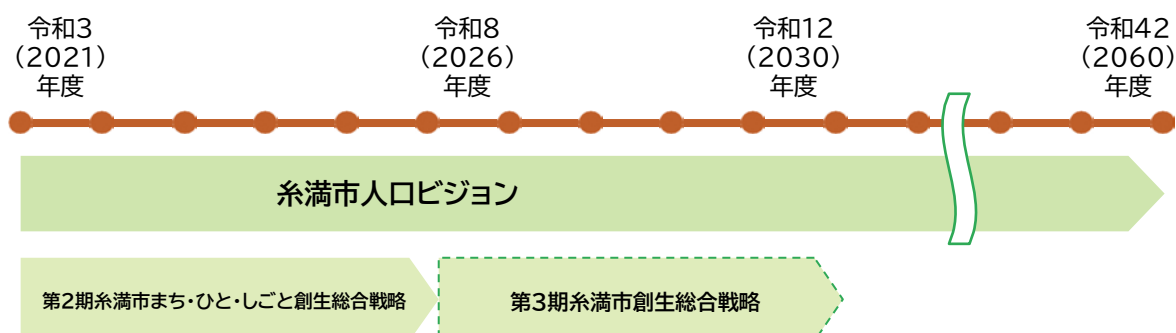
第5次糸満市総合計画の期間



■「第3期糸満市創生総合戦略」の計画期間

糸満市人口ビジョンは、従前のとおり令和42(2060)年までとし、第3期糸満市創生総合戦略は、令和8(2026)年度から令和12(2030)年度までの5年間とします。

第3期糸満市創生総合戦略の期間



第5節 糸満市の特性と課題

糸満市の有するポテンシャル、そして今後10年間に取り組むべき主な課題は次のとおりです。

糸満市のシンボル

平和のまち

糸満市は去る沖縄戦で激戦地となり、多くの命や財産が失われました。それだけに市民の平和希求の想いは強く、平和都市宣言(平成5(1993)年)を掲げ、さまざまな平和を目指す活動を続けています。また県内外から慰霊や平和学習に訪れる人が絶えません。

うみさち おかさち

海幸・陸幸のまち

糸満漁民は戦前から海を舞台に活躍し、沖縄の漁業を牽引してきました。また、農業も盛んで、美らキャロットをはじめ多くの地場産品を生み出しています。

自然

亜熱帯の風土と水

糸満の大地はサンゴ礁由来の琉球石灰岩から成り立っています。石灰岩のつくる独特の地形や植生、地下水系は、固有の生態系を育むとともに、集落の立地や暮らしの基盤となってきました。また、沖縄本島有数の河川である報得川も、森と海をつなぎ、人々の暮らしを支えてきた自然資源です。温暖な気候は、マンゴーなどに代表される特産品の生産、観光にも寄与しています。

海と森

糸満市は長い海岸線を有し、その大半が国定公園に指定された自然海岸です。優れた自然風景に加え、点在するビーチやイノー(礁池)はレクリエーションの場としても親しまれています。また、石灰岩の森には、クロイワトカゲモドキなど貴重な生き物が生息しています。

社会

地域の個性

糸満市は戦前の1町5村が合併した経緯があり、地域性が豊かです。集落ごとの結束も強く、自治の気風が強く残っています。また、市民ワークショップでは、糸満市には個性的な人材が多い、人のつながりが濃いことが挙げられました。

都市構造

市街地は西海岸側に集約されており、糸満漁港一帯を中心とした既成市街地と、新たに整備された宅地や産業団地などの新市街地が連坦しています。内陸部かつ南部一帯は、田園的環境となっており、都市と田園の2面構造となっています。

産業

水産業、農業は糸満市を特徴付ける基盤的産業です。また、工業団地整備により、県内では製造業の盛んな市です。観光業とも連携し、六次産業化の取り組みがなされています。

歴史・文化

文化資源

市内には文化財が多数あり、中でも国指定史跡の具志川城跡や南山城跡は沖縄の歴史を知る上で重要な遺産です。また、数々のカー(井泉)や門中墓、石獅子など石灰岩地形と結びついた民俗文化財、そのほか漁撈文化遺産などが特徴的です。

伝統行事

字ごとに祭りや芸能が伝えられ、地域の誇りとなっています。特にハーレーや綱引きが盛んで、他地域にも知られる祭りとなっています。

また、日々の旧暦行事を大切にする地域性があります。

これからの糸満市の10年における 主な課題認識

生産年齢人口を増やす 取り組み

糸満市は、今はまだ人口微増傾向にありますが、何も施策を講じないと、今後、人口減少社会に突入することが懸念されています。その対策として、生産年齢人口を増やすため、子育て支援策、雇用・産業振興策などの施策を講じていく必要があります。

技術革新

人口減少や高齢化からくる人材不足、インフラの老朽化といった問題に対応するには、新たな技術の活用が必要です。また情報化社会の進展スピードに適切かつ柔軟に対応していくことはもとより、より積極的に新しい技術を活用して糸満市の発展の原動力としていくことが望まれます。

持続的な社会への 変革

私たちと子孫みんなが健やかで有意義な人生を送るためには、どこかの自然環境や誰かの人、または未来に負担を押し付けるのではない、健全で持続的なシステムが必要です。

多様性を強みに

多くの国内外の観光客が訪れ、外国籍の市民も増えています。ジェンダーや障がいなど、さまざまな有形無形のバリアを乗り越え、誰もが活躍できる社会づくりが必要になっています。

災害に強い まちづくり・ひとづくり

昨今、頻発している台風や大雨による冠水、土砂災害といった自然災害に対して、まちづくり・ひとづくりの両面から着実な備えが必要です。

また、国内外では想定外の災害も起きています。糸満市も大地震や津波、感染症などに備えた大きな災害への対策も整えていく必要があります。

自立と協働の さらなる推進

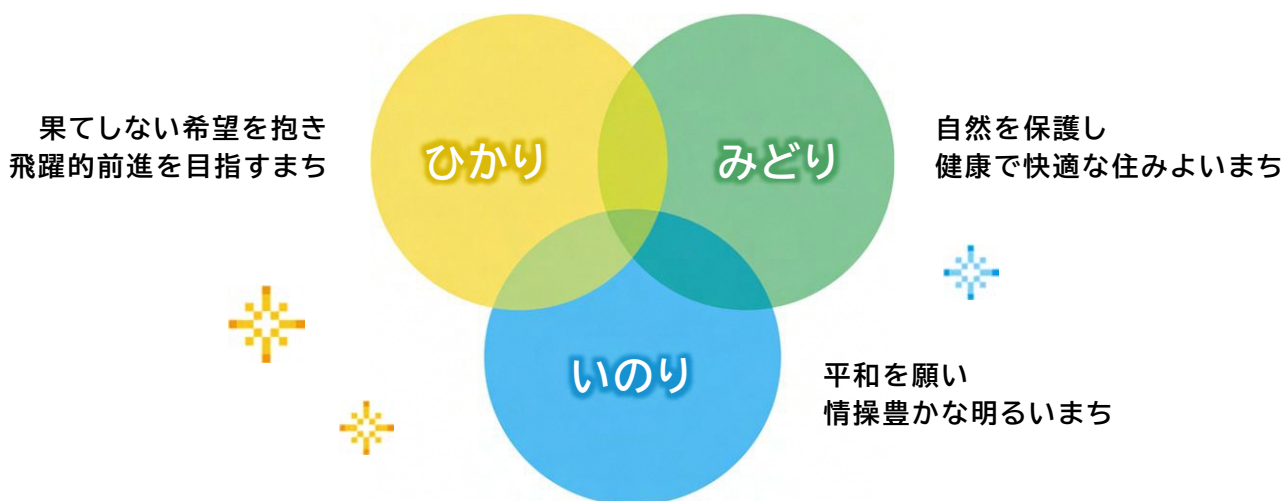
収入の先細りや支出の増加が見込まれる中、足腰の強い経済づくりとともに、健全な市政運営がさらに求められます。また、糸満市の強みである地域コミュニティに弱体化のきざしがみられ、協働の土台がゆらぐことが懸念されます。糸満アイデンティティの確立も、自立につながる課題です。糸満市ならではの歴史や文化、誇りをしっかり受け継いでいくことが望まれます。

第2章 基本構想

第1節 基本理念

糸満市の基本理念を、「ひかりとみどりといのりのまち」とします。

この理念は昭和36(1961)年の合併以来引き継がれているものであり、これからも糸満市の柱となるものです。



第2節 糸満市の将来像

糸満市ではこれまで、第4次総合計画で掲げた将来像「つながりの豊かなまち」を目指して、まちづくりを行ってきました。この10年間でできた豊かなつながりは、人口減少時代が到来し、社会構造や環境が大きく変化していく不確実な時代に、糸満市がいかすべき強みです。これからの10年間は、これまで育まれたつながりが実を結び、市民一人ひとりがそれぞれのステージで活躍できる糸満市を目指します。そのためには、足元にある糸満市の強みやポテンシャルを見つめ直し、さらに磨きをかけて、市民が誇れるものとしていくことが重要です。自然の豊かさや産業、暮らしの基盤となる地域社会、市民と行政、市内にあるつながりをさらに深く結びつけ、しなやかで足腰の強い、住みよいまちづくりを目指していきます。

以上を踏まえて、糸満市の将来像を下記のとおり掲げます。

将来像

つながりを深めチャレンジするまち糸満市

第3節 まちづくりの基本姿勢

糸満市のこれからのまちづくりにあたって、4つの基本姿勢を掲げます。

1 市民と共に進む協働のまちづくり

本来の、市民のための市民によるまちづくりを実現するために、「自律と自立」を常に目指していきます。そのためにも、糸満市の特性である人のつながりを再生しつつ、市民同士による「協働」の仕組み、また、市民と行政が連携する仕組みを構築し、協働のまちづくりを推進します。

さらに、糸満市の課題や取り組みについて積極的に市民と共有するとともに、その実効性や成果を明確にし、PDCAサイクルを有効に動かしていきます。

2 新しい時代の流れを力にし、変化に対応できるまちづくり

少子高齢化や生産年齢人口の減少などの内部環境変化や、ITなどの技術革新、情報化・グローバル化、経済の急激な変動、自然災害などの外部環境変化は、地域の経済社会活動に大きく影響を与えることが予想されます。新たな時代の流れを力としつつ、さまざまな環境変化にも対応できるようまちづくりを進めていきます。

災害にはできる限りの備えをします。その上で、想定を超える災害が起きたとしても、折れてしまうことなくしなやかに適応または回復できるまちづくり・ひとづくりの視点を取り入れます。

3 糸満市の魅力を伸ばし、選ばれるまちづくり

糸満市には、自然、ひと、文化、産業など、多様な資源があります。これらを存分にいかし、磨きをかけることで、まちの魅力を伸ばします。そして、住みたい・訪れたい・働きたいまち、すなわち「選ばれるまち」となり、今後の人口減少時代を乗り越えていきます。

4 持続可能で誰もが住みよいまちづくり

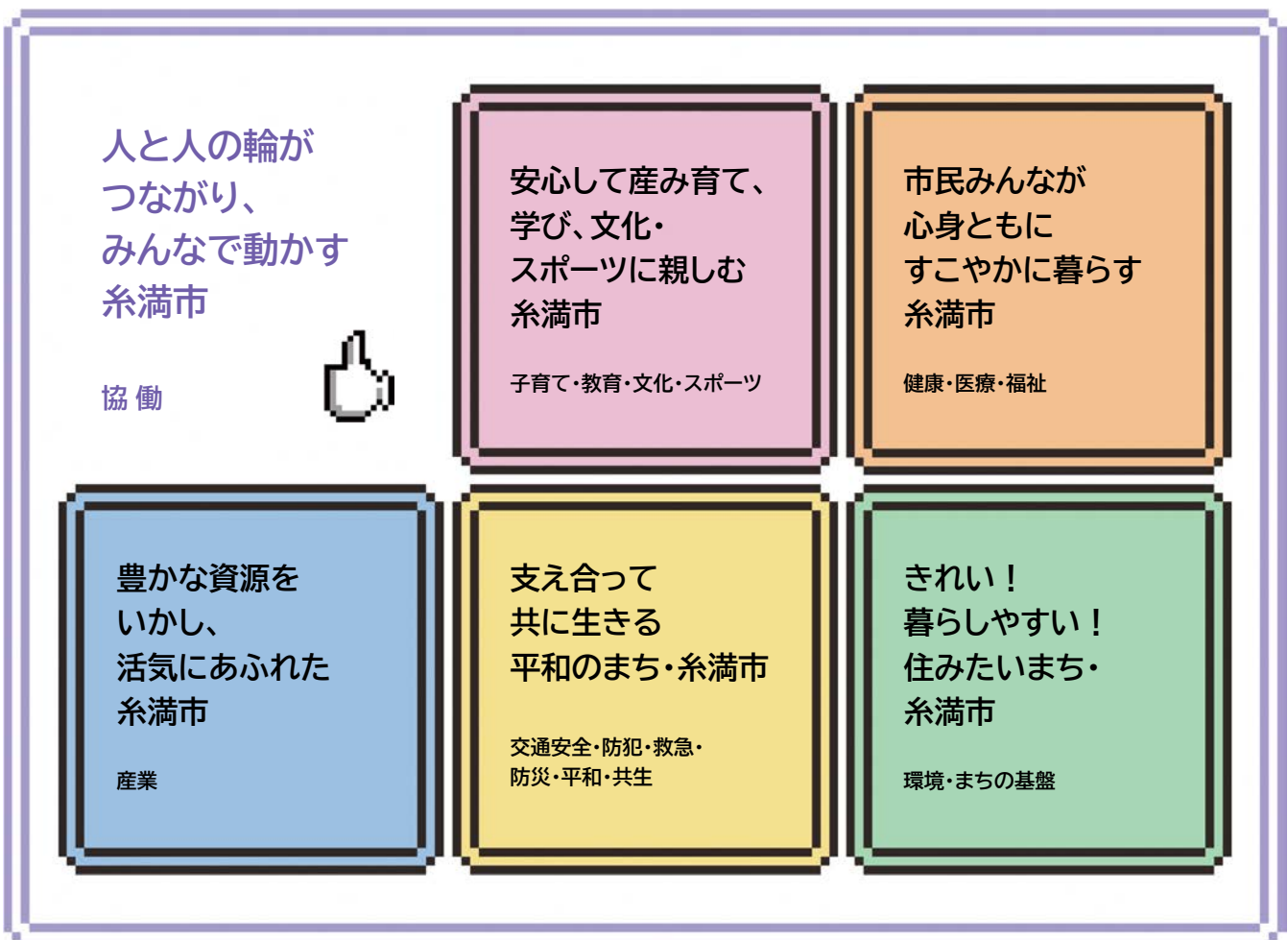
将来の子孫によりよい環境と誰もが住みよい社会を受け渡せるよう、限りある資源を賢く利用するとともに、さまざまな場面で持続可能な社会への転換を図っていきます。

そのための行動目標として糸満市においてもSDGsを設定し、これまで以上に総合的に取り組みます。

第4節 目指すまちの姿

糸満市の将来像として掲げた「つながりを深めチャレンジするまち糸満市」を実現するため、6つの方向性を「目指すまちの姿」として示します。ここで示したまちの姿は、それぞれが独立して実現されるものではなく、互いに深くつながりながら実現されるものです。

目指すまちの姿



安心して産み育て、 学び、文化・スポーツに親しむ糸満市

子育て・教育・文化・スポーツ

よりよい糸満市をつくっていく基盤となるのは、「ひと」です。少子高齢化の世の中にあっても安心して産み育てることができる環境づくりや、市民一人ひとりが活躍できる「スーパー糸満市民」(※1)となるため、多様な学びが充実した糸満市を目指します。

それは、切れ目のない子育て支援が行われ、こどもから高齢者まで市民みんなが健康で文化的な暮らしを享受できる環境が整った状況のことです。例えば、こどもの見守りや困ったときに相談できる体制など、地域ぐるみで子育てする環境が整い、こどもの人権を守り、こどもも親も安心して過ごせるまち。学校と社会が連携し、生きる力を育む教育が行われるまち。地域や人生の課題をどう解決するか、市民がいつでもどこでも気づき・学ぶことができるまち。文化財の保全・活用や郷土史の編さんなどが進み、地域への誇りと愛着を未来へ継承できるまち。市民が文化芸術にふれ、心豊かな生活が送れるまち。市民スポーツや競技スポーツが活発なまち。多様な人材が輝くまちづくりを進めます。

(※1) スーパー糸満市民


計画策定に向けた会議の中で市民から提案された言葉で、自らが持つ力を発揮して、それぞれの場で活躍する人材のことです。

市民みんなが 心身ともにすこやかに暮らす糸満市

健康・医療・福祉

市民が健やかな暮らしを送ることは、糸満市の健やかさそのものです。しかし、少子高齢化や生活習慣の変化の中で、糸満市においても、医療費の増大や老老介護など、さまざまな問題が発生しています。市民が生涯にわたって健康で生き生きとした生活を送り、クオリティ・オブ・ライフの高い糸満市となるため、サポートが必要なときにサポートが受けられる、誰一人とりこぼさない糸満市を目指します。

それは、共に支え合い、誰もが心身共に健康で長生きできる環境が整っている状況のことです。例えば、医療や健康づくりをサポートする仕組みが整い、みんなが元気に過ごせるまち。健康長寿の方が多いまち。地域内で助けを必要としている人に気づき、孤立させない仕組みができたまち。誰もが居場所のあるまち。自立しようとする市民を応援する体制のあるまち。多様な窓口の垣根を超えて包括的に相談でき、一体的な支援が受けられるまち。病気やハンディキャップのある人も輝けるまち。市民みんなが生涯現役で活躍できるまちづくりを進めます。




支え合って共に生きる 平和のまち・糸満市

交通安全・防犯・救急・防災・平和・共生

まちづくりにおいては、市民のいのちが守られ、安心して暮らせることが何よりも重要です。近年、自然災害が頻発し、さらに想定外の大規模な災害や感染症が発生するなど、非常時に対する備えが重要になっています。また、糸満市は沖縄戦終焉の地であり、平和を希求する気持ちの強い地域でもあります。緊急時の安心も、防犯・交通安全・消防など日常的な安心も、そして平和がもたらす安心も感じられる糸満市を目指します。

それは、市民と行政が連携して常に備え、平和の大切さを発信し、多様性を認め合う環境が整った状況のことです。例えば、すべての地域が火災や災害などに日常的に備え、避難時に支援が必要な人をみんなで助けあう、消防力や防災力の強いまち。互いに声をかけあい、感染症などに備えるまち。防犯や夜間の安全に地域ぐるみで取り組むまち。歴史や平和を語り継ぐ仕組みが構築され、平和の大切さを伝える取り組みを大切にするまち。互いの違いを認め合い、性別・年齢・国籍・ハンディキャップのあるなしに関わらず、人権を尊重し、多様な生き方を認め合う共生のまち。誰にとっても安全安心なまちづくりを進めます。



きれい！暮らしやすい！ 住みたいまち・糸満市

環境・まちの基盤

糸満市は、海と川をはじめとする豊かな自然に囲まれており、農村・漁村・市街地など多様な暮らしの場が形成されていることが特徴です。いのちの基盤となる豊かな生態系を維持し、それぞれの地域が地域らしさを発揮しながら、誰もが快適に暮らせる糸満市を目指します。

それは、暮らしをとりまく自然や生態系が守られつつ、住みよいまちの基盤が整っている状況のことです。例えば、美しい海や川や星空に親しめるまち。リサイクルなど循環の思想が浸透し、環境保全の意識が高く、ごみのポイ捨てや不法投棄がないまち。にぎわいや活気にあふれ、こどもやお年寄りが集まる場所があり、糸満市らしい風景を感じるまち。道路網や、公共交通・コミュニティバスが市内各地をカバーし、誰もが自由に往来できるまち。公共施設が集約化され、利便性に富んだまち。情報化社会に対応した通信網が整ったまち。バリアフリーで災害に強いインフラや住宅が整備されたまち。住む人・訪れる人にとって魅力的な環境のまちづくりを進めます。

豊かな資源をいかし、 活気にあふれた糸満市

産業

糸満市では「海幸(うみさち)・陸幸(おかさち)の史都(まち)」として、水産業および農業の振興に努めてきました。また、県内では製造業の盛んな市で、第1次産業、第2次産業、第3次産業がバランスよく立地していることも、糸満市の特徴です。これらの産業が互いに連携しあい、新たな産業を成立させ、就業の場を広げ、市民の暮らしを支えていく糸満市を目指します。

それは、漁業や農業や商業・観光業などの基盤産業が元気なことに加え、新しい産業振興を応援する環境が整った状況のことです。例えば、スマート農業や漁業など、ICT・IoTなどの活用が進んだまち。まちぐるーが賑わうまち。豊かな自然や独自の歴史文化に惹かれて、国内外から人が集まるまち。産業や組織の枠を超えて新たな価値や仕事が生み出されるまち。人材を育成・支える環境が整い、若者などの起業が多いまち。経営基盤がしっかりした足腰の強い企業が多いまち。高齢者も若者も外国人も、安心して働けるまち。そして、携わる人々が自らの産業に誇りを持ち、「糸満ブランド」が浸透したまち。活力ある産業が息づくまちづくりを進めます。

人と人の輪がつながり、 みんなで動かす糸満市

協働

市民ワークショップやアンケートでは糸満市の住みよい理由の一つとして、近所付き合いや人と人のつながりの深さが挙げられています。このようなつながりの豊かさは、糸満市の強みです。ほかのすべての分野にも関わりますが、糸満市のまちづくりには、人のつながりや、自助・共助・公助が欠かせません。市をつくる基盤である市民の力を、さらに積極的にまちづくりにいかす糸満市を目指します。

それは、地域や事業者や各種団体などが、まちづくりの主役として活躍できる環境が整っている状況のことです。例えば、地域活性化に向けた体制づくりや人材の育成が行われ、市民や地域が活発に活動するまち。まちづくりの意識を持った市民が、主体的にまちづくりに関わる仕組みが整ったまち。誰もが必要な情報へアクセスして、糸満市が進めるまちづくりに参加することができるまち。行政と市民の距離が近く、市民が行政を、行政が市民を頼れるまち。それぞれの取り組みをサポートする、課題解決力を持った人財がいるまち。一人ひとりが糸満市を動かす主役となるまちづくりを進めます。

基本理念

ひかりとみどりといのりのまち

まちづくりの将来像

つながりを深めチャレンジするまち糸満市

目指すまちの姿1

安心して産み育て、
学び、文化・スポーツに
親しむ糸満市

(子育て・教育・文化・スポーツ)

取り組み内容(施策)

- みんなで子どもを育む社会をつくる
- 学校の魅力をさらに高める
- 誰でもいつでも学べる環境をつくる
- 歴史・文化・芸術に親しむ環境をつくる
- スポーツに親しむ環境をつくる

目指すまちの姿2

市民みんなが心身ともに
すこやかに暮らす糸満市

(健康・医療・福祉)

取り組み内容(施策)

- 健康で健全に暮らす環境をつくる
- 支え合い、後押しする福祉環境をつくる
- 高齢者の保健福祉を充実させる

目指すまちの姿3

支え合って共に生きる
平和のまち・糸満市

(交通安全・防犯・救急・
防災・平和・共生)

取り組み内容(施策)

- 日常的な安全をつくる
- 緊急事態に備える
- 支え合う地域で安心を生む
- 平和を希求し未来へ発信する
- 多様性を認め合う社会をつくる

目指すまちの姿4

きれい！暮らしやすい！
住みたいまち・糸満市

(環境・まちの基盤)

取り組み内容(施策)

- 循環型社会をつくる
- 生活環境をよりよく保つ
- 地域のインフラを整える
- 快適に暮らせるまちをつくる
- まちのにぎわいや調和をつくる

目指すまちの姿5

豊かな資源をいかし、
活気にあふれた糸満市

(産業)

取り組み内容(施策)

- 産業人材を育成する
- 農業・水産業を活性化させる
- 商工業・観光業を活性化させる
- 産業の魅力に磨きをかける

目指す
まちの姿
6

人と人の輪がつながり、みんなで動かす糸満市

(協働)

取り組み
内容
(施策)

- みんなで元氣な地域をつくる
- 効果的・効率的な行政経営の推進
- 総合計画・総合戦略を着実に推進する

第5節 目標人口

令和2(2020)年時点の住民基本台帳人口は62,270人(※1)でしたが、現在の糸満市の住民基本台帳人口は62,096人(※2)となり、想定よりも早く減少傾向に転じていることから、令和2(2020)年時点の推計値よりも令和12(2030)年時点での人口は減少することが見込まれます。このことから、令和12(2030)年の目標人口を64,000人から62,500人(住民基本台帳人口)に変更します。

なお、変更前の目標人口である64,000人については、令和22(2040)年での達成を目指します。その実現に向けて、「第3期糸満市創生総合戦略」に記載する各種施策などに取り組んでいきます。

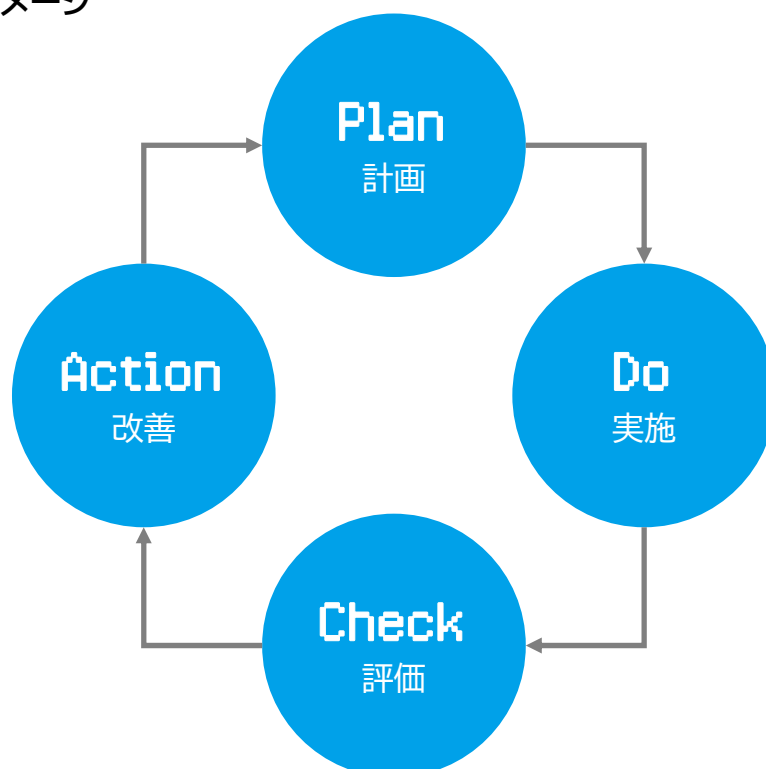
(※1)現在の糸満市の総人口…令和2(2020)年9月末現在の住民基本台帳人口は62,270人(男性31,514人、女性30,756人)

(※2)現在の糸満市の総人口…令和7(2025)年9月末現在の住民基本台帳人口は62,096人(男性31,550人、女性30,546人)

第6節 計画の推進について

「第5次糸満市総合計画」および「第3期糸満市創生総合戦略」の推進に向けて、定期的に進捗状況の点検を行い、社会ニーズの変化や緊急事態への対応を含めて、適宜見直しを行っていきます。そのために部署の枠を超えた推進体制を構築し、PDCAサイクルを有効に動かしていきます。

PDCAサイクルのイメージ



(※1) 青字:後期基本計画策定時に追記または修正を行った箇所。

第7節 土地利用の基本方向

前節までに述べた糸満市の将来像実現に向けた取り組み内容は「基本計画」にまとめます。この節では、まちづくりを進めるにあたって留意すべき土地利用の考え方について整理します。

■ 総合的かつ計画的な土地利用

土地は、市民生活や産業活動を将来にわたって支えるかけがえのない資源であり、その利用を有効かつ適正に行うことが市民全体の利益を増進する上できわめて重要です。

土地の利用にあたっては、自然環境の保全と秩序ある開発に努めながら地域の自然的、社会的、経済的、文化的な諸条件に配慮し、土地利用関係法令などの適切な運用を図りつつ、長期的な展望のもとに総合的かつ計画的な土地利用を推進します。

■ 自然環境の保全・活用

糸満市は、独特な地形と地質のもとに多様な自然環境を有しており、石灰岩丘陵が形づくる空間は集落の範囲を定め、水循環の一つの単位となり、人々の暮らしに大きく関わりを持ってきました。

また、海の恵みを土台にした水産業、豊かな自然を活用した農業、良好な景観や史跡をいかした観光業など、自然環境と産業が共存していることも糸満市の特徴です。

このように自然環境は、糸満らしさの維持、産業基盤の確保、快適な居住環境の形成や観光振興など、糸満市の持続的発展にとって重要であることから、これら自然環境の保全・活用を図ります。

■ 農地の保全・整備

糸満市の農業は、これまで土地改良事業や地下ダムの整備の進展によって生産性の向上を果たしてきました。今後も優良な農業基盤の充実を図るため、土地改良整備などを進めるとともに、遊休農地対策など農地の効率的な利用を推進します。

また、耕土流出防止対策をはじめとする環境への負荷軽減の取り組みを進め、持続的な環境保全型農業を推進します。

■ 集落環境の保全・整備

糸満市には、緑豊かな美しい農村風景が残っており、グスクや湧水、ガマなど、自然と歴史・文化の両面で貴重な地域資源を多く含みます。各集落はそれぞれの地域のコミュニティや文化を維持する単位でもあります。これらは私たちの生活に大切な役割を果たすとともに、自然環境の保全に大きく貢献してきました。

今後集落地区においては、段階的・計画的に開発を誘導する区域、まとまった緑地・農地を保存すべき区域など、土地の利用区分を設定し、各区域に応じた土地利用の検討を行います。

■ 良好な市街地環境の創出

糸満市の市街地は、漁港地区などの既成市街地や土地区画整理事業により造成された住宅地区・工業地区など、地区ごとに異なる形成過程を経て繁栄してきた歴史を持っています。

それぞれの地区の特性をいかし、地区ごとに異なる整備方針を立てていくとともに、より効率的で利便性の高い市街地形成について、施設配置の観点から検討を行い、その実現に向けた都市機能再編を図っていきます。

■ 戦争遺構などの保全・活用

第二次大戦における日米両国の激戦地、沖縄戦終焉の地である糸満市は、ガマを代表とする戦争遺構や慰霊碑・塔が多く存在し、市域の多くが沖縄戦跡国定公園に指定されるなど、保全の必要性が示されています。

戦争の記憶の継承が人からモノへ変化する中で、悲惨な戦争の教訓を後世に伝える「物言わぬ語り部」の役割は一層重要となることから、戦争遺構などの保全・活用を図ります。

■ そのほかの土地利用

公用・公共用施設用地、レクリエーション用地、墓地などについては、適切な誘導・規制のもと、ほかの土地利用との整合を図り、土地の有効利用を推進します。

また、国土の保全や適正な利用において阻害要因となっている、所有者不明問題や放棄宅地・空き地の増加といった問題については、国の施策や法制度改正の動向を踏まえつつ取り組んでいきます。



基本計画

令和8(2026)年度～令和12(2030)年度



基本計画の特徴

第1節 基本計画の見方

本計画は、1つの施策につき1見開き(2ページ)で取り組む内容を整理します。

左側のページに「施策の方針」、「施策に関する指標」、「施策に関する主な現状・背景」、「施策に関する主な課題」として、施策のねらいやその背景をまとめています。右側のページに「主な施策」、「施策に関する主な分野別計画」として、具体的な取り組みなどについてまとめています。

1 施策の方針

この項目では、施策のねらい(目的)などについて概要を述べています。

2 施策に関する指標

施策の達成状況を数量的に確認するための指標です。施策がどれだけ進んだかを確認できるものを選んで設定しました。基本計画の最終年度にあたる令和12(2030)年度の目標値を示しています。

また、指標が何を指しているのかなどの説明は、巻末の「資料編」に一覧でまとめています。

表示例

指標名	実績値 (R6年度)	目標値 (R12年度)
指標の名前[単位]	数値	数値

3 施策に関する主な現状・背景

4 施策に関する主な課題

これらの項目では、その施策を実施すべき現状や背景、将来的な課題について述べています。

5 主な施策

目指すまちの姿および政策の目的を達成するために取り組む施策について、具体的に記しています。ここで記した内容を中心に組みますが、このほかにも、政策の目的を達成するために効果的な施策を随時検討していきます。

6 施策に関する主な分野別計画

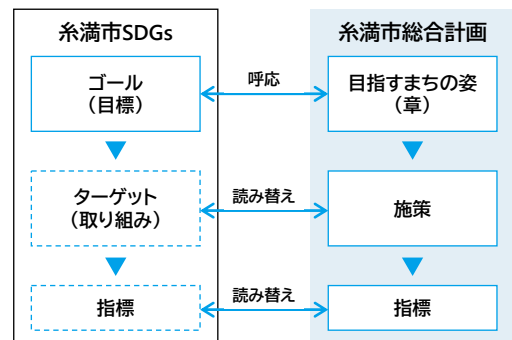
この項目では、施策分野に特化した分野別計画などを記しています。これらの計画は、関係法令の改正や社会状況の変化に応じて更新されるものであり、ここで記した計画と総合計画で役割分担を行いながら、将来像の実現に向けて取り組んでいきます。

第2節 SDGsへの取り組み

糸満市は、持続可能な社会を目指してSDGsを推進します。持続可能な社会は、環境対策はもとより、経済も同時に発展させ、暮らしやひとの尊厳を守ることに総合的に取り組むことで実現するというのが、SDGsの基本的な考え方です。そこで、糸満市では総合計画に挙げる多面的な施策を通じてSDGsに取り組むものとし、総合計画は、多様な分野を横断的に網羅し、市民生活に密着し、かつ進捗を管理する仕組みを設けていることから、SDGsを有効に機能させることができます。

また、地方自治体にとってSDGsへの取り組みは、地域の多様な資源を活用し、多様なステークホルダーの力もいかして地域課題を解決することにつながり、地方創生の推進と軌(き)を一(いつ)にするものです。

SDGsは、「ゴール(目標)」とそれを実現するための「ターゲット(取り組み)」、「どれだけ進んだかを量る「指標」で構成します。糸満市SDGsは、総合計画のもとに「目指すまちの姿」にそれぞれゴールを設定し、基本計画の施策と指標がSDGsの取り組みと指標にあたるものとし、各施策の名前の隣に、SDGsゴールのアイコンを表示しています。



■ SDGsとは

SDGs(エスディーゼーズ)とは Sustainable Development Goals の略称で、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性(ほうせつせい)のある社会の実現のため、令和12(2030)年を年限とする国際目標です。

各国がそれぞれの取り組みを通じて、国際目標の17のゴールを達成する仕組みであり、我が国はSDGs実施指針を「持続可能で強靱、そして誰ひとり取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す。」と定めています。

地方自治体や企業や団体にもそれぞれの役割を果たすことが期待されており、多くの自治体がSDGs達成に向けた計画を策定しています。SDGsへの取り組みが自律的好循環をもたらすとの認識が高まり、企業の取り組みも増えています。



- 普遍性** 先進国を含め、**全ての国が行動**
- 包摂性** 人間の安全保障の理念を反映し「**誰一人取り残さない**」
- 参画型** **全てのステークホルダーが役割を**
- 統合性** 社会・経済・環境に**統合的に取り組む**
- 透明性** **定期的にフォローアップ**

※外務省「持続可能な開発目標達成に向けて日本が果たす役割」より

SDGsのゴール一覧

**貧困をなくそう**

あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる

**飢餓をゼロに**

飢餓を終わらせ、食料安定保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する

**すべての人に健康と福祉を**

あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する

**質の高い教育をみんなに**

すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する

**ジェンダー平等を実現しよう**

ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び少女の能力強化を行う

**安全な水とトイレを世界中に**

すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する

**エネルギーをみんなに そしてクリーンに**

すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する

**働きがいも経済成長も**

包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用(ディーセント・ワーク)を促進する

**産業と技術革新の基盤をつくろう**

強くしなやか(レジリエント)なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る

**人や国の不平等をなくそう**

各国内及び各国間の不平等を是正する

**住み続けられるまちづくりを**

包摂的で安全かつ強くしなやか(レジリエント)で持続可能な都市及び人間居住を実現する

**つくる責任 つかう責任**

持続可能な生産と消費の形態を確保する

**気候変動に具体的な対策を**

気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる

**海の豊かさを守ろう**

持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する

**陸の豊かさも守ろう**

陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する

**平和と公正をすべての人に**

持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する

**パートナーシップで目標を達成しよう**

持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

※ゴール名は「JAPAN SDGs Action Platform」より引用(<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/sdgs/index.html>)

基本計画を推進するために

第1節 施策担当課の設定と進捗状況の公表

基本構想において位置づけた6つの「目指すまちの姿」を実現するためには、市民・関係団体などと行政がつながりを深め、協働することが重要です。それぞれが得意分野を発揮できるよう、互いにサポートしながら協働していきます。

また、行政内部の体制についても、施策ごとに「施策担当課」を設定し、定期的に施策の進捗状況や見直しを行うための仕組みを構築します。併せて、PDCAサイクルにより確認した計画などの進捗状況の公表などを行います。

第2節 定期的な進捗確認(検証)と改善

基本計画は、基本構想で位置づけた糸満市の将来像の実現に向けて実施する取り組みをまとめたものです。取り組みを効果的に実施するため、検証と改善を行いながら、より効果的な施策の実施を図るための仕組みとして、PDCAサイクルの運用を行います。PDCAサイクルとは、Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Action(改善)の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する仕組みのことを指します。

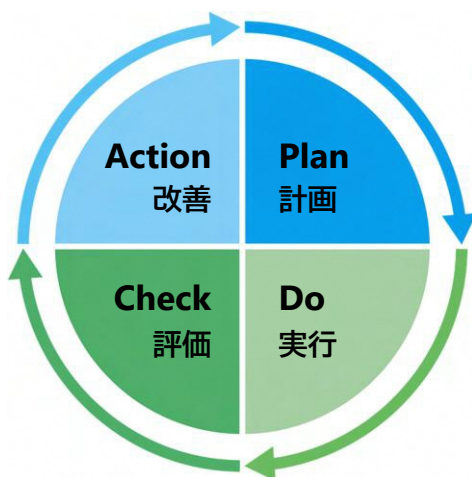
PDCAサイクルのイメージ

(毎年度)

- 庁内での評価を踏まえ、
- 施策担当課を中心に施策の見直し、改善事項の整理

(毎年度)

- 施策担当課が中心となった庁内での施策の進捗確認
- 事務局が中心となった指標の達成状況の評価



- 基本計画の策定

(必要に応じ)

- 基本計画の見直し
- 市民や関係機関・団体などとの協働
- 庁内の部署の枠を超えた推進体制による施策実施

本計画の実施にあたっては、施策担当課を中心に、関連部署間の横の連携を密にしながら、事業の実施から評価・点検、改善案の検討までを計画的に実施していく予定です。この仕組みが適切に機能しているかについては、事務局が確認・サポートを行います。

第1章

目指すまちの姿 1

(子育て・教育・文化・スポーツ)

安心して産み育て、学び、 文化・スポーツに親しむ 糸満市

- 施策 1 みんなでこどもを育む社会をつくる
- 施策 2 学校の魅力をさらに高める
- 施策 3 誰でもいつでも学べる環境をつくる
- 施策 4 歴史・文化・芸術に親しむ環境をつくる
- 施策 5 スポーツに親しむ環境をつくる



みんなでこどもを育む 社会をつくる

1 施策の方針

家庭や地域、支援者が連携して切れ目のない子育て支援の充実を図るほか、こどもの居場所や子育て環境の充実を図り、「みんなでこどもを育む社会」づくりに取り組みます。

2 施策に関する指標

指標名	実績値 (R6年度)	目標値 (R12年度)
教育・保育施設待機児童数 [人]	15	0
放課後児童クラブ待機児童数 [人]	47	0
地域学校協働活動推進員の活動件数 [件/年]	41	70
1歳6か月児健診受診率 [%]	92.7	95.0以上
「子育てに不安が殆どない」と答えた人の割合 (健診時アンケート) [%]	62.5	70

3 施策に関する主な現状・背景

- 核家族化や地域のつながりの希薄化など、こどもを取り巻く環境が大きく変化する中で、孤立感や子育てへの不安・負担感を抱える保護者、さまざまな課題を抱えるこどもや若者が増加する傾向にあります。
- 国においては、こどもたちが健やかに成長し、すべてのこどもが希望を持ち未来を切り開いていく「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こどもが権利の主体であることを社会全体で理解・共有するとともに、こども・若者や子育て当事者の視点を尊重し、その意見を政策に反映していく取り組みが推進されています。

4 施策に関する主な課題

- 妊娠期から出産・子育て期にわたるきめ細やかな相談支援、子育て支援に関わる専門職種などの人材確保と育成、乳幼児の保育体制の充実、すべてのこどもの人権や尊厳が守られる環境、安全に過ごすことができる地域の実現が必要です。
- 家庭教育の継続的支援、こどもの生きる力を育む学校教育の充実、地域人材との連携・協働による成長と学びを支える仕組みづくりを通じて、地域における多様な担い手とつながり、子育て支援施策を展開していくことが必要です。

5 主な施策

(1) 切れ目のない子育て支援の充実

- こども家庭センターにおける妊産婦・こども・その家庭への包括的な相談支援(母子の健康づくり、妊娠・出産・子育て期を通じた包括的サービスの提供、産後の支援の充実、子育て中の親の孤独感・不安感の解消に向けた交流促進・相談体制の強化、妊婦健診などの公費負担、学校や保育所などの関係機関との連携強化など)
- 家庭教育支援(家庭教育に関する情報発信・情報交換の場の提供、家庭における基本的生活習慣の形成、ブックスタート・セカンドブックの推進など)
- 地域でこどもを育む環境・体制づくり、意識向上(子育て世代の相談・情報交換の場の提供、コミュニティ・スクールの設置や地域学校協働活動の推進、糸満市子ども会育成連絡協議会などを通じた地域の大人とこどもの結びつきの強化など)
- こどもの貧困対策、相談・支援体制の充実(地域主体のこどもの居場所づくり、子育て関連の専門員の配置、青少年センターにおける教育相談、就学援助など)

(2) 児童福祉の充実

- 多様な受け皿の確保、放課後児童クラブや児童館などの居場所・環境の充実(こどもの居場所づくりの推進、保育施設の整備・改修支援など)
- 子育て支援に係る人材の確保・育成、保育の質の向上、関係機関との連携強化(保育士の確保のための補助、子育て支援ネットワークの構築、自治会や子ども会などを含む社会教育関係団体の育成と連携など)
- 要保護児童や要支援児童へのきめ細やかな取り組みの推進(教育・医療・保健・福祉・司法などを含めた関係機関の連携、要保護児童などへの適切な対応と早期発見、特定妊産婦の支援、学校や関係団体との相談体制の整備など)

6 施策に関する主な分野別計画

- ◆ 糸満市子ども・子育て支援事業計画
- ◆ 糸満市子どもの読書活動推進計画
- ◆ 健康いとまん21後期計画
- ◆ 糸満市子ども・若者計画
- ◆ 糸満市地域福祉計画
- ◆ 糸満市立こども園在り方計画
- ◆ 糸満市地域福祉活動計画



学校の魅力をさらに高める

1 施策の方針

質の高い教育で児童・生徒の育成を図るため、多様な教育支援や学校施設の充実を図るほか、地域と連携した取り組みにより学校の魅力をさらに高めます。

2 施策に関する指標

指標名	実績値 (R6年度)	目標値 (R12年度)
高嶺小中一貫校の設置数(高嶺小学校・高嶺中学校) [校]	0	1
「全国学力・学習状況調査」における平均正答率(小学校)(※1)	C	A
「全国学力・学習状況調査」における平均正答率(中学校)(※1)	C	A
「全国体力・運動能力、生活習慣等調査」における総合評価(小学校)(※1)	A	A
「全国体力・運動能力、生活習慣等調査」における総合評価(中学校)(※1)	A	A
「全国学力・学習状況調査」児童質問紙における全国比較(小学校)(※1)	B	A
「全国学力・学習状況調査」生徒質問紙における全国比較(中学校)(※1)	B	A
地域クラブの設置数(中学校部活動の地域展開)(累計)	0	5

(※1)全国平均との比較…A:全国平均以上/B:マイナス5ポイント以内/C:マイナス5ポイント超

3 施策に関する主な現状・背景

- 近年、グローバル化やICTなどの技術革新などが急速に進み、教育を取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑・多様化し、学校と地域社会との連携の重要性が指摘されています。
- 糸満市の児童・生徒の体力は全国平均に達している一方、学力は全国平均を下回っている状況です。学習意欲等の調査からは、基本的な生活習慣の欠如、学力不振などの要因以外にこどもの貧困や家庭環境から生じる学びの格差も懸念されています。また、不登校児童・生徒数なども増加傾向にあります。

4 施策に関する主な課題

- これからの学校教育に求められるものは「学びの基礎」を定着させることであり、学習指導要領に沿った着実な教育課程の実施と魅力ある学校づくりが必要です。そのためには、教師のスキルアップのために必要な研修などの実施に加え、学校ICTのさらなる整備、将来を見据えたキャリア教育、学校、地域が一体となったコミュニティ・スクールの充実が必要です。
- 児童・生徒の活動意欲を向上させ、幅広い分野で活躍する人材を育成することが必要です。
- 家庭環境、貧困、いじめ、不登校などを理由に支援が必要な児童・生徒に対しては、関係機関と連携し対応することが必要です。

5 主な施策

(1) 魅力ある学校づくり

- 誰一人取り残さない質の高い教育による児童・生徒の育成(デジタル教材を活用した学習機会の提供、医療的ケア児の対応、特別支援教育の推進、学力向上対策、個別最適な学びの推進など)
- 新たな社会に対応するための生きる力の育成に向けた人材育成(関係機関との連携によるキャリア教育支援、コミュニティ・スクールや地域学校協働活動による学校を核とした地域づくりなど)
- 小中一貫教育の推進(小中連携による特色のある教育課程の編成、高嶺小中一貫校の設置、魅力ある学校づくりなど)
- 学校施設の充実(長寿命化計画に基づく既存施設の維持管理、バリアフリー化の推進や耐震化、体育館の避難所としての機能強化、給食センターの更新、将来の児童・生徒数を見据えた計画的な統廃合など)
- 教職員を取り巻く環境整備(業務量管理・健康確保措置実施計画に基づく施策の実施、健康福祉の確保など)

(2) 地域や関係機関と連携した児童・生徒の育成

- 地域との交流、地域人材の活用(地域人材をいかしたコミュニティ・スクールによる学校運営の推進など)
- 人材育成事業の推進(奨学金の給付・貸与、文化・スポーツ面での児童・生徒の県内外派遣補助、地域学校協働活動の推進、関係機関と連携したキャリア教育支援など)
- 関係機関との連携の充実(支援を要する児童・生徒の早期発見・早期対応など)
- いじめ、不登校、児童虐待への対応(ガイドラインなどを活用した学校全体での対応など)
- 中学校部活動の地域展開の推進(部活動指導員、地域クラブの推進など)
- 学校給食の充実(安全・安心で栄養バランスの取れた豊かな学校給食の提供など)
- 食育の推進(望ましい食習慣の形成に向けた食育・給食指導の実施、地場産品の活用による郷土料理の伝承推進など)

6 施策に関する主な分野別計画

- ◆ 糸満市学校施設等長寿命化計画
- ◆ 糸満市子どもの読書活動推進計画
- ◆ 学校ICT推進化計画(今後策定予定)
- ◆ いじめ防止基本方針
- ◆ 糸満市立学校給食センターPFI導入可能性調査 報告書
- ◆ 糸満市教育振興基本計画
- ◆ 糸満市小中一貫教育基本計画
- ◆ 糸満市立学校給食センター基本計画
- ◆ 糸満市部活動地域展開推進計画
- ◆ 糸満市立学校給食センター建設候補地策定業務 報告書



誰でもいつでも 学べる環境をつくる

1 施策の方針

生涯学習拠点を確保し市民講座の開催やサークル活動の支援を行うほか、図書館活動の充実を図り、誰でもいつでも学べる環境づくりを行います。

2 施策に関する指標

指標名	実績値 (R6年度)	目標値 (R12年度)
生涯学習支援センター等における活動者数[人/年]	23,793	25,000
図書館貸出点数[点/年]	239,527	253,000
レファレンス件数[件/年]	400	500
学校ボランティア等登録者数[人/年]	156	260

3 施策に関する主な現状・背景

- 学習、趣味、生活に関する知識、リスキリングなど、市民の学びに対するニーズは多様化・高度化してきています。教育基本法第3条においては、「生涯学習の理念」について「国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切にいかすことのできる社会の実現が図られなければならない。」と規定されています。

4 施策に関する主な課題

- サークル活動支援、各種講座、図書の貸し出しや読み聞かせなどの取り組みを行っています。その上で限られた活動場所や財源などのリソースを効果的に活用するためには、地域活動を担う人材の育成・確保に取り組んでいく必要があります。
- 中央図書館においては、地域の情報拠点として多様な媒体による資料や情報を選定、収集、整理、提供、保存し、市民の学習意欲を支え、地域の課題解決につながるよう、その充実に取り組むとともに、学校図書館やほかの生涯学習施設、ボランティア活動などと連携を図っていく必要があります。
- すべての市民に図書館サービスを提供するため、移動図書館、電子図書館の利用促進を図る必要があります。

5 主な施策

(1) 生涯学習機会の拡充

- 地域課題に対応した多様な学習機会の提供(生涯学習支援センターでの市民講座の開催やサークル活動の促進、青少年センターでの児童・生徒向け講座の開催やこどもたちの自主活動への支援など)
- 「学び」と「活動」の循環の形成(地域学校協働活動の推進、ボランティアの育成、生涯学習フェスティバルの開催など)
- 地域の教育力の充実(自治会や女性会といった各種社会教育団体の活動支援および連携の強化など)
- 生涯学習拠点の確保(誰もが気軽に集い交流できる環境の整備など)

(2) 図書館活動の充実

- 誰もが学べる環境の整備(資料の体系的な収集と適切な保存、電子書籍の充実、利用困難者へのサービス提供(移動図書館、バリアフリー資料、宅配サービスなど)、講演会の開催、レファレンス(※1)環境の整備など)
- 歴史の継承とこどもたちの読書活動支援(糸満市に関する資料と情報の収集・保存、市行政情報などの電子化資料の活用促進、読み聞かせボランティア団体との連携、乳幼児と保護者の読書活動推進、学校・学校図書館への支援、図書館教育の実施など)
- 地域、他図書館と連携したサービスの向上(読み聞かせボランティアとの連携、県内外の公共図書館間での相互貸借による資料提供、効率的・効果的運営に向けた職員のスキルアップや図書館システム・危機管理の向上)

(※1)レファレンス:図書館利用者が調べたい・探したい資料や情報を探す手助けを行う業務「参考業務」、「参考調査」などとも言う。

6 施策に関する主な分野別計画

- ◆ 糸満市子どもの読書活動推進計画



歴史・文化・芸術に 親しむ環境をつくる

1 施策の方針

糸満市にしかない文化資源の保全・活用を図ることで「糸満市らしさ」を継承するほか、芸術作品などにふれる機会を提供し、歴史・文化・芸術に親しむ環境づくりを行います。

2 施策に関する指標

指標名	実績値 (R6年度)	目標値 (R12年度)
指定文化財の件数(累計)[件]	15	20
「糸満市史」の刊行状況(累計)[巻]	9	12
文化芸術イベントへの来場者[人/年]	30,008	35,000

3 施策に関する主な現状・背景

- 糸満市域に古くからある集落には、それぞれ独自の風俗習慣があります。この風俗習慣が長い時間をかけて伝統文化となり、現在も息づいています。
- 市内各地に残る伝統行事、民俗文化財、埋蔵文化財などは地域の特色を示す文化資源であり、観光資源としても活用できる可能性を秘めています。

4 施策に関する主な課題

- 有形無形の文化財は、後継者確保や保護・保全などの方法が問題となっており、今後の在り方について総合的に検討していく必要があります。
- かつての風俗習慣が急速に失われつつある今日、先人たちの歩みを後世に正しく伝えるために、旧町村ごと、集落ごとの歴史資料の調査、収集、整理を行い、「糸満市史」として編さんしていく必要があります。
- 文化財の保護については、南山城跡は三山時代を代表する城跡の一つであり、歴史文化的価値が高く、将来の国史跡指定に向けて遺構調査などを実施し、その成果を市民に共有しながら事業を進める必要があります。
- 国史跡具志川城跡については、第Ⅱ期整備事業を実施し、国史跡の価値を後世へ継承していく必要があります。
- 古くから伝わる伝統技術の保持者などの文化財指定を行い、民俗技術として保護を図る必要があります。
- 市民文化の振興に関しては、糸満市観光文化交流拠点施設「くるる糸満」を核として、市民の新たな文化振興に向けた環境整備を進める必要があります。

5 主な施策

(1) 糸満市らしさの継承

- 文化財の保護・活用(国・県と連携した文化財の保護・活用、市指定民俗文化財の保存継承の支援など)
- 南山城跡の保護・活用(南山城跡発掘調査実施に向けた環境整備(小学校の移転)、国と連携した南山城跡の調査など)
- 地域の歴史・文化資源の保全・活用(漁撈(ぎょうろ)文化やしまくとぅばなど市内各地域に所在する各種有形無形の文化資源の調査検討、各種文化財の保存・公開可能な施設整備の要否を含めた調査検討など)
- 郷土史の編さん(糸満市関連の史資料の収集・整理の推進、「糸満市史」関係資料の調査および刊行物の発刊、収集資料の活用・公開、字誌などの編さん支援など)

(2) 市民文化活動の振興

- 芸術作品などにふれる機会の提供(国・県・各種団体などと連携した市民が優れた芸術作品に接する機会の拡充など)
- 糸満市文化協会の活動支援(糸満市文化祭への継続支援・市文化協会と連携した各種事業展開など)
- 児童・生徒の文化芸術に親しむ機会の提供(芸術家派遣事業や琉球古典芸能鑑賞事業の拡充など)
- 糸満市観光文化交流拠点施設「くる糸満」の活用(市民自らが文化創造の担い手としてさまざまな文化芸術活動に取り組める環境の整備など)

6 施策に関する主な分野別計画

- ◆ 第2次糸満市文化芸術振興指針
- ◆ 南山グスク等の調査・保存活用に関する計画等(策定予定)
- ◆ 具志川城跡保存活用計画書
- ◆ 第2次糸満市観光振興基本計画
- ◆ 糸満市史編集事業基本計画(改訂予定)



スポーツに親しむ環境をつくる

1 施策の方針

生涯スポーツや競技スポーツに親しむ機会を提供するほか、スポーツコンベンションを促進するための体制構築に取り組むなど、スポーツに親しむ環境づくりを行います。

2 施策に関する指標

指標名	実績値 (R6年度)	目標値 (R12年度)
市主催のスポーツ教室・イベント参加者[人/年]	6,660	9,400
沖縄県民スポーツ大会成績[位]	10	7
全国および九州大会・合宿等誘致数[件/年]	12	18
市管理のスポーツ施設利用者[人/年]	294,405	333,000
全国および九州大会・合宿等誘致で使われた施設利用延べ人数[人/年]	7,014	9,000
全国および九州大会・合宿等誘致で使われた施設利用日数[日/年]	80	140

3 施策に関する主な現状・背景

- 機能拡充が図られた西崎運動公園などの各施設は、市民の健康増進や地域コミュニティの活性化に寄与してきました。
- こどもたちのスポーツ離れによる体力低下が課題であり、発育段階に応じた専門的な指導体制の構築が求められています。
- 令和7(2025)年の西崎球場などでのU-18野球ワールドカップの開催により、国内外に存在感をアピールするとともに、観光振興や地域経済の活性化、青少年の目標意識の醸成に効果をもたらしました。

4 施策に関する主な課題

- 高齢者や障がい者を含めた誰もが楽しめる軽スポーツの推進や、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れた環境整備が必要です。
- 若者を中心に人気が高まるeスポーツやアーバンスポーツなどを新たなスポーツ需要として取り込んでいくことが重要です。
- 将来のトップアスリートを育成するため、指導者や選手の育成プログラムを充実させ、施設の有効活用を図る必要があります。
- プロ・アマのスポーツキャンプや全国大会を誘致するためには、民間活力を活用した専門組織(地域スポーツコミッション)による一貫した誘致体制を構築することが不可欠です。
- 糸満市の運動関連施設を紹介するプランナーズガイドブックの活用による戦略的な情報発信を行うことで、スポーツ振興を効率的に進めていく必要があります。
- 既存施設の維持管理を行うとともに、老朽化の著しい体育館は建て替えも含めた検討が必要です。
- 関連施設の西崎研修センター(スポーツロッジ糸満)の再活性化を図り、施設全体として相乗効果を生み出すことが重要です。

5 主な施策

(1) 生涯スポーツおよび競技スポーツの推進

- 生涯スポーツの推進(多様なニーズに応じたスポーツ教室や市民参加型スポーツイベントの開催、eスポーツ・アーバンスポーツ(スケートボード、ブレイキン、BMXなど)の普及など)
- 競技スポーツの推進(各競技団体と連携した指導者・若年層の育成、トップアスリート育成に向けた施設の有効活用など)
- スポーツ活動環境の充実(スポーツ施設の改修、既存施設の適切な維持管理、官民連携による施設の再活性化に向けた調査検討など)
- スポーツを支える人材の育成・団体の強化(年齢や発達段階に応じた専門的な指導者の育成、スポーツ推進委員や各競技団体との連携による活動支援、多様なスポーツ指導者養成講座の開催支援など)

(2) スポーツコンベンションの促進

- 地域スポーツコミッション(※1)の設立(民間企業(観光協会など)を中心とした専門組織による、プロ・アマスポーツのスポーツキャンプや合宿の誘致から、企画、運営、プロモーションまでを一元的に担う体制の構築など)
- 令和16(2034)年第88回国民スポーツ大会・第33回全国パラスポーツ大会の開催に向けた取り組み強化(施設・環境整備の推進、運営体制の構築と人材育成、市民の機運醸成など)

(※1)地域スポーツコミッションとは、地方公共団体、スポーツ団体、観光団体、商工団体、大学、企業などが一体となり、スポーツによる地域振興に取り組む組織のこと。

6 施策に関する主な分野別計画

- ◆ 第2次糸満市観光振興基本計画
- ◆ 健康いとまん21
- ◆ 西崎運動公園基本構想「糸満市スポーツ施設等可能性調査」
- ◆ 糸満市公共施設等総合管理計画
- ◆ 糸満市スポーツ推進計画
- ◆ 糸満市男女共同参画計画(いちまんVIVOプラン)



第2章

目指すまちの姿 2

(健康・医療・福祉)

市民みんなが心身ともに すこやかに暮らす糸満市

- 施策 1 健康で健全に暮らす環境をつくる
- 施策 2 支え合い、後押しする福祉環境をつくる
- 施策 3 高齢者の保健福祉を充実させる



健康で健全に暮らす 環境をつくる

1 施策の方針

健康づくりのための健診事業の推進や生活習慣病予防対策に取り組むほか、保険や年金制度の適正化に取り組み、市民が健康で健全に暮らす環境づくりを行います。

2 施策に関する指標

指標名	実績値 (R6年度)	目標値 (R12年度)
特定健診受診率[%]	38.3	60
メタボリックシンドローム該当者・予備軍の割合(現年度分)[%]	43.1	37.1
国民健康保険税収納率(一般被保険者現年度分)[%]	96.57	96.57
国民年金保険料納付率(現年度分)[%]	68.3	71.3

3 施策に関する主な現状・背景

- 沖縄県は65歳未満の働き盛り世代の死亡率が全国一高く、早世(65歳未満の死亡)は全死亡者数の約1割を占めています。特に男性の死亡率は高く、糸満市においても県平均を上回っています。
- 糸満市では、特定健診受診率やがん検診受診率が低く、健康意識の低さや生活習慣の乱れによる肥満率の高さが見られます。肥満の重症化による健康寿命の低下や、医療費・介護費の増加への影響が懸念されています。

4 施策に関する主な課題

- 健康で健全に誰もが生き生きと暮らせるまちの実現に向けて、市民一人ひとりが自らの健康状態を把握し、主体的に生活習慣への関心を高めることができるよう、ライフステージに応じた取り組みを推進する必要があります。
- スポーツによる健康増進を推進し、市民が楽しく運動を継続できる機会を増やすことが重要です。
- 国民健康保険制度は、安定的な制度運営のため沖縄県の設定する目標収納率に基づき保険税収入を確保するとともに、県内の保険税水準の統一による負担の公平化を図る必要があります。
- 国民年金については、若年層の納付率が低下していることから、リーフレットやホームページなどを活用し、効率的・効果的な納付勧奨や免除制度の説明をより丁寧に行うなど、制度の周知活動が必要です。

5 主な施策

(1) 市民の健康づくり支援

- 生涯を通じた歯の健康づくりの推進(乳幼児健診、歯周病検診など各種健診事業の推進など)
- 自殺予防対策の推進(命の尊さの普及啓発、こころの健康相談窓口の周知など)
- 健康づくりをサポートする地域ボランティアの育成
- スポーツによる健康増進(各種スポーツ教室や健康づくりを目的とした運動教室の開催など)
- 予防接種事業の推進(定期予防接種の推進、臨時予防接種の対応による重篤化の防止など)
- 食育の推進(食育の普及啓発活動など)

(2) 生活習慣病予防対策の推進

- 特定健診などの受診率向上対策(特定健診未受診者やがん検診精査未受診者への受診勧奨など)
- 保健指導の強化(特定健診受診者への保健指導、医療機関との連携など)
- 関連団体などとの連携体制構築(医療機関連携体制の構築、商工会を通じた職域との連携など)

(3) 生き生きと暮らせる地域づくり

- 住民の交流の推進、世代間交流の促進(挨拶運動や地域の共同作業の推進、地域行事への参加促進、補助金の交付による自治会活動の支援など)
- 地域の拠点づくりとネットワーク(公民館や集会所の多目的利用の促進や補助金による拠点整備の充実、公共交通網の整備、集団健診の周知協力依頼など)

(4) 保険・年金制度の周知

- 国民健康保険制度の周知・適正化(沖縄県と連携した事務の標準化・効率化や適正事務の確保、負担の公平化や医療費適正化の周知など)
- 国民年金制度の周知・適正化(保険料納付勧奨や免除対象者への周知、「ねんきんネット」のサービス利用による身近で容易な手続きの推進など)

6 施策に関する主な分野別計画

- ◆ 糸満市保健事業実施計画
- ◆ いのち支える糸満市自殺対策計画
- ◆ 糸満市地域公共交通計画
- ◆ 健康いとまん21計画
～第3次健康増進計画・第2次食育計画～
- ◆ 糸満市スポーツ推進計画





支え合い、後押しする 福祉環境をつくる

1 施策の方針

福祉拠点となる地域福祉センターを整備するほか、地域や関係機関と連携した支援体制を構築するなど、支え合い、後押しする福祉環境づくりを行います。

2 施策に関する指標

指標名	実績値 (R6年度)	目標値 (R12年度)
民生委員・児童委員の充足率[%]	88	100
就労支援者数に対する就労決定者割合[%]	53.7	60
福祉施設から一般就労への移行者数[人/年]	13	20

3 施策に関する主な現状・背景

- 生活保護の受給状況は近年横ばいで推移しており、令和6(2024)年度末で被保護世帯数は1,012世帯、保護率も19.42%となっています。世帯類型別の構成割合を見ると、高齢者世帯の占める割合が最も高く過半数を占めており、次いで障がい者世帯・傷病者世帯の順序となっています。
- ひきこもりや8050問題などにより生活が困難な状況にある世帯は、さまざまな課題を抱え、それらが絡み合って複雑化しやすいため、問題が深刻化する前の早い段階で、自立に向けた包括的な支援を行うことが求められています。
- 障がいのある人を取り巻く環境は、障がいの重度化や高齢化、医療的ケアの必要性の増加などにより、支援ニーズが一層多様化・複雑化しています。

4 施策に関する主な課題

- 被保護世帯からの自立を図るためには、健康管理支援、就労支援、学習支援などの支援を充実させるとともに、支援が行える体制の強化が必要です。
- 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的かつ横断的な支援体制を構築するため、属性を問わない相談支援、参加支援および地域づくりに向けた取り組みについて検討する必要があります。
- 福祉政策の拠点である社会福祉センターは老朽化が進んでいることから、同センターが担う機能を有する施設の早期建設に取り組む必要があります。
- 高齢化も進行しており、認知症高齢者や知的障がい者・精神障がい者も増加傾向にあります。また、金銭の管理、サービス利用の決定や手続きなどにおいて、自らの判断が難しく、第三者による判断を必要とする方々の増加も見込まれ、成年後見制度の利用促進や体制整備が必要です。
- 共生社会の実現のため、福祉・医療・教育・雇用など分野を超えた連携体制を整え、相談支援や地域生活支援の仕組みを強化する必要があります。本人主体の意思決定を尊重し、家族や地域全体で支える仕組みを充実させ、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進していく必要があります。

5 主な施策

(1) 社会福祉基盤の充実

- 民生委員・児童委員の確保および育成(民生委員・児童委員の活動の周知、研修の充実など)
- 福祉拠点施設の充実(地域福祉センターの施設整備や活用促進など)
- 生活保護世帯支援の充実(面接相談体制の整備や関係機関との連携強化、就労支援による自立支援プログラムの充実、健康管理の支援、就学援助による支援など)
- 生活困窮世帯など支援の充実(自立相談支援機関との連携による自立相談、就労支援、住居確保、シェアリング事業によるホームレス支援、家計改善、アウトリーチの充実など)
- 成年後見制度の利用促進(中核機関の整備、チーム・協議会の設置、地域連携ネットワークの構築・運用など)

(2) 障がい福祉の充実

- 切れ目のない障がい福祉サービスなどの充実(障がいの早期発見・療育・治療の推進、医療・教育・就労施策が連携した支援体制の強化、障がい者や家族に対する生活支援の充実など)
- 生活支援のための地域づくり・相談支援の強化(入所などからの地域生活への移行、地域生活の継続支援、基幹相談支援センターの設置、地域自立支援協議会を中心としたネットワークの充実など)
- 多様なニーズに対応した支援(重症心身障がい者や医療的ケアを必要とする障がい者に対する医療、保健、福祉、教育の関係機関が連携した支援体制の充実、障がい者による情報の取得や利用・意思疎通の推進など)
- 差別解消および権利擁護の取り組みの推進(障がい者に対する差別解消や合理的配慮の推進、権利擁護相談の充実、虐待防止対策など)

(3) 支え合う地域づくり

- 地域における住民主体の課題解決力強化(地域福祉コーディネーターの適正配置・確保、生活支援コーディネーターの配置および連携強化による地域支援など)

6 施策に関する主な分野別計画

- ◆ 糸満市地域福祉計画・糸満市地域福祉活動計画
- ◆ 糸満市障がい福祉計画・糸満市障がい児福祉計画
- ◆ 糸満市再犯防止推進計画
- ◆ 糸満市障がい者計画
- ◆ 糸満市成年後見制度利用促進計画



高齢者の保健福祉を充実させる

1 施策の方針

高齢者人口の増加が予測される中、地域で安心して暮らせる環境整備に取り組むほか、介護給付の適正化などを推進し、高齢者の保健福祉の充実を図ります。

2 施策に関する指標

指標名	実績値 (R6年度)	目標値 (R12年度)
住民主体の通いの場の数(累計)[箇所]	29	46
認知症サポーター数(累計)[人]	5,497	7,500
新規要支援・要介護認定者の平均年齢[歳]	80.9	81.4

3 施策に関する主な現状・背景

- 高齢者人口が毎年増加を続けている中、団塊の世代が後期高齢者となる令和7(2025)年には、これまで以上に後期高齢者が増加し、さらにその先の令和22(2040)年に向けて急増が予測されています。
- 高齢者の増加に伴い、医療費や介護に係る費用が増加しています。
- 高齢期においては、医療、介護を必要とする割合の増加、就労機会および所得の減少、社会参加の制限など、多様な生活課題に直面します。こうした課題の解消を進めながら、高齢者が重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができるように住まい、医療、介護、介護予防、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの深化、推進が求められています。

4 施策に関する主な課題

- 急速に高齢化が進み、一人暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増えていく中、同じ地域で暮らす住民一人ひとりが地域で支え合い、高齢者が安心して生活できる地域づくりを進める必要があります。
- 今後も増加が予想される認知症高齢者については、高齢者の権利擁護を推進しながら、認知症の早期発見、早期対応につながる取り組みや介護者に対する支援体制の整備が必要です。
- 介護保険制度については、介護予防と適正なサービスの利用について、市民理解の向上に努めるとともに、介護予防サービスの充実を図りながら、要介護状態への移行防止と進行の抑制に取り組む必要があります。
- 健康寿命の延伸につなげる高齢者の保健事業と介護予防の一体的な取り組みが重要となります。

5 主な施策

(1) 地域包括ケアシステム機能の充実

- 総合相談の充実(地域包括支援センターの増設など)
- 権利擁護体制の整備(権利擁護相談の充実、虐待の早期発見と防止、成年後見制度の利用促進など)
- 地域ケア会議の充実(高齢者が地域において自立した日常生活を営むために必要な支援体制や地域課題に関する検討の実施など)
- 在宅医療と介護の連携(在宅医療と介護サービスを一体的に提供する体制の整備など)
- 認知症高齢者などへの支援の充実(認知症の早期対応による包括的支援、認知症対策の推進など)

(2) 介護保険サービスの充実

- 介護保険サービスの質の向上(介護サービス事業所への指導および監査、ケアマネジメント力の資質向上、介護人材の確保など)
- 介護給付の適正化などの推進(介護給付等費用適正化事業の強化など)

(3) 健康・介護予防の推進

- 高齢者の保健事業と介護予防事業の一体的な実施(健康課題の分析、個別支援(ハイリスクアプローチ)と通いの場への積極的な関与(ポピュレーションアプローチ)など)
- 自立支援と重度化防止に資する多様な主体による支援の充実(介護予防・日常生活支援総合事業、企業によるサービス、住民主体の活動など)

(4) 生きがいつくりと社会参加の推進

- 地域における生活支援体制づくりの推進(介護予防ボランティアポイント制度の活用、担い手の発掘、生活支援コーディネーターによる地域活動の推進など)
- 生きがいつくりの推進(老人クラブの活動促進、シルバー人材センターの活用促進、スポーツ・文化活動・生涯学習の活動推進など)

6 施策に関する主な分野別計画

- ◆ 糸満市高齢者福祉計画及び介護保険事業計画
- ◆ 糸満市地域福祉計画・糸満市地域福祉活動計画



第3章

目指すまちの姿 3

(交通安全・防犯・救急・防災・平和・共生)

支え合って共に生きる 平和のまち・糸満市

- 施策 1 日常的な安全をつくる
- 施策 2 緊急事態に備える
- 施策 3 支え合う地域で安心を生む
- 施策 4 平和を希求し未来へ発信する
- 施策 5 多様性を認め合う社会をつくる



日常的な安全をつくる

1 施策の方針

交通安全に配慮した道路整備や交通安全施設の充実を図るほか、防犯への取り組みを強化するなど、日常的な安全づくりに取り組みます。

2 施策に関する指標

指標名	実績値 (R6年度)	目標値 (R12年度)
住宅等開発磁気探査[件/年]	39	50
交通事故(人身事故)の発生件数[件/年]	99	80
身近な犯罪の発生件数[件/年]	156	150
道路ボランティア登録数(累計)(個人および団体)[件]	167	239

3 施策に関する主な現状・背景

- 糸満市内の交通事故の発生件数は増加傾向となっています。
- 通学路の安全確保は重要ですが、歩道の整備などには時間がかかっているのが現状です。
- 防犯については、糸満署管内の身近な犯罪の発生件数は平成23(2011)年をピークに減少傾向ですが、引き続き地域と協力しながら安心して暮らせる環境づくりが求められています。
- 沖縄県は、先の大戦において激しい爆撃を受けたことに加え、熾烈な地上戦の場となり、戦後80年を経た今日でも約2,000トンの不発弾が埋没していると推計されています。

4 施策に関する主な課題

- より安全で利用しやすい道路環境となるよう、見やすく分かりやすい標識や路面標示の整備などが必要です。
- 糸満市が管理する道路は市内全域に及んでおり、行政だけでは管理が十分にできていないことから、道路美化ボランティア活動を拡充していく取り組みなどが必要です。
- 平成21(2009)年に発生した糸満市小波蔵の不発弾事故を教訓に、不発弾探査への支援策を強化していますが、住宅建築工事などでは要望が少ないため、利用促進を図る取り組みが必要です。
- 不発弾の発見や安全化処理には市民の協力が必要であり、注意喚起や啓発が重要です。

5 主な施策

(1) 交通安全の充実

- 交通安全に配慮した道路の整備(見通しのよい道路環境整備の推進、道路環境のバリアフリー化の推進、歩道の設置推進、自転車ネットワークの構築の推進、通学路の安全点検の実施など)
- 交通安全施設の充実(カーブミラー・信号機・横断歩道・路面標示などの交通安全施設の整備・関係機関への要請、ユニバーサルデザイン化、通行障害物(看板・樹木など)の管理指導の促進、通学路や未就学児の散歩道の安全点検の実施(ガードレール、横断歩道の設置・要請)など)
- 道路ボランティア活動の拡充(苗木などの提供、草刈り機などの清掃道具の貸し出し、表彰制度の運用など)

(2) 防犯への取り組みの強化

- 防犯対策の強化(地域安全マップ作成の支援、防犯パトロールの実施、こども110番の家の設置拡大、防犯に関する相談受付、有害図書書の排除など)
- 防犯設備の充実(防犯灯・保安灯の整備、一戸一灯運動の推進など)

(3) 不発弾対策の推進

- 不発弾等処理体制の充実(国や県などとの連携強化、地域住民の意識向上や協力体制の強化、関係機関との調整による処理期間の短縮など)
- 不発弾情報の収集と公表(市ホームページや広報紙を活用した市民への情報提供の徹底など)
- 住宅などの開発における磁気探査活用の促進(市民が活用しやすくするよう関係機関との調整や周知など)

6 施策に関する主な分野別計画

- ◆ 糸満市農村振興基本計画
- ◆ 糸満市障がい者計画
- ◆ 糸満市地域福祉計画・糸満市地域福祉活動計画
- ◆ 糸満市地域防災計画



緊急事態に備える

1 施策の方針

消防・救急体制の充実や防災力の強化を図るほか、緊急時対応の基盤となる備蓄品や避難場所を確保するなど、緊急事態に備える取り組みを行います。

2 施策に関する指標

指標名	実績値 (R6年度)	目標値 (R12年度)
指定緊急避難場所等の確保(累計)[箇所]	79	90
指導救急救命士の養成(累計)[人]	1	5
消防団員数[人]	47	65
食料・飲料水の備蓄[食]	61,054	55,440

3 施策に関する主な現状・背景

- 救急需要が高まる中、出動一件あたりの救急活動時間の短縮、傷病者への迅速・適切な医療提供が求められています。
- 救急現場で求められる判断能力と必要とされる技術は年々高度化していることから、救急救命士などの資質向上が求められています。
- 複雑・多様化する消防需要に迅速に対応するため、消防力の強化が求められています。
- 近年、自然災害の激甚化・頻発化により、全国各地で甚大な被害が発生しています。特に、南海トラフ沿いの大規模地震は、今後30年以内に発生する確率が80%程度に引き上げられています。
- 糸満市内においても、台風や集中豪雨による冠水や浸水被害などが各地で発生していることから、防災力のさらなる強化が求められています。

4 施策に関する主な課題

- 救急体制では、マイナ救急や救急DXを活用し、医療機関との間で傷病者情報を共有し、迅速化・効率化することで、救急活動の最適化が必要です。
- 救急業務の質向上を目的として救急救命士などに対し指導・教育を行う指導救命士の養成が必要です。
- 消防力の強化には、消防職団員や設備の充実、各種災害に対応する車両の整備も含め、体制の増強が必要です。
- 令和2(2020)年に新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大した際、糸満市では現行の組織体制で対応しましたが、今後は緊急事態にも対応できる組織の在り方の検討や災害時行動計画などの見直しが必要です。

5 主な施策

(1) 消防・救急体制の充実

- 消防力の強化(消防広域化の推進に向けた検討(分署の設置含む)、消防職団員の増員)
- 救急体制の充実(医療機関との連携、救急資器材の充実、マイナ救急・救急DXの運用、救急隊員・救急救命士の資質向上、指導救命士の運用体制の確立など)
- 消防および救急のための施設・設備の充実(消防施設・設備・車両の更新および未整備車両の配備、各種消防資器材の充実など)
- 救急車の適正利用の普及(救急車を呼ぶべきか迷ったときに相談できる電話窓口「#7119」や、こどもの急な病気やケガについて相談できる電話窓口「#8000」の周知活動など)

(2) 防災力の強化

- 災害に強いまちづくりの推進(国土強靱化地域計画の各施策の推進、事前復興の体制構築など)
- 防災情報伝達の推進(全国瞬時警報システムや防災行政無線などの防災情報伝達手段の確保、自治会などとの連携など)
- 災害が予想される地域での防災対策(防災訓練、避難所の確保・周知および避難誘導標識などの整備、災害リスクの把握、地域の特性を踏まえた防災マップの作成など)

(3) 緊急事態等における柔軟な組織の構築

- 緊急時に備える仕組みの構築(業務継続計画および災害時受援計画の各施策の推進、災害時職員初動マニュアルの活用、学校における危機管理マニュアルや防災マニュアルの活用、感染症対策、災害ボランティアセンターの設置など)
- 緊急時対応の基盤構築(車両・人員の確保、災害用備蓄品の確保、一次避難等市内体育施設などの緊急時活用の促進など)

6 施策に関する主な分野別計画

- ◆ 糸満市地域防災計画
- ◆ 糸満市国土強靱化地域計画
- ◆ 糸満市業務継続計画
- ◆ 糸満市災害時受援計画
- ◆ 糸満市津波避難計画
- ◆ 糸満市災害時備蓄計画
- ◆ 糸満市国民保護計画
- ◆ 糸満市災害時職員初動マニュアル



支え合う地域で 安心を生む

1 施策の方針

交通安全思想や防犯思想の普及を図るほか、市民の消防・救急力、防災力の強化のために自主防災組織の結成支援を行うなど、地域での支え合いにより安心を生む環境づくりに取り組みます。

2 施策に関する指標

指標名	実績値 (R6年度)	目標値 (R12年度)
地域防災リーダー(防災士)の育成(累計)[人]	90	100
自主防災組織の結成(累計)[組織]	15	22
査察対象物立入検査 [件/年]	28	78
普通救命講習会等の受講者数[人/年]	311	540

3 施策に関する主な現状・背景

- 糸満市では沿岸部に人口が集中しており、高齢者の割合も増加していることから、大規模な地震・津波災害発生時における被害の拡大が懸念されます。
- 地域の防災力を高めるには自主防災組織の活動が有効ですが、令和6(2024)年度時点で市内15箇所、結成率27.8%と低い状況にあります。結成に至らない背景には、市民の防災意識の低下や担い手不足などが考えられます。
- 救急隊の現場到着には一定の時間を要するため、現場に居合わせた市民などによる積極的な救命活動が求められています。

4 施策に関する主な課題

- 事件・事故、トラブルを避け、市民がより安心して暮らしていくためには、交通安全や防犯に関する意識の向上を図る必要があります。特に交通三悪と飲酒に絡む事故を減らすことや、暮らしや法律などを扱う相談業務の充実が必要です。
- 一人ひとりの防災意識の向上とともに、防災講話や防災訓練を通じて地域ぐるみで防災対策を進めることの重要性を知ってもらう取り組みが肝要です。
- 市民の救急力の高さが災害発生初期の被災者救護に力を発揮することから、消防本部での普通救命講習などの実施に加え、出張救命講習の実施により、多くの市民に受講してもらう取り組みが必要です。
- 深刻な被害を生んだ新型コロナウイルス感染症に対して、市民の行動が感染拡大防止に役立ったとみられていることから、正しい知識の普及が重要です。

5 主な施策

(1) 安全安心に向けた心構えの普及

- 交通安全思想の普及(交通安全運動・交通安全指導教室の実施、広告物や駐車による障害物のない歩道の確保に向けた市民意識の啓発、関係機関と連携した交通被害者の救済、飲酒運転を含む交通三悪や路上寝の根絶、免許自主返納者へのサポート、高齢運転者標識(四つ葉マーク)の啓発、SNSを活用した周知活動など)
- 防犯思想の普及(地域全体で防犯に取り組む意識の普及・啓発、青少年の健全育成活動の促進、SNSを活用した周知活動など)
- 市民の消防・救急力の強化(消防団・自主防災組織との連携、救命講習会の開催、住宅用火災警報器設置の促進、不特定多数の人が利用する建物(所有者・管理者)への防火意識向上の促進(立入検査)など)
- 市民防災力の強化、備える意識の向上(自主防災組織の結成支援、地域防災リーダー(防災士)の育成、地域における防災訓練の実施、避難経路の確保、要配慮者・要支援者の支援体制の構築、福祉避難所の確保、市内施設での定期訓練の実施など)

(2) 安全安心に向けた仕組みの構築

- 支え合う地域社会の構築(地域コミュニティ内での要配慮者の把握、地域・職場・学校および警察などの関係機関と連携した地域ネットワークの充実など)
- 災害対応における連携体制の構築・強化(消防、警察、自衛隊などとの連携強化、関連事業者との災害時応援協定の締結など)
- 消費生活相談や無料法律相談の充実(相談員の配置、弁護士・司法書士相談、行政相談、合同行政相談会の実施など)

6 施策に関する主な分野別計画

- ◆ 糸満市地域防災計画
- ◆ 糸満市災害時受援計画
- ◆ 糸満市要配慮者支援計画
- ◆ 糸満市災害時備蓄計画
- ◆ 糸満市津波避難計画



平和を希求し未来へ発信する

1 施策の方針

平和を語り継ぐための人材育成に取り組むほか、デジタルコンテンツを活用した平和学習を推進するなど、沖縄戦終焉の地・糸満市から、平和を希求し未来へ発信する取り組みを行います。

2 施策に関する指標

指標名	実績値 (R6年度)	目標値 (R12年度)
糸満市平和祈念祭参加者数[人/年]	200	250
語り継ぐ人材の育成(累計)[人]	152	200
慰霊祭への参加率[%]	—	100

3 施策に関する主な現状・背景

- 糸満市は先の大戦における沖縄戦終焉の地であることから、市内には多くの慰霊碑が建立されています。また、市内一帯に点在する避難壕や戦争で被害を受けた建造物はかつての時代を物語る戦争遺構であり、平和の尊さを実感できる学習の場となっています。
- 糸満市に点在する壕やガマなど10箇所に概要説明板が設置され、平和学習などに活用されています。
- 沖縄戦における実相を後世に伝えていくためには、市内にある戦争遺跡・遺構の保全整備が必要ですが、一部では周辺集落の生活環境への影響やガマの落盤の危険性などが懸念されています。そうした中、糸満市では轟壕のデジタル映像保存を行い、ホームページ上で公開しています。
- 戦後80年が経ち、戦争体験者は高齢化で年々減少し、戦争体験を伝えることが難しくなっているのが現状です。

4 施策に関する主な課題

- 糸満市では平成24(2012)年から中高校生を中心に平和の語り部育成事業を実施しています。今後も引き続き取り組みを実施し、平和の継承ができる仕組みを関係団体などと連携し構築していく必要があります。
- 平和の発信については、糸満市平和祈念祭を毎年開催し、平和に関する朗読会や平和の礎拭き清めなどを実施しています。今後は関係機関とも連携しながら多くの方々が参加できるように創意工夫を行い、平和の尊さを実感できるよう発信していく必要があります。
- 戦争遺構等はかつての時代を物語る資源であることから、平和学習や交流の手段として、活用に向けた取り組みを検討する必要があります。

5 主な施策

(1) 平和を語り継ぎ発信する

- 平和情報ネットワーク体制の強化(沖縄県や他市町村および関係機関とのネットワークをいかした事業の展開、情報共有の強化など)
- 平和を語り継ぐ取り組みの推進(学校における平和教育の実施、市内中高生や一般市民を対象に語り継ぐ人材の育成および活用の促進、戦時記録(記録映像など)の活用促進など)
- 平和の発信(市ホームページなどによる平和メッセージの発信、平和祈念祭など糸満市の取り組みの周知強化やいとまん平和マラソン開会式での「平和都市宣言文」の朗読など)
- 慰霊祭への参加協力(沖縄全戦没者追悼式および各慰霊碑の慰霊祭への参加など)

(2) 戦争遺構等の保全・活用

- 平和にかかわる資源の活用(戦争遺跡やデジタルコンテンツを活用した平和学習や交流の推進など)

6 施策に関する主な分野別計画

- ◆ 糸満市戦争遺構保全・活用整備事業(基本計画)



多様性を認め合う社会をつくる

1 施策の方針

多様性への理解促進のための取り組みを行うほか、地域における多文化共生を推進するなど、多様性を認め合う社会づくりを行います。

2 施策に関する指標

指標名	実績値 (R6年度)	目標値 (R12年度)
市審議会等女性登用率[%]	26.4	35
市職員女性管理職登用率[%]	15.79	25
男性の育児休業取得率[%]	—	40.0
姉妹都市・友好都市との交流事業等(民間交流含む) [回/年]	6	20

3 施策に関する主な現状・背景

- 人権については、市民の人権意識を高め、一人ひとりがお互いを認め合い、大切にできる社会づくりが求められています。
- 平成22(2010)年に糸満市男女共同参画社会推進条例が施行され、行政、市民、事業者、学校、教育関係者が一体となり男女共同参画社会の実現を推進するため、糸満市男女共同参画計画「いちまんVIVOプラン」に基づいた取り組みを進めています。
- 女性の社会進出やリーダーシップの発揮を促進し、政治・経済・地域活動など多方面での女性登用を積極的に推進することで、多様性を尊重した包摂的な社会の実現を目指しています。

4 施策に関する主な課題

- 少子高齢化や国際化などの社会・経済情勢の急激な変化に対応した社会を築くため、すべての人が多様な生き方を受け入れられる地域づくりを進める必要があります。
- 生き方や働き方の多様性の認識が高まり、外国人を含めた糸満市への移住ニーズが増加傾向にあるため、行政、市民共に受入れの認識共有を図り、多文化共生を推進する必要があります。
- 国内外の多様な交流については、幅広い視野で各種関係機関とも連携しながら交流を図るとともに、多言語による情報の提供も重要です。姉妹都市、友好都市の交流についても行政のみならず、市民交流や事業者などの交流も拡充し支援しながら、さらなる交流の和を広げていく必要があります。

5 主な施策

(1) 共生社会の推進

- 多様性への理解促進(講座開催によるLGBTQを含めた多様性に関する市民理解の促進、家庭・地域・職場などにおける人権教育の推進、相談受付の充実など)
- 共同参画に向けた環境の充実(ワーク・ライフ・バランスを実現できる職場づくりの促進、多様な人が活躍できる労働・生活環境の充実支援、学校における道徳教育・人権教育の推進、市審議会や企業を含む管理職における女性割合の向上など)
- 女性の地域・社会活動における支援(糸満市女性団体連絡協議会との連携による構成団体の活動支援など)
- 移住の受入れ体制の整備(関係課との情報連携、移住者への移住情報の提供など)
- 子育てにおけるパートナーなどの参画と育休取得の促進(市民への啓発活動など)
- 地域における多文化共生の推進

(2) 国内外の多様な交流の推進

- 交流の場づくり(姉妹都市・友好都市との交流促進、戦跡などを活用した平和学習や交流の推進、各種施設の交流の場としての積極的活用、国際交流の推進、芸能交流・経済交流機会の充実など)
- 交流の基盤づくり(英語指導助手(AET)を活用した国際理解・文化多様性への理解促進、地域の国際化の推進、関係機関との連携強化、市ホームページや広報紙での交流情報発信の強化、市民活動支援センターを軸にした交流の促進、多言語対応の推進など)

6 施策に関する主な分野別計画

- ◆ 糸満市男女共同参画計画(いちまんVIVOプラン)
- ◆ 糸満市特定事業主行動計画



第4章

目指すまちの姿 4

(環境・まちの基盤)

きれい！暮らしやすい！ 住みたいまち・糸満市

- 施策 1 循環型社会をつくる
- 施策 2 生活環境をよりよく保つ
- 施策 3 地域のインフラを整える
- 施策 4 快適に暮らせるまちをつくる
- 施策 5 まちのにぎわいや調和をつくる





循環型社会をつくる

1 施策の方針

自然環境の保全と活用を図るほか、脱炭素社会に向けて公共施設などに太陽光発電設備の導入促進を図るなど、循環型社会づくりを行います。

2 施策に関する指標

指標名	実績値 (R6年度)	目標値 (R12年度)
公共施設の温室効果ガス排出量[t-CO2]	9,891	1,717
市民一人当たりのごみ量[g/人・日]	882	778
ごみ分別アプリ「さんあ〜る」ダウンロード件数(累計)[件]	2,412	3,500
出前講座等への市民参加人数[人/年]	44	120

3 施策に関する主な現状・背景

- 森・川・海の連鎖や生物多様性などの重要性が社会的に認識され、市民の環境意識は高まっています。しかし、河川や地下水の汚染、海や森などの自然環境の保全と再生にはまだ課題があり、自然環境の多面的な価値が十分発揮されているとはいえない状況です。
- 糸満市では、「糸満市新エネルギービジョン」の策定や「COOL CHOICE宣言」を行い、エネルギーの地産地消や環境負荷の低減に取り組んでいます。
- 新たな中間処理施設を西原町、最終処分場を八重瀬町に建設することが決まり、次のステップとして適切な処理方式の選択や、完成時まで現施設の寿命を延ばす運用などが求められます。

4 施策に関する主な課題

- クリーンエネルギーの推進にあたり、地域特性に合ったエネルギー戦略を図ることが重要であり、市民などと協働して取り組む必要があります。
- 2050年のカーボンニュートラルを推進するため、地球温暖化対策推進法に基づき令和4(2022)年度に「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」および「糸満市ゼロカーボン戦略」を策定していますが、今後、より一層の脱炭素の基盤構築を図るため、「地球温暖化対策実行計画(事務事業編・区域施策編)」の見直しを行い、脱炭素社会の実現に向けて推進していく必要があります。
- ごみ処理に関しては分別による減量化などにより一定の成果を上げましたが、さらなるごみの減量や不法投棄対策が引き続き課題です。
- 人々の生活そのものが環境に負荷の少ない持続可能なものへと変化を求められており、専門的な知識を有する人材の活用による行政・市民・事業者の連携が不可欠となっています。

5 主な施策

(1) 自然環境の保全と活用

- 森・川・海の保全と再生、活用(陸域・水域の自然環境と生態系の保全・再生、自然や水辺に親しむ場づくり、外来生物による自然生態系のかく乱防止対策、河川環境の水質調査の実施など)
- 耕土流出防止対策の推進と土づくりの促進(畑面被覆や緑肥の推奨、農薬適正使用の農家指導や啓発による環境負荷低減など)
- 自然環境に配慮した適切な開発の誘導(市土の無秩序な開発を防止し、自然環境の保全や活用に関する包括的な取り組みの展開など)

(2) 脱炭素型社会づくり

- クリーンエネルギーの推進(官民連携によるバイオガスの利活用の推進など)
- 地球温暖化防止の取り組み(再生可能エネルギーにおいては、公共施設や住宅および事業者などへの太陽光発電設備の導入促進、省エネルギーにおいては、LEDの導入促進など)

(3) ごみ等の適正処分の推進

- ごみの減量化・資源化の推進(家庭ごみの正しい分け方・出し方の周知、食品ロス削減の取り組み、生ごみ処理容器などの購入に対する補助など)
- 不法投棄への対処(不法投棄しにくい環境づくりと違法性の周知・環境意識醸成など)

(4) 循環型社会構築に向けた人材の育成

- 環境教育の推進(学校や生涯学習での環境学習や市民環境保全活動、多様な環境教育の支援など)

6 施策に関する主な分野別計画

- ◆ 糸満市農村振興基本計画
- ◆ 糸満市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)
- ◆ 糸満市分散型エネルギーインフラプロジェクト・マスタープラン
- ◆ 糸満市新エネルギービジョン
- ◆ 糸満市営住宅再生団地計画
- ◆ 糸満市一般廃棄物処理基本計画



生活環境をよりよく保つ

1 施策の方針

まちの美化活動を推進するほか、悪臭や公害防止対策に取り組むなど、生活環境をよりよく保つ取り組みを行います。

2 施策に関する指標

指標名	実績値 (R6年度)	目標値 (R12年度)
ハブ咬症被害件数[件/年]	4	0
野良猫の避妊・去勢手術された匹数[匹/年]	288	200
団体等による清掃活動の支援(回収等)回数[回/年]	437	580

3 施策に関する主な現状・背景

- 糸満市では、環境美化の促進と清潔で美しいまちづくりを目的に、市民ボランティア清掃や、各自治会による地域清掃、団体や個人ボランティアによる清掃活動が行われています。
- 飼い犬の狂犬病予防接種率向上が求められています。
- 公害に対する苦情は悪臭が多く、関係者に対して施設整備や管理面での改善指導を行っています。騒音では住宅地域内の夜間騒音が多く、健全な生活や健康被害などへの影響もあるため早期解決が求められています。
- 墓地については、近年、家族墓志向や個人墓の増加とともに小規模墓が急増しています。

4 施策に関する主な課題

- 道端や草むらにはポイ捨てごみが見られます。「美しいまちづくり」を推進するため、市民や自治会などが行う清掃活動を支援し、美化意識の向上を図る必要があります。
- 野良犬・野良猫や放し飼いが市民の生活環境のトラブルとなっていることが多く、引き続き徘徊犬捕獲など(TNR活動(※1)含む)に取り組むとともに動物に対する遺棄・虐待・ネグレクトの防止に関する啓発活動を継続する必要があります。
- 有害動物対策としてのハブ駆除事業では、年平均130匹を捕獲しており、ハブ咬症被害件数は減少していますが、引き続き駆除を実施する必要があります。
- 少子高齢化に伴い、今後の墓地需要の変化が予測され、公営墓地の整備について検討する必要があります。

(※1)TNR活動:「飼い主のいない猫」に対し、(T)捕獲し、(N)不妊去勢手術を行い、(R)元の場所に戻す活動のこと。

5 主な施策

(1) まちの美化

- まちの美化活動の推進(市民参加による美化活動(市民ボランティア清掃)や自治会などによる地域清掃活動、個人ボランティアの支援など)
- 美化意識の向上(広報紙やSNSを活用したモラル向上の取り組みなど)

(2) 公害等の対策

- 徘徊犬、ペット、有害動物対策(野良犬捕獲・野良猫対策(TNR活動)、狂犬病予防接種の促進、犬・猫の避妊去勢手術の推進、ハブなどの有害生物の防除など)
- 動物愛護意識の普及(動物愛護法の周知、地域・市民による愛護活動との連携など)
- 悪臭などの公害に対する防止策の推進(公害防止の意識啓発、事業者との環境に関する協定や立地時の指導、騒音や悪臭の規制地域の見直しなど)

(3) 墓地等の対策

- 民営墓地の規制・誘導(墓地に関する規則の周知と適切な運用など)

6 施策に関する主な分野別計画

◆ 糸満市一般廃棄物処理基本計画

◆ 糸満市墓地整備基本計画



地域のインフラを整える

1 施策の方針

道路交通ネットワークの充実や公共交通の整備を図るほか、上下水道などの整備に取り組むなど、地域のインフラ整備に取り組みます。

2 施策に関する指標

指標名	実績値 (R6年度)	目標値 (R12年度)
道路の改良率[%]	82.8	84.9
南部循環線・いとちゃんmini(デマンド・国吉線)の利用者数[人/年]	42,997	45,000
上水道有収率[%]	95	98
下水道人口普及率[%]	72.3	77.5

3 施策に関する主な現状・背景

- 糸満市域には、国道331号、10本の県道および687本の市道がネットワークされています。
- 学校などの公共的空間において、高速・大容量の情報通信環境のニーズが高まり、早期の環境整備に向けた取り組みが求められています。

4 施策に関する主な課題

- 現在整備中の糸満与那原線(糸満ロータリー)や糸満具志頭線(外郭線)などの計画された主要県道の早期拡幅整備およびそれにアクセスする市道の整備充実が必要です。
- 公共交通網および交通弱者の移動手段の確保が必要です。現在、デマンド交通であるいとちゃんminiの本格運行を実施しており、サービス水準の向上や継続的な運行に向けて取り組む必要があります。
- 水道事業では、老朽化施設の更新および耐震化事業の早期推進と災害など緊急時対策の充実とともに他市町村などとの支援体制の充実が課題であり、下水道事業では污水管未敷設地区の整備、老朽化施設の更新、人口普及率および水洗化率の向上と頻発する雨水冠水への対策が喫緊の課題です。
- 公共下水道区域外では、引き続き農業集落排水事業の推進と合併浄化槽への切り替えの促進を図る必要があります。
- 下水道事業および農業集落排水事業については、経営基盤の強化や効率化を図るため、使用料改定や消化ガス再生エネルギー活用による収入向上などや広域化・共同化の検討を進める必要があります。

5 主な施策

(1) 交通・通信ネットワークの整備

- 快適な道路交通ネットワークの充実(国・県による幹線道路整備と歩調を合わせた街路および市道の計画的な整備推進、自転車ネットワーク構築や安全・安心な交通環境の整備の促進など)
- 効率的で持続可能な公共交通の整備(市内公共交通機関としてのデマンド交通の運行継続、交通空白地帯における民間バス事業者との連携、市外・空港とのアクセス性向上や新交通ターミナル整備計画の推進、軌道系公共交通の導入検討など)
- 情報通信ネットワークの充実・拡充(新たな情報通信規格への対応促進、学校や公共的空間における情報通信基盤拡充など)

(2) 上下水道等の整備

- 独立採算制の原則に準じた健全な上下水道事業の運営(適正な料金による健全経営の実施など)
- 施設老朽化や耐震化対策、新設配水管の整備促進(真栄里土地区画整理事業地内、平和の道線など)
- 緊急時の応急給水対策の整備(糸満市独自対策の充実、沖縄県や近隣市町村との広域的相互連携協力体制の構築、緊急時を想定した給水作業訓練など)
- 汚水管未整備地区の早期整備や雨水幹線の新設に合わせ、下水道への接続推進
- 汚水処理事業の広域化・共同化の具体的な方向性の検討(処理場統合、維持管理運営共同化など)
- 合併浄化槽への切り替え促進(単独浄化槽からの切り替え支援など)

6 施策に関する主な分野別計画

- ◆ 糸満市一般廃棄物処理基本計画
- ◆ 糸満市農村振興基本計画
- ◆ 糸満市地域公共交通計画
- ◆ 糸満市水道事業経営戦略
- ◆ 糸満市障がい者計画
- ◆ 糸満市下水道事業経営戦略
- ◆ 糸満市農業集落排水事業経営戦略



快適に暮らせる まちをつくる

1 施策の方針

市営住宅の整備や空き家・空き地の適正管理に取り組むほか、公園管理の充実を行うなど、快適に暮らせるまちづくりに取り組みます。

2 施策に関する指標

指標名	実績値 (R6年度)	目標値 (R12年度)
市営住宅の改築率[%]	25	75
都市公園長寿命化計画に基づく更新施設数(累計) [基]	—	15

3 施策に関する主な現状・背景

- 近年、本土復帰前後に建築された個人住宅の空き家が増えつつあり、危険な状態となっており、周囲への影響が懸念されています。
- 市営住宅においては、住宅需要が高まっていますが、ニーズに合う良好な住宅の供給が不足しています。
- 糸満市が管理する都市公園は50箇所あります。公園の開設(供用開始)から30年以上経過した公園が50%あり、さらに10年後にはほぼすべての公園が設置から30年を経過する見込みとなっています。
- 公園施設はこれまで、補修や改修などの維持管理により健全性を保っていましたが、施設の大半が寿命(使用見込み期間)を迎えるほか、今後寿命を迎えるものが多くあります。また、すでに劣化が顕在化しつつあるものや劣化の進行が伺える施設が多くなっています。

4 施策に関する主な課題

- 老朽化が進行している市営住宅があり、4団地が建て替え対象、ほか2団地も改修・維持管理を要すると判断されていることから、優先的に整備する必要があります。また、三和地域においては、公営住宅の必要度に対して供給量が不足しており、喜屋武地区での整備に向けた検討が必要です。
- 実態調査で把握した老朽化した空き家などの倒壊の危険性、または周辺環境への悪影響の懸念があることから、対策についての検討が必要です。
- 既存公園における除草や遊具メンテナンスなどの適切な維持管理が必要です。
- 都市公園の整備・活用については、令和4(2022)年度に「糸満市都市公園長寿命化計画」を策定しており、これに沿って老朽化した施設・遊具の更新、ニーズに合った公園利用形態の模索、市民参加型管理の促進により公園に愛着が持てるような施設づくりを進める必要があります。

5 主な施策

(1) 良好な住宅・住環境の形成

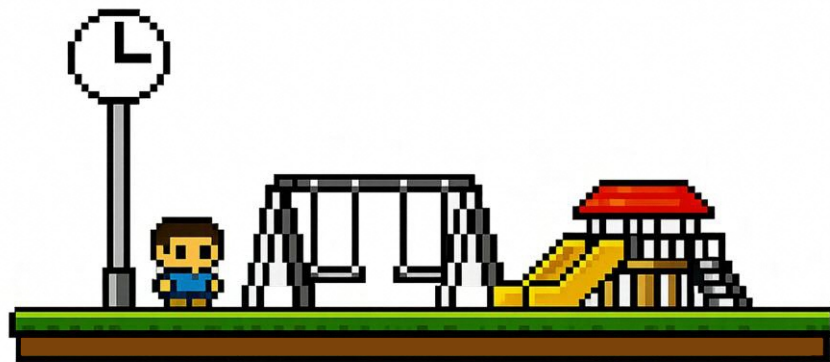
- 良好な住環境の形成促進(地区計画による良好な住環境形成の促進など)
- 市営住宅の整備(少子高齢化などの社会的背景や住宅確保要配慮者(高齢者、子育て世帯、障がい者など)の状況を見据えた適切な住居タイプの確保など)
- 空き家・空き地の適正管理および空き家の有効活用(空き家の実態把握・管理対策、空き家の有効活用に向けた検討や取り組みの推進、住宅地域に所在する空き地の除草などの適正管理指導など)

(2) 公園緑地の魅力向上

- 都市公園・緑地の整備・活用(老朽化した公園のリニューアルや活性化の推進など)
- 公園管理の充実(長寿命化計画に基づく予防的管理の実施、官民連携による管理の充実を目指しPark-PFIなどの導入検討や地域による管理体制の促進など)
- そのほかの公園緑地の整備拡充(都市公園以外の多様な緑地について、防災や身近な緑空間など地域ニーズに応じた形での活用・整備など)

6 施策に関する主な分野別計画

- ◆ 糸満市住生活基本計画
- ◆ 糸満市営住宅再生団地計画
- ◆ 糸満市公営住宅等長寿命化計画
- ◆ 糸満市都市公園長寿命化計画
- ◆ 糸満市営住宅ストック総合活用計画
- ◆ 糸満市空家等対策計画
- ◆ 緑の基本計画
- ◆ 糸満市都市マスタープラン



まちのにぎわいや 調和をつくる

1 施策の方針

商店街や市場のにぎわいづくりに取り組むほか、真栄里土地区画整理事業の推進や南部病院跡地などでの施設整備を促進するなど、まちのにぎわいや調和づくりに取り組みます。

2 施策に関する指標

指標名	実績値 (R6年度)	目標値 (R12年度)
字系満商業地域公共駐車場利用台数(月極除く)[台/年]	53,863	74,000
西崎6丁目公共駐車場利用台数(月極除く)[台/年]	58,564	70,000

3 施策に関する主な現状・背景

- 字系満と西崎に商業地域があり、字系満は、西崎地域の創出により商業機能が低下しています。また、西崎地域は、一時期に比べ活気がなくなっている状況にあります。
- 「系満市都市マスタープラン」などを策定し、街路などの都市施設をはじめ、さまざまな事業を検討することでまちの再生に取り組んでいます。
- 那覇空港および那覇港へのアクセス性が格段に向上したことなどにより、企業の立地需要が増加しています。
- 市街化調整区域のうち、人口増加の著しい兼城地区ではスプロール化が進行しており、生活環境の悪化が懸念されています。

4 施策に関する主な課題

- 新たなにぎわいの創出による関係人口を含めた人流による地域活性化が必要となっています。
- 市街地にあっても、市街化区域に編入されていない箇所も存在することから、今後解決を図ることが必要です。
- 系満工業団地は既に完売しており、企業の立地需要に応えられない状況にあるため、真栄里地区および南部病院跡地などの土地利用計画による産業用地の整備を進める必要があります。
- 高嶺、三和地区の農村集落では、人口減少が課題となっており、自己用住宅建設の規制緩和が系満市内の全集落で導入されていますが、既存集落における定住化を一層進めていく必要があります。
- 地域ごとの特色ある風景を守り、いかすため、市全域を系満市風景づくり計画の区域に指定し、良好な景観形成を進めており、魅力ある地域づくりに向けて継続した取り組みが必要です。

5 主な施策

(1) 商店街・市場のにぎわいづくり

- 西崎商業地域のにぎわい創出(商業活性化に向けた取り組み支援など)
- 字糸満商業地域のにぎわい創出(糸満市場(いちまんまちぐわ〜)いとま〜るを中心とした周辺地域の活性化に向けた取り組み支援など)

(2) 市街地・集落の整備

- 既成市街地および集落の整備(都市マスタープランや農村振興基本計画を基本に狭あい道路解消など利便性向上、安全・安心な住環境形成のための基盤整備の推進など)
- 良好な景観形成(風景づくり計画および都市マスタープランを基本に良好な景観形成や優れたまちづくりを実現、屋外広告物の規制誘導や重点施設の景観形成などの検討、農業基盤整備における環境との調和への配慮など)
- 適切な開発の誘導(市土の無秩序な開発の防止による安全で良好な地域環境の確保、市街化区域内外の持続的なまちづくりに必要な開発の推進、市街化調整区域の地区計画に基づく開発の誘導、良好な農村環境の保全・創出など)
- 都市施設の整備による周辺環境の改善(冠水の解消、道路の整備など)
- 市街化区域編入地区の検討(阿波根西原、座波・賀数、北波平・武富地区)

(3) 土地の有効利用の促進

- 真栄里土地区画整理事業の推進(ターミナルゾーン、集合住宅等ゾーンの整備促進など)
- 南部病院跡地などの有効利用の促進(地域福祉センターなどの整備推進や企業誘致の促進など)

6 施策に関する主な分野別計画

- ◆ 糸満市都市マスタープラン
- ◆ 糸満市農村振興基本計画
- ◆ 糸満市風景づくり計画
- ◆ 糸満市土地利用(真栄里地区)基本計画
- ◆ 那覇広域都市計画事業糸満南土地区画整理事業計画
- ◆ 糸満市武富土地区画整理事業計画



第5章

目指すまちの姿 5

(産業)

豊かな資源をいかし、 活気にあふれた糸満市

- 施策 1 産業人材を育成する
- 施策 2 農業・水産業を活性化させる
- 施策 3 商工業・観光業を活性化させる
- 施策 4 産業の魅力に磨きをかける



産業人材を育成する

1 施策の方針

農業・水産業・商工業・観光業の分野において、国や県、関係機関と連携し担い手を育成するほか、関係機関の機能強化を図るなどして産業人材の育成に取り組みます。

2 施策に関する指標

指標名	実績値 (R6年度)	目標値 (R12年度)
担い手農家数[人]	107	115
認定新規就農者数[人/年]	4	4
担い手漁業者数(組合員)[人/年]	118	124
若手経営者研修会参加人数[延べ人数/年]	66	70
経営発達支援に係る事業計画策定事業者のうち、売上が増加した事業者の割合[%/年]	38.5	38.5以上
観光ガイド登録人数(累計)[人]	4	10

3 施策に関する主な現状・背景

- 糸満市は豊かな海や亜熱帯の気候風土に恵まれ、特色ある農水産物を生産し観光資源も豊富です。
- 市内事業者は、小規模事業者や中小企業が大半となっています。
- 移住者や新たな生活様式での多様な働き方・働き方改革への対応が求められています。
- 農業では、農業経営戸数659戸のうち、507戸が1ha以下の小規模農家であり、従事者の減少と高齢層の増加(50%以上)により、担い手不足が深刻です。
- 水産業では、新規漁業者の減少および高齢漁業者の引退などにより、漁業の担い手が減少しています。
- 観光業では、大型ホテルなどの整備により入域客数が増加傾向にある一方で、多様化する観光ニーズへの対応力が求められています。

4 施策に関する主な課題

- 農業では、小規模経営による収益性の低さと、高齢化に伴う離農・技術途絶などの加速化が懸念されており、担い手不足は耕作放棄地の増加や地域コミュニティの崩壊を招くことから、集約化や法人化などによる経営基盤の強化が必要です。
- 水産業における後継者を確保するため、新規漁業者をひきつける魅力の創出を図る必要があります。
- 沖縄県水産公社地方卸売市場(イマイユ市場)が令和4(2022)年10月に糸満漁港北地区で供用開始されたことに伴い、水産物加工施設などにおける新たな人材確保や受入れ態勢の整備が必要です。
- 事業規模拡大や継続のための人材確保や人材育成が必要となっています。
- 地域の魅力を最大限に高め観光資源を磨き上げるには、観光協会がその牽引役を担い、行政、地域観光事業者、関係機関などが連携し、地域全体で一元的に情報発信・共有する体制構築が必要です。観光協会の機能強化を図ることが不可欠であり、民間のノウハウをいかした人材育成や、新たな仕組みづくりが求められています。これらの課題を解決するため、関係者が一体となる協議会の設置が必要です。

5 主な施策

(1) 農業の人材育成

- 担い手の育成(新規就農者や認定農業者の育成・確保など)
- 新たな担い手の創出(シニア世代や外国人、障がい者の活用推進など)
- 組織の育成強化(農作業受託組織の育成、技術指導や経営指導および法人化支援など)

(2) 水産業の人材育成

- 担い手の育成(新たな養殖業の促進、新規漁業者の育成・確保、船大工などの関連業種担い手の育成・確保など)
- 新たな担い手の創出(教育機関との連携強化、外国人雇用促進、新規就業フェアの活用など)

(3) 商工業の人材育成

- 商工会と連携した事業主の育成(事業者への経営指導、関係機関との連携による事業実施など)
- 市内企業と市民の就職をマッチング(国や県との事業連携、多様な人材の雇用促進と啓発など)
- 就労希望者への支援(国や県の事業の情報発信など)
- 多様な人材の活躍の推進(関係機関と連携した各種施策や制度の啓発など)

(4) 観光業の人材育成

- 糸満市観光協会の機能強化(組織機能の強化や多角的な財源確保の導入、地域事業者間の連携促進、観光関連人材の育成支援など)
- 多様な観光ニーズへの対応(多言語観光ガイドアプリの導入検討、観光ガイドの活躍機会創出など)
- 観光まちづくり協議会(仮称)の設置(観光施策の進捗状況や市場動向などの確認、観光関連人材の育成ニーズの共有・把握、人材育成セミナーの実施など)

6 施策に関する主な分野別計画

- | | |
|---------------------|---------------|
| ◆ 糸満農業振興地域整備計画書 | ◆ 糸満市男女共同参画計画 |
| ◆ 第2次糸満市観光振興基本計画 | ◆ 糸満市障がい者計画 |
| ◆ 糸満市水産業振興基本計画 | ◆ 糸満市高齢者福祉計画 |
| ◆ 糸満市6次産業化・地産地消推進戦略 | ◆ 経営発達支援計画 |



農業・水産業を 活性化させる

1 施策の方針

農地や地下ダムなどの生産基盤の有効利用や農業生産の充実を図るほか、漁場の保全・整備を行うなど農業・水産業の活性化に向けて取り組みます。

2 施策に関する指標

指標名	実績値 (R6年度)	目標値 (R12年度)
土地改良の実施率[%]	67	75
肉用子牛生産頭数[頭]	1,066	1,100
漁獲量(属地)[t/年]	2,795.5	4,570
観光農園来場者数[人/年]	35,230	45,000

3 施策に関する主な現状・背景

- 糸満市の農業は、サトウキビを基幹的作物として野菜・花き・畜産と、多品目生産を特徴としています。
- 農業生産基盤整備の促進、農産物の品質向上、耕作放棄地などが課題となっており、生産基盤・栽培施設の整備などが求められています。
- 畜産業においては、市場のニーズに合った肉用子牛の生産を図っていく必要があり、今後も優良母牛の更新や増加傾向にある山羊生産を推進していくため、生産技術の確立と施設導入などが求められています。
- 観光農園については、活用されていない施設があり、集客が伸びない原因の一つとなっています。今後は、施設の有効活用を図るとともに、魅力ある取り組みが求められています。
- 沖縄県から拠点産地認定を受けているソデイカおよびマグロ類は、基幹魚種としての漁により漁獲量が概ね安定しています。
- 魅力ある地域資源が観光へ活用されていないことから、観光漁業の取り組みが求められています。

4 施策に関する主な課題

- 多様な資源活用のため、農業用廃プラスチック処理や農畜産廃棄物の利活用などのさらなる充実を図る必要があります。
- 農業振興を図るためには、持続的農業、国際規格への対応、スマート農業など新たな分野への施策展開が必要となっています。
- 令和4(2022)年10月に供用開始された、イマイユ市場の利活用を促進し、水産物流通加工拠点機能に必要な関連施設の誘致が必要となっています。

5 主な施策

(1) 農業の振興

- 農業生産基盤施設の整備および利用促進(各地の特性に応じた農業生産基盤整備の推進、農地や地下ダムなどの生産基盤の有効利用の促進など)
- 農業生産の充実と観光農業の推進(生産力・品質・競争力向上を図るため近代化施設の整備促進や優良品種の導入、病害虫対策、スマート農業・環境保全型農業の推進、観光農園の活性化など)
- 耕作放棄地の解消(農地中間管理機構の活用、担い手への農地集積・集約など)
- 未利用資源の適正処理・利活用推進(廃プラ適正処理・畜産廃棄物の利活用促進など)
- 畜産業の活性化の推進(優良母牛更新の促進、山羊生産技術の普及など)
- 国営地下ダム受益地区の再編(糸満北部地域を含む農業用水の確保および下水処理水の再利用の検討など)

(2) 水産業の振興

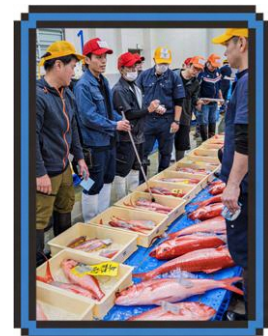
- 漁場の保全・整備(漁場環境の保全、漁場の整備など)
- 持続的漁業の振興(漁業技術の継承・開発、漁業経営の充実、資源管理型・養殖・栽培漁業の推進、糸満市水産業振興センターの整備など)
- 漁港の整備(漁港施設・冷蔵冷凍倉庫、厚生施設および外国人労働者の宿舍などの関連施設、埋立事業の整備促進、放置艇対策、ふれあい公園・海のふるさと街づくり施設などの既存施設の機能向上・有効活用など)
- 水産物流通・加工業などの振興(イマイユ市場と関連した水産物流通・加工業の振興、特産品開発・消費拡大の取り組みなど)
- 海人文化の活用(漁業の歴史・文化資源の保全と継承・活用および情報発信・観光漁業の推進など)

(3) 経営・労働環境の強化・充実

- 労働環境などの支援(農薬適正使用の指導および啓発、家族経営協定の普及促進など)
- 経営環境の充実(漁業生産部会の強化および各部会の活動支援、複合経営の促進など)

6 施策に関する主な分野別計画

- ◆ 糸満市農村振興基本計画
- ◆ 糸満市6次産業化・地産地消推進戦略
- ◆ 糸満市水産業振興基本計画
- ◆ 糸満農業振興地域整備計画書
- ◆ 糸満市分散型エネルギーインフラプロジェクト・マスタープラン



商工業・観光業を活性化させる

1 施策の方針

関係機関との事業連携や宿泊税の導入検討を行うほか、事業者に対し各種制度の活用周知や経営相談により経営環境の充実を図るなど、商工業・観光業の活性化に向けて取り組みます。

2 施策に関する指標

指標名	実績値 (R6年度)	目標値 (R12年度)
新規創業・進出企業数[社/年]	141	151
主要観光施設等入館数[人/年]	1,178,670	1,600,000
市内主要ホテルの観光客延べ宿泊者数[人/年]	541,045	700,000
市内主要ホテルの観光客延べ宿泊者数(うち外国人)[人/年]	132,173	171,000
市内民泊延べ宿泊者数[人/年]	2,342	5,000
産業分野の専門人材活用によるセミナー、フォーラム等の市内開催件数[件/年]	11	12

3 施策に関する主な現状・背景

- 那覇空港および那覇港への良好なアクセス性向上を背景に、市内への製造業・流通業の立地需要は高まっていますが、受け皿が十分にはない状況です。
- 糸満・西崎地区の商業地域は、一時期に比べ活気がなくなっていますが、糸満市場いとま〜るやマンション建設などを契機に、周辺地域の活性化が期待されています。
- 令和4(2022)年度沖縄県市町村民所得の企業所得において、11市の中で下位に位置しています。
- 豊富な資源をいかした新たなコンテンツの創出支援と、「くくる糸満」などの既存施設を観光拠点として最大限に活用することが求められています。

4 施策に関する主な課題

- 生産物の付加価値創出や最新技術の活用により企業の稼ぐ力を高めること、また、経営基盤強化や経営および労働環境の充実など、生産性向上による商工業活動の活性化が必要となっています。
- 観光業では、多彩な観光資源や良好な交通アクセスといった好条件で観光客数は増加していますが、持続的な質の向上と多様なニーズに応えるための体制構築が必要です。
- 観光協会を中心とした事業者連携を強化し、ユニバーサル観光や新たな旅行スタイルに対応できる受入れ体制を構築し、滞在型観光を推進することが重要です。
- 広域的な集客に向け、近隣市町との連携やスポーツツーリズム・MICE誘致の強化が不可欠です。また、観光客の安全・安心確保のため観光危機管理訓練などの実施も欠かせません。
- 施策を安定的に進めるための財源確保が最重要課題であり、法定外目的税(宿泊税)の徴収による持続可能な観光振興推進体制の構築を目指す必要があります。

5 主な施策

(1) 商工業の振興

- 商工業活動の活性化(補助金制度や各種事業の活用周知、関係機関との事業連携、市内企業の優先発注および地場産品の優先使用の啓発とPR機会の創出など)
- 産業基盤の整備促進(真栄里地区の土地利用計画や南部病院跡地などの造成事業など)
- 真栄里地区において整備される産業用地や南部病院跡地などへの企業誘致の促進(税制特区・地域制度の活用推進など)

(2) 観光の振興

- 観光地としての魅力向上と滞在型観光の促進(自然や歴史文化をいかした新たな観光コンテンツの創出、くくる糸満や既存施設の有効活用、ユニバーサル観光や新たな旅行スタイルにも対応できる受入れ体制の構築など)
- 法定外目的税(宿泊税)の導入(独自導入に向けた検討委員会の設置、宿泊税徴収による観光振興推進体制の構築など)
- 広域観光の推進(近隣市町と連携したスポーツツーリズムやMICE誘致の推進など)
- 観光危機管理の推進(観光関連事業者と連携した観光危機管理に関する訓練の実施など)

(3) 経営・労働環境の強化・充実

- 経営環境の充実(市内事業者への情報提供や経営基盤強化、経営相談および経営体質改善の支援など)
- 労働環境の充実(ワーク・ライフ・バランスや育児休業取得促進の労働環境改善の啓発、多様な労働者の受入れ環境づくりの促進など)

6 施策に関する主な分野別計画

- ◆ 第2次糸満市観光振興基本計画
- ◆ 糸満市観光危機管理計画
- ◆ 糸満市障がい者計画
- ◆ 糸満市6次産業化・地産地消推進戦略
- ◆ 糸満市男女共同参画計画
- ◆ 糸満市高齢者福祉計画



産業の魅力に磨き をかける

1 施策の方針

産官学連携による施策の展開を図るほか、地場産品の付加価値向上としてふるさと納税の新規返礼品登録数の増加を図るなど、産業の魅力に磨きをかける取り組みを行います。

2 施策に関する指標

指標名	実績値 (R6年度)	目標値 (R12年度)
地場産品商品開発数(累計)[品]	12	18
産官学連携会議数[回/年]	0	2
ふるさと納税サイトにおける新規返礼品登録数(累計)[件]	—	50

3 施策に関する主な現状・背景

- 糸満工業団地には流通業・加工業が集積しているほか、特色ある店舗が並ぶ市場があるなど、生産物の価値を高める要素が豊富にあります。
- 地域の生産物をいかした道の駅いとまは、「道の駅ランキング2019」(旅行サイト「トリップアドバイザー」調べ)で全国トップを獲得する人気を誇っています。また平和学習で訪れる観光客も多く、魅力的な観光資源になりうる有形無形の文化遺産も市内随所に存在しています。
- 美らキャロットなどの特産品もある一方、「糸満ブランド」は十分には認知されているとはいえ、小規模な事業者が多いことから商品開発や安定供給、流通、発信といった面が弱い傾向があります。

4 施策に関する主な課題

- ふるさと納税を通じた特産品の魅力発信に取り組んでおり、近年、その成果が向上していることから、今後も高い発信力を維持した効果的なPRが必要となっています。
- 近年は6次産業化など異業種の連携による付加価値向上への取り組みが進められており、今後も引き続き取り組んでいく必要があります。

5 主な施策

(1) 新たな産業や生産物の開発・整備

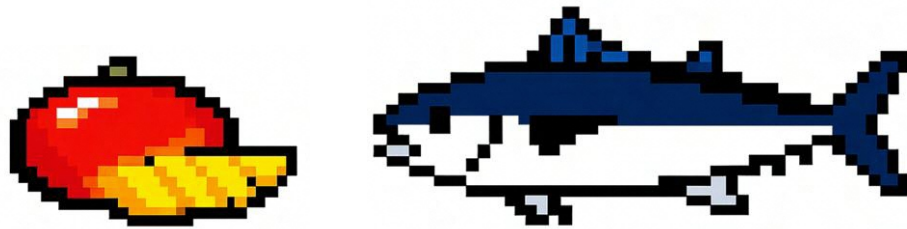
- 産官学連携による産業振興の促進(関係機関や大学などとの産官学連携、民間事業者・大学・糸満市との連携に基づく新たな産業振興の展開など)
- 1.5次産業、6次産業化の推進(異業種交流や農商工連携事業の活用による産業の高次化推進など)
- 国・県の交付金などを活用した支援(6次産業化・地産地消法に基づく地域資源を活用した商品開発や直売所・加工所などの整備促進など)

(2) ブランド化の促進

- 地場産品の付加価値向上(関係機関と連携した既存商品リブランディング支援、セミナー開催の周知、ふるさと納税への活用など)
- 商標登録などの知的財産の啓発(支援相談窓口の紹介やセミナー開催の周知など)
- 販路開拓・拡大への支援(関係機関との連携による商談会や物産展への出展支援など)
- 新商品開発への支援(関係機関との連携による顧客ニーズ調査支援など)

6 施策に関する主な分野別計画

- ◆ 糸満市6次産業化・地産地消推進戦略
- ◆ 糸満市水産業振興基本計画
- ◆ 経営発達支援計画



第6章

目指すまちの姿 6

(協働)

人と人の輪がつながり、 みんなで動かす糸満市

- 施策 1 みんなで元気な地域をつくる
- 施策 2 効果的・効率的な行政経営の推進
- 施策 3 総合計画・総合戦略を着実に推進する



みんなで元気な地域をつくる

1 施策の方針

地域活性化に向けて自治会や地域コミュニティの強化・支援を行うほか、市民活動支援センターを軸とした地域間交流の促進を図るなど、みんなで元気な地域づくりに取り組みます。

2 施策に関する指標

指標名	実績値 (R6年度)	目標値 (R12年度)
自治会結成率[%]	90.6	94.7
自治会加入率[%]	43	49
市民活動支援センター利用者数[人/年]	5,221	6,100
集会所の設置・更新・改修の延べ件数[件]	2	11

3 施策に関する主な現状・背景

- 糸満市は、地勢や歴史を背景に成立した伝統行事や文化が継承され、自治会や各種団体など、人と人のつながりが深く、魅力ある地域を形成していることが特徴の一つです。
- 地域によっては、少子高齢化などの影響により、隣近所の間関係の希薄化や地域活力の低下、地域で活動する人への負担集中などの問題や新たな自治会の結成が求められています。

4 施策に関する主な課題

- 次の世代へ糸満市の良さや地域アイデンティティを継承するとともに、地域間交流を通じて、自らが糸満市をかたちづくる担い手の一人であるという意識の醸成が必要です。
- 市民活動支援センターを設置し、地域コミュニティやまちづくりに取り組む市民・団体を支援してきました。今後は、より一層市民と協働しやすい体制づくりに取り組み、各分野の現状や課題を共有し、地域活動の担い手の確保とともに、人材の創出や新たな協働へのアプローチ、また、SNSを活用した各自治会の文化やイベントなどの周知を行うことが必要です。

5 主な施策

(1) 自治会や地域コミュニティの強化・支援

- 個性あるコミュニティの創出・強化(伝統行事の継承・保全の支援、地域と学校の協働、地方創生制度を活用した農村地域のまちづくりなど)
- 地域活性化に向けた多様な支援の推進(新規自治会の結成支援、自治会加入促進に向けた啓発活動、市民活動支援センターと連携した地域活動・市民活動支援の促進など)
- コミュニティー施設(自治公民館など)の充実(施設の新規整備、老朽化施設の更新、活用促進など)

(2) 協働社会の推進

- 地域人材の育成、まちづくり意識の向上(市民活動支援センターと各自治会が連携してSNSを活用した地域や人材の紹介、地域間交流の促進、地域共生社会の啓発促進、地域と学校の協働など)
- 拠点施設などの充実(生涯学習支援センターの活用促進、自治公民館との連携など)

6 施策に関する主な分野別計画

- ◆ 糸満市地域福祉計画・糸満市地域福祉活動計画



効果的・効率的な行政経営の推進

1 施策の方針

効果的・効率的な行政経営の推進を図ることが、総合計画の着実な推進につながることから、健全な財政運営の推進や市職員の育成に取り組むほか、市民参画を促す情報発信の充実などに取り組みます。

2 施策に関する指標

指標名	実績値 (R6年度)	目標値 (R12年度)
職員研修履修率[%]	52.2	70
市税収納率[%]	96.2	99
経常収支比率[%]	94.1	90
実質公債費比率[%]	9.2	9.0以下
ふるさと応援寄附[円]	8億2,810万	12億
市ホームページアクセス数[件/年]	2,074,176	2,300,000

3 施策に関する主な現状・背景

- 社会保障関係経費や人件費、老朽化した公共施設の更新費用などの行政経費の増加が、税収などの収入の伸びを上回る厳しい財政状況が続いており、より効果的・効率的な行政運営が求められています。
- 市民参画は、市民や事業者など多様な主体と、糸満市の施策や市民生活に関する情報を共有することが求められています。広報紙やホームページでの発信に加えて行政懇談会などの実施やICTの有効活用を図り、分かりやすく発信していくことが必要である一方で、市民の情報リテラシー習得を支援するための市民講座の開催などが求められています。

4 施策に関する主な課題

- 将来を見据えた持続可能な財政運営を図るため、各施策の必要性や効率性などの検証に取り組みながら、歳入確保に努め、財政基盤の充実を進めていく必要があります。
- 限られた人的資源を有効に活用し、行政サービスを提供していくためには、職員一人ひとりの意欲や能力向上が不可欠です。高度化・多様化する業務に対応でき、コスト意識・経営感覚を有した人材の育成が求められています。これに加え、専門的知識やデジタルスキルの習得を促進し、変化する社会環境に柔軟に対応できる職員育成の強化が重要となっています。また、キャリアパスの明確化や研修機会の拡充を通じて、職員のモチベーション向上を図る必要があります。

5 主な施策

(1) 持続可能な安定した財政基盤の確立

- 健全な財政運営の推進(中期財政計画の策定、財政規律に沿った予算の適正執行、課税客体の把握と収納率の向上、納付手段の多様化推進による納税者の利便性向上、租税教育の推進、ふるさと応援寄附金増加に向けた取り組みなど)
- 「ヒト・モノ・カネ・情報(データ)・時間」の限られた経営資源を効率的・効果的かつ最大限に活用した行政経営の推進(公共施設等マネジメントの推進、官民連携の推進、歳入確保、歳出適正化など)
- 公有財産活用などによる新たな財源の活用(公有財産の有効活用、ネーミングライツの推進、民間活力をいかした取り組み(PPPやPFI・Park-PFI制度など)の推進など)
- 行政情報のDXの推進(情報機器などの環境整備、アプリなどの活用、組織体制の強化、オンライン手続きの推進など)

(2) 情報の共有と市民参画の促進

- 情報発信の充実(広報紙や市ホームページなどの広報手段の充実、分野別計画など分かりやすい市政情報の公開、市民へのオープンデータの提供など)
- 広聴機能の充実(行政懇談会の実施、パブリックコメント制度の充実・効果的運用の促進、ホームページからの「ご意見・ご要望」の聴取など)
- 市民の情報収集力強化(役立つアプリ活用法や情報リテラシーに関する市民講座の開催や市民リーダーの育成、地域課題の解決を目的とした講座の検討、市民間におけるICTの充実・支援など)

(3) 市職員の育成および仕組みづくり

- 市職員の育成(糸満市人材育成基本方針の見直し、計画的な職員研修の実施、人材育成・能力開発を促す組織風土の醸成、安全衛生に係る職員教育の実施、人事評価制度の推進など)
- 複雑・多様化する市民ニーズや社会課題に対応した行政サービスを提供する組織・人材づくり(効率的・効果的な組織機構の構築、職員数の適正管理、働き方改革の推進など)

(4) 枠を超えた連携の促進

- 市民参画型行政への取り組み(市民団体などの地域資源の把握、市民提案制度の充実や行政と連携した市民提案型まちづくり事業の実施、市民協働・官民連携によるシティプロモーションの推進など)

6 施策に関する主な分野別計画

- ◆ 糸満市財政計画
- ◆ 糸満市行政経営プラン
- ◆ 糸満市職員定員適正化計画
- ◆ 糸満市人材育成基本方針
- ◆ 糸満市障がい者活躍推進計画
- ◆ 糸満市DX推進方針



総合計画・総合戦略を 着実に推進する

1 施策の方針

まちづくりの最上位計画である総合計画・総合戦略を着実に推進するため、行政評価を組み込んだPDCAサイクルを構築し、併せて、推進体制の整備を図ります。

2 施策に関する指標

指標名	実績値 (R6年度)	目標値 (R12年度)
計画等の進捗状況の確認回数[回/年]	1	1
計画の進捗状況の報告回数[回/年]	1	1

3 施策に関する主な現状・背景

- 第5次系満市総合計画 前期基本計画などについて、毎年度のPDCAサイクルの一環として、25の政策分野で「政策マネジメントシート」を作成し、指標の達成見込み、現状と課題の再確認、次年度の取り組み方針といったことについて確認してきました。併せて、政策マネジメントシートを公表することにより、総合計画の進捗状況などを報告してきました。
- 令和7(2025)年度に実施した市民意識調査において、「総合計画・総合戦略を効果的に実施する」の満足度・重要度はいずれも平均値を下回るものであったことなど、市民に総合計画・総合戦略の重要性などが十分に伝えられておらず、その周知方法などについては改善が求められています。

4 施策に関する主な課題

- 後期基本計画などにおいては、PDCAサイクルをより最適化し、将来像の実現に向けて各施策を推進する必要があります。
- 目的達成までの根拠に基づく施策立案が求められており、総合計画や総合戦略で位置づけられた施策を効果的に推進することが重要です。
- 総合計画や総合戦略の推進にあたり、市民の理解や市民と行政との協働は重要であることから、総合計画の認知度や関心度を高める必要があります。

5 主な施策

(1) PDCAサイクルの構築

- PDCAサイクルの構築(行政評価を組み込んだPDCAサイクルの構築、目的達成までの論理構造(ロジックモデル)を意識したKPIや指標の設定など)
- 総合計画・総合戦略の周知(総合計画・総合戦略について広報いとまんでの特集記事の掲載、PDCAサイクルにより確認した計画などの進捗状況の公表など)

(2) 推進体制の整備

- 計画などの進捗状況の確認や課題の抽出などが可能な組織体制の整備(施策担当課長からの進捗確認、幹部層における効果検証、市ホームページでの公表など)
- PDCAサイクルに関する職員意識の向上(新規採用職員や中堅職員研修会、実施計画説明会での総合計画の意識付けなど)

6 施策に関する主な分野別計画

- ◆ 糸満市総合計画 実施計画



PDCAサイクルのイメージ

(毎年度)

- 庁内での評価を踏まえ、施策担当課を中心に施策の見直し、改善事項の整理

(毎年度)

- 施策担当課が中心となった庁内での施策の進捗確認
- 事務局が中心となった指標の達成状況の評価



- 基本計画の策定

(必要に応じ)

- 基本計画の見直し

- 市民や関係機関・団体などとの協働
- 庁内の部署の枠を超えた推進体制による施策実施




糸満市人口ビジョン (令和7年度時点修正)

重点施策 [第3期糸満市創生総合戦略]

令和8(2026)年3月

糸満市



1. 糸満市人口ビジョン(令和7年度時点修正)編

第1節 糸満市人口ビジョンの時点修正について

糸満市では、平成28(2016)年3月に「まち・ひと・しごと創生法」や国、県の動きを踏まえながら「糸満市人口ビジョン」を策定しました。人口ビジョンは、糸満市における人口の現状を分析し、人口に関する認識を市民と共有し、今後目指すべき将来の方向と人口の将来展望を提示するもので、その対象期間は令和42(2060)年までとなっています。

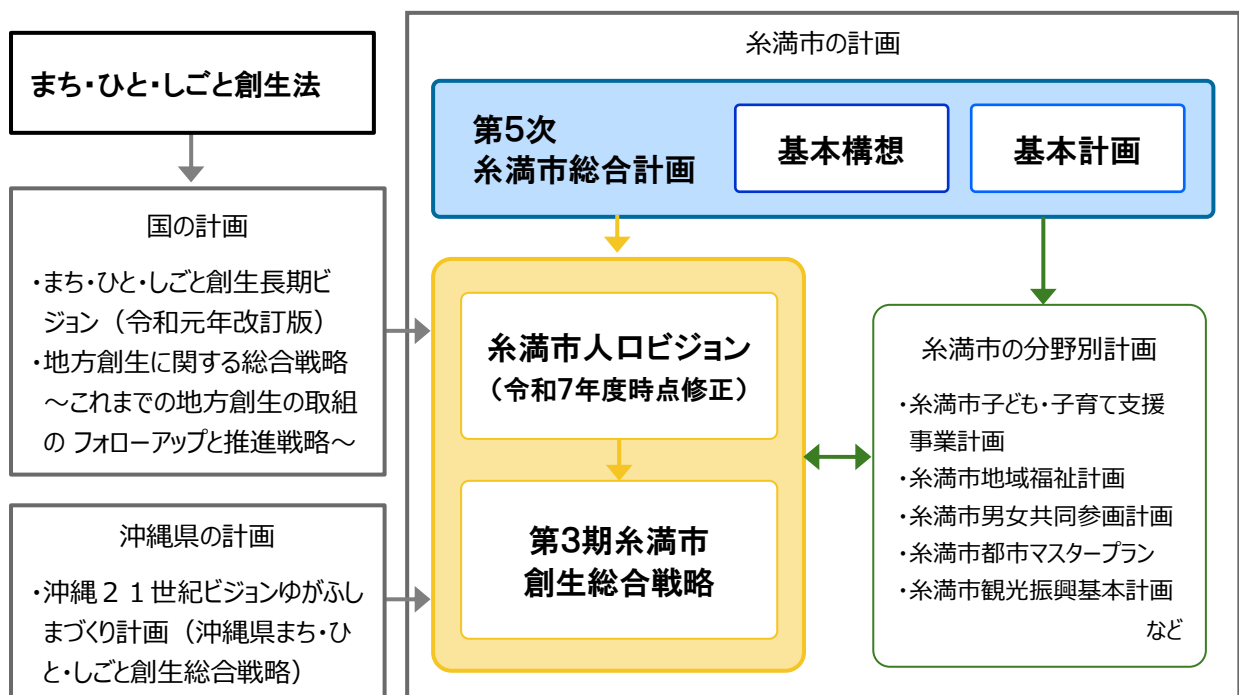
ビジョン策定から10年、令和2(2020)年に実施した時点修正からも5年が経過し、人口ビジョンで示した将来人口の展望と現在の糸満市の人口には若干のズレがみられます。こうした状況を踏まえ、糸満市においては、令和8(2026)年度からスタートする「第5次糸満市総合計画後期基本計画」の策定と併せて、「第5次糸満市総合計画基本構想」における令和12(2030)年の目標人口を62,500人へ変更しました。

基本的な考え方は、引き続き「糸満市人口ビジョン」が担い、将来人口の展望については、ここに掲載する令和7年度時点修正が担います。

【修正点】基準年の人口

糸満市人口ビジョン(令和2年時点修正)より、毎年度に数値的な点検を行うことを重視し、住民基本台帳人口を用いております。糸満市人口ビジョン(令和7年度時点修正)においても同様に住民基本台帳人口を用いており、令和7(2025)年9月末現在の人口を基準年人口として使用しています。

糸満市人口ビジョン(令和7年度時点修正)と第3期糸満市創生総合戦略の位置づけ



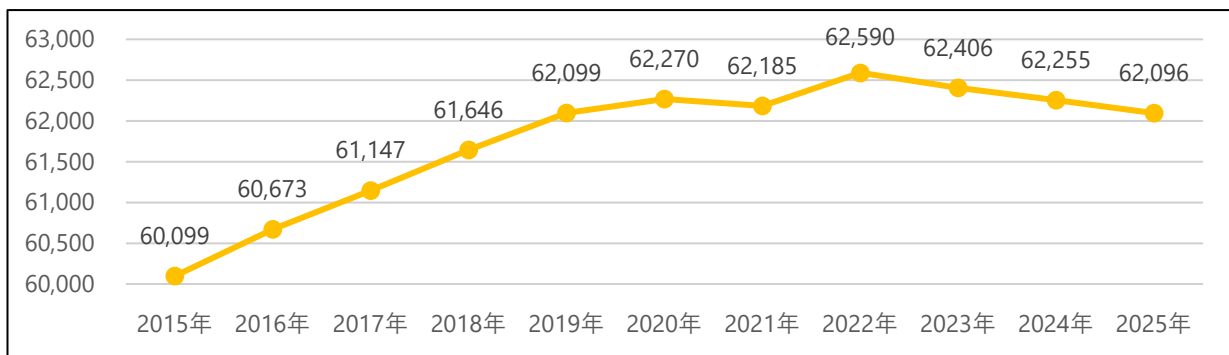
第2節 策定時点からの人口推移

■ 総人口

糸満市人口ビジョンが策定された平成27(2015)年から令和2(2020)年にかけての糸満市の総人口は、一貫して増加傾向にありましたが、令和4(2022)年から減少傾向にあります。

平成27(2015)年9月末時点の人口が60,099人だったのに対し、令和4(2022)9月末時点では62,590人となりましたが、令和7(2025)年9月末現在では62,096人まで減少しました。

総人口の推移



※各年住民基本台帳人口(9月末現在)

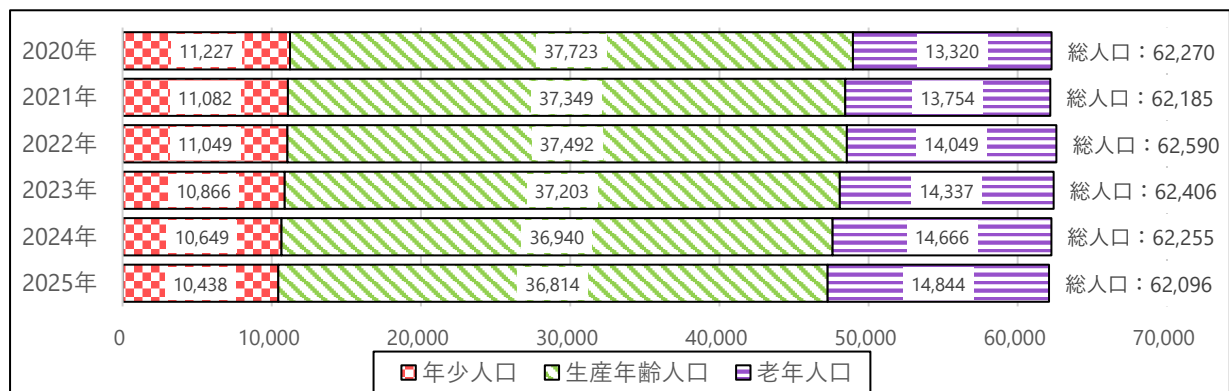
■ 年齢3区分別人口

ここ6年間(令和2(2020)～令和7(2025)年)の年齢3区分別人口をみると、子育てやまちづくりの中心となる生産年齢人口(15歳～64歳)は減少傾向にあります。令和2(2020)年に37,723人だった生産年齢人口は、令和7(2025)年には36,814人と、約900人減少しています。

老年人口(65歳以上)は男性・女性とも増加しています。令和2(2020)年から令和7(2025)年にかけての増加数は、約1,500人となっています。

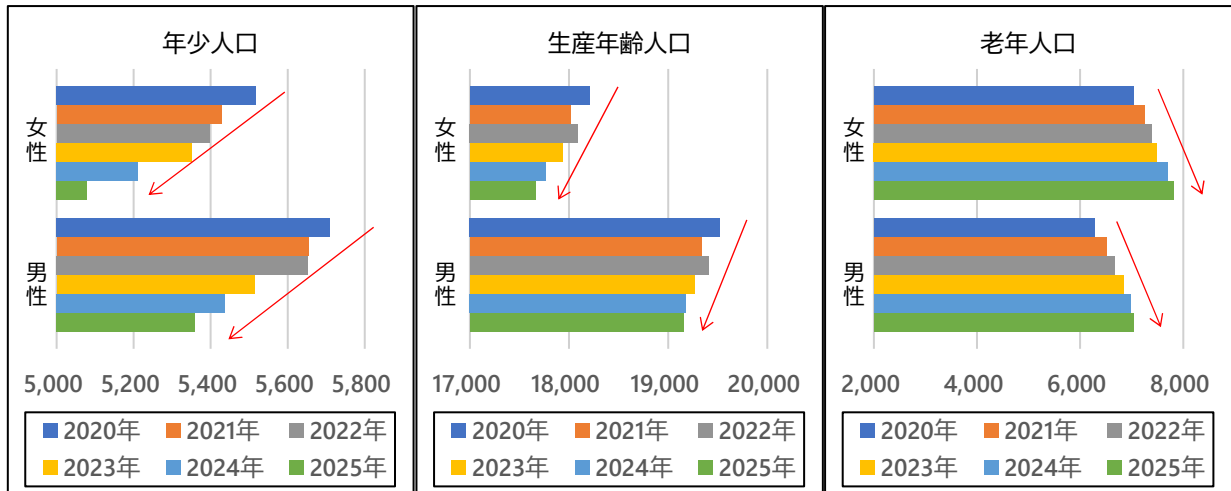
年少人口(0歳～14歳)は、男性・女性とも減少傾向にあります。男性・女性別にみると、男性よりも女性のほうが年少人口の減少が急であることがわかります。

年齢3区分別人口の推移



※各年住民基本台帳人口(9月末現在)

年齢3区分別・性別の人口推移



※各年住民基本台帳人口(9月末現在)

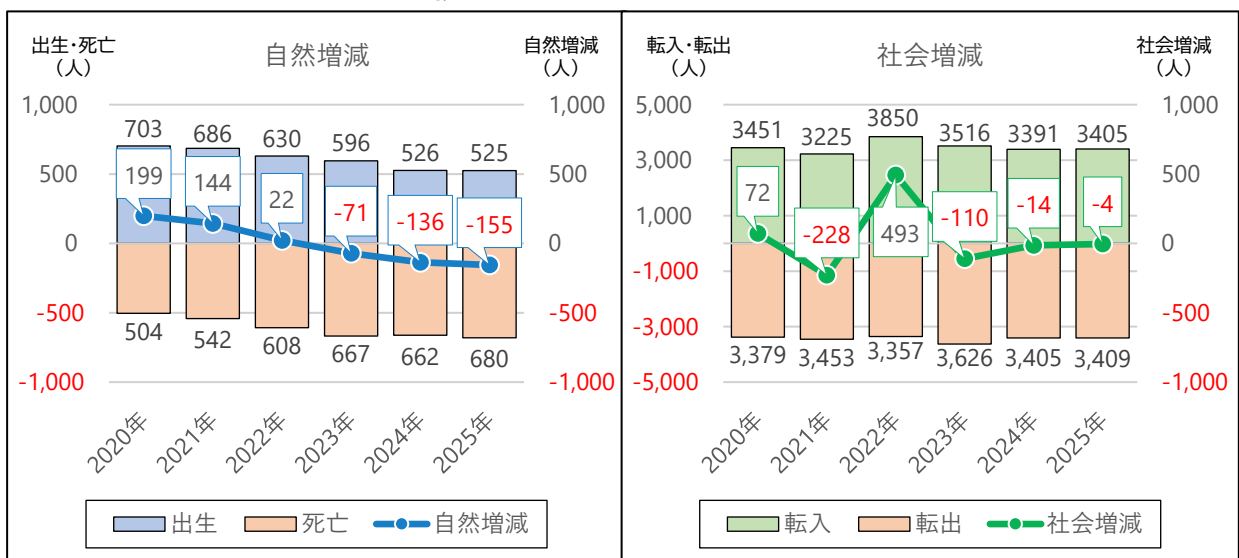
自然増減数・社会増減数

自然動態は、糸満市においては死亡数よりも出生数のほうが多い「自然増」の状態が続いていましたが、令和5(2023)年からは「自然減」の状態になり、その状態が続いています。

社会動態は、令和2(2020)年、令和4(2022)年は転出数よりも転入数のほうが多い「社会増」の状態にあるものの、それ以外の年は「社会減」の状態にあります。一方、令和5(2023)年以降は「社会減」の数値が減少しており、転出超過の状況は縮小の傾向にあります。

総合戦略

自然増減数および社会増減数の推移



※沖縄県推計人口データ一覧より作成(各年9月末現在)

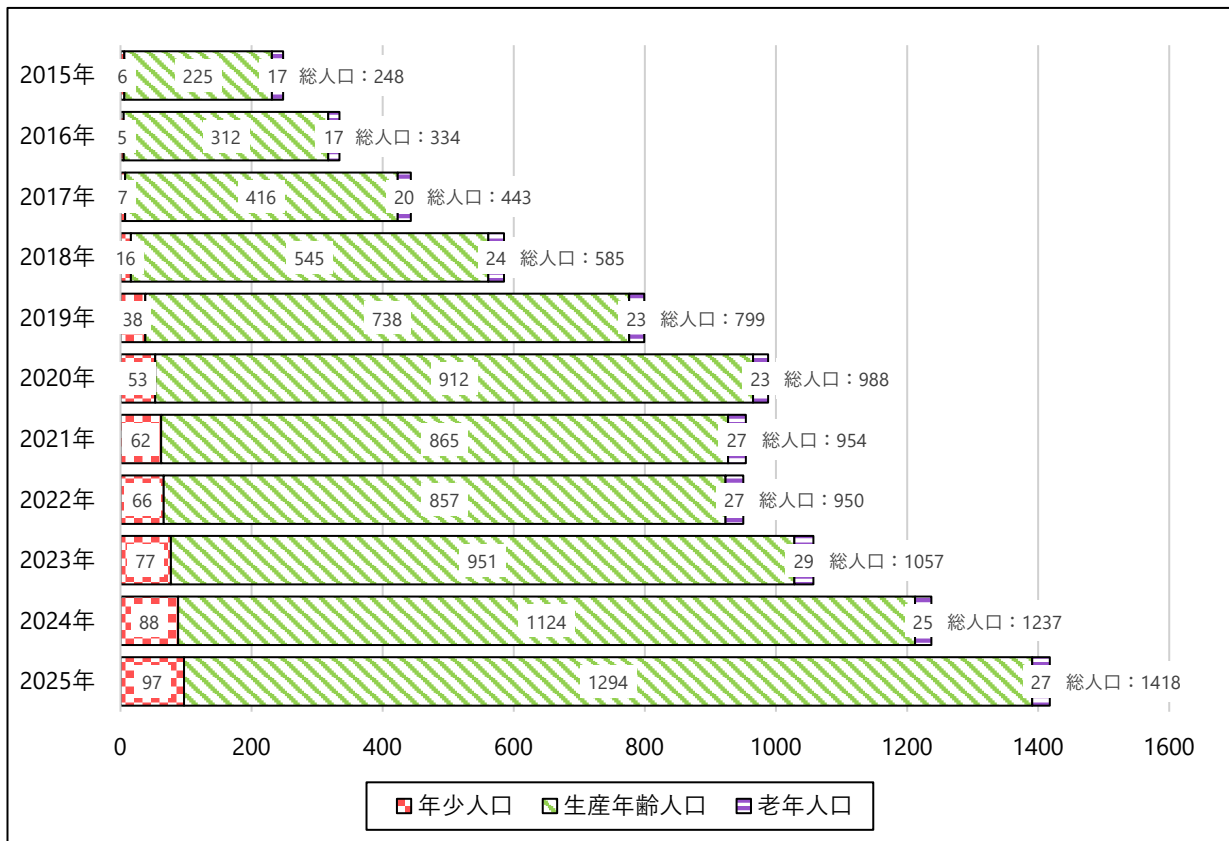
■ 外国人人口の実績など

外国人人口については、平成27(2015)年は248人だったのに対し、令和7年(2025)年は1418人と、約1,150人増加しています。

年齢3区分別人口をみると、生産年齢人口が約1,050人、年少人口が約90人増加していることから、生産年齢人口と年少人口を中心に外国人人口が増加していることが分かります。

国籍別でみると、インドネシアが最も多く、次いで中国、ベトナム、ネパールなどとなっています。

外国人人口の推移



※各年住民基本台帳人口(各年4月末現在)

国籍別外国人人口の推移 (単位:人)

国籍	2015年	2020年	2025年
総数	248	988	1,418
インドネシア	86	222	490
中国	43	215	270
ベトナム	12	219	138
ネパール	0	9	110
ミャンマー	0	77	96
フィリピン	34	48	75
韓国	14	37	36
米国	23	26	30
台湾	7	32	21
ブラジル	3	9	20
そのほか	26	94	132

※各年住民基本台帳人口(各年4月末現在)

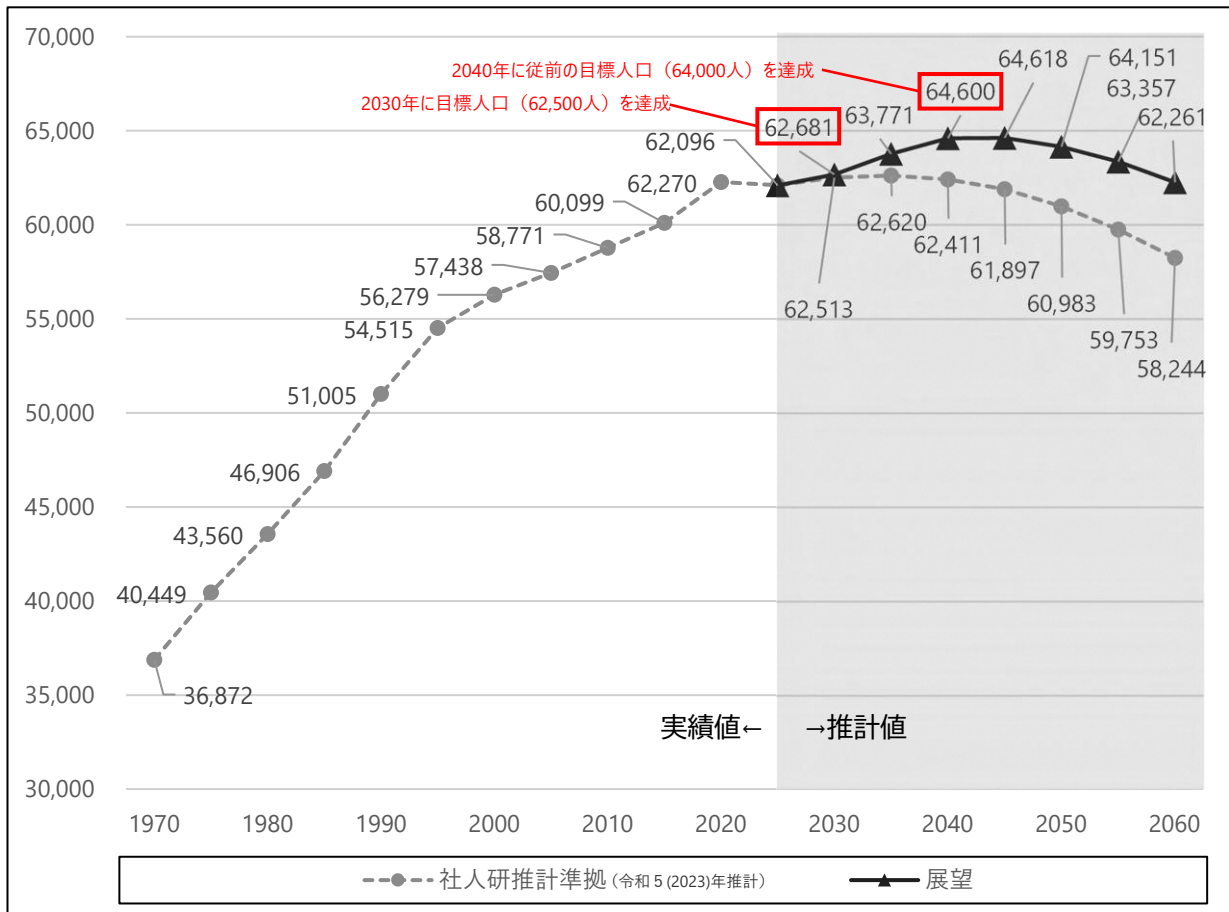
第3節 将来人口の展望

■ 総人口

糸満市の令和7(2025)年9月末時点における人口は、62,096人(男性31,550人、女性30,546人)です。令和2(2020)年より若干減少傾向にあります。国立社会保障・人口問題研究所(以下、社人研とする。)の将来人口推計準拠によれば、糸満市の将来人口は令和17(2035)年をピークに減少傾向に転じ、35年後の令和42(2060)年にはおよそ58,000人程度まで減少する推計となっています。

一方、第5次糸満市総合計画基本構想では、令和12(2030)年の目標人口を62,500人(令和7年度に64,000人から変更)としています。そこで、糸満市人口ビジョン(令和7年度時点修正)では、令和12(2030)年に総合計画における目標人口を達成し、令和42(2060)年に令和7(2025)年と同程度の人口を維持することを目指します。また、変更前の目標人口である64,000人については、令和22(2040)年での達成を目指します。その実現に向けて、「2.第3期糸満市創生総合戦略編」以降に示す糸満市創生総合戦略の各種施策に取り組んでいきます。

糸満市の将来人口の展望(総人口)



※各年住民基本台帳人口(昭和45(1970)年~平成12(2000)年は12月末、それ以降は9月末の人口)

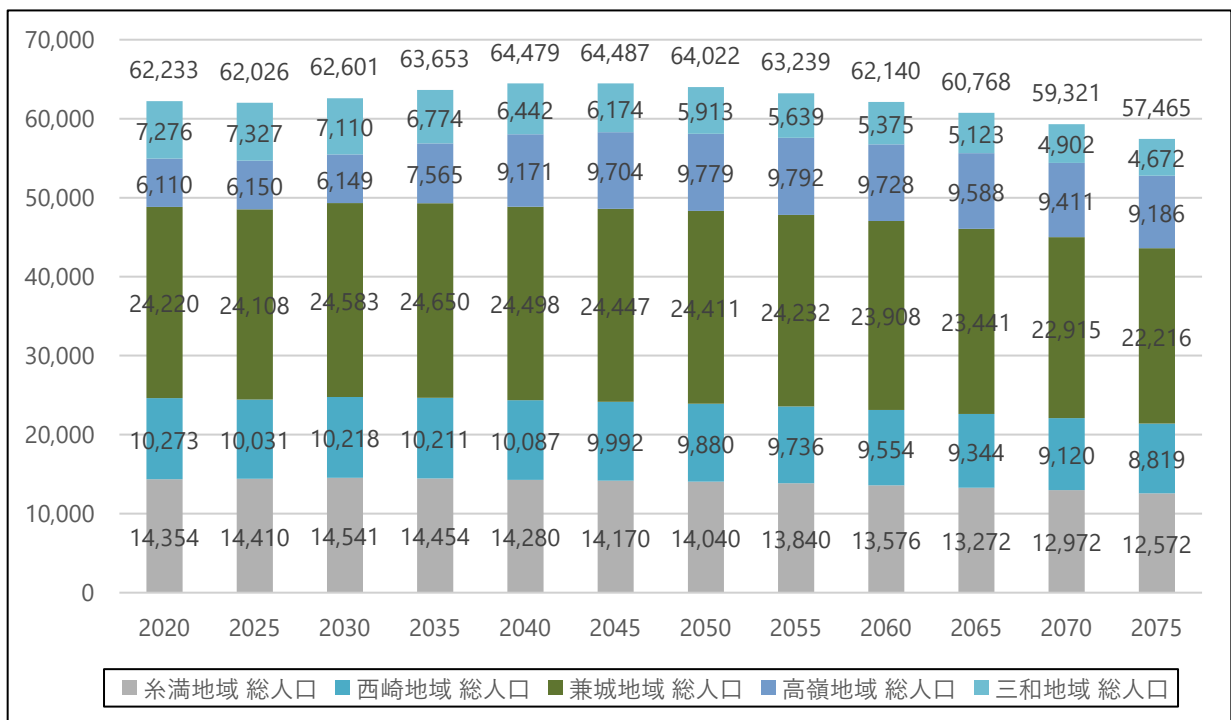
※社人研推計準拠は、社人研の推計の基準年人口を令和7(2025)年の住民基本台帳人口に置き換えて推計したものの。

■ 地域別人口

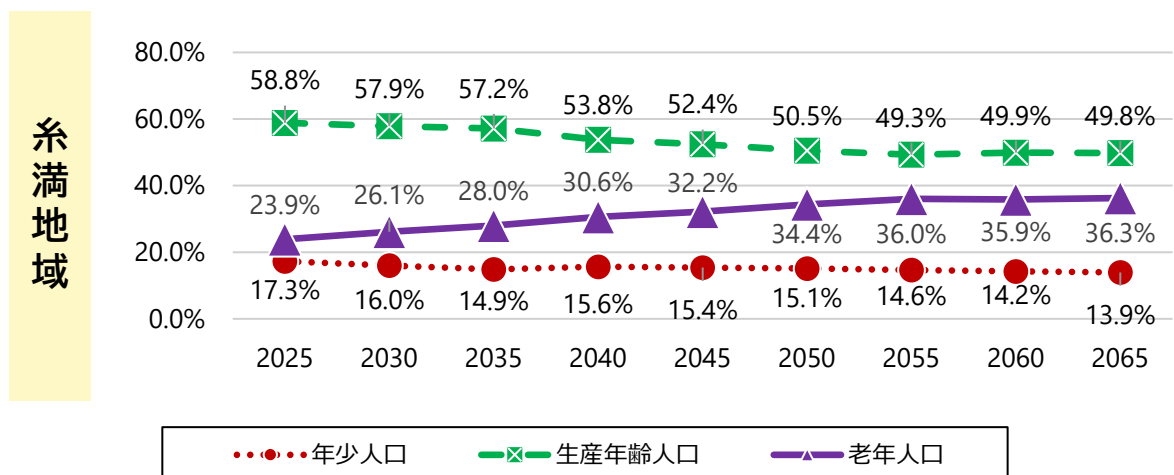
真栄里土地区画整理事業が行われる高嶺地域については令和37(2055)年まで人口が増加する推計ですが、三和地域は令和7(2025)年から、糸満地域・西崎地域は令和12(2030)年から、兼城地域は令和17(2035)年から人口が減少し始める推計となっています。

また、年齢3区分別人口構成で見ると、糸満・西崎・兼城地域は今後生産年齢人口・年少人口の減少と老年人口の増加が見込まれ、より少子高齢化が進んでいくことが予想されます。一方、高嶺地域は令和12(2030)年から令和17(2035)年までに生産年齢人口が増加、令和12(2030)年から令和22(2040)年にかけて年少人口が増加し、その後緩やかに減少していく推計となっています。また、三和地域は令和17(2035)年から令和37(2055)年にかけて、緩やかに年少人口が増加していく推計となっています。

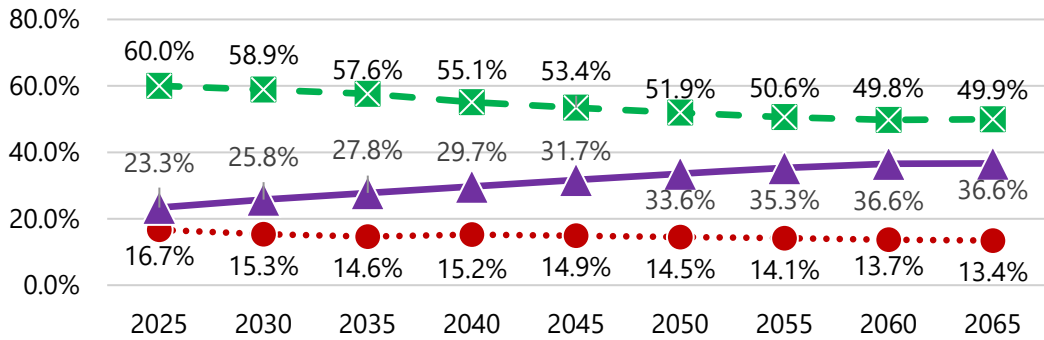
糸満市の将来人口推計(地域別)



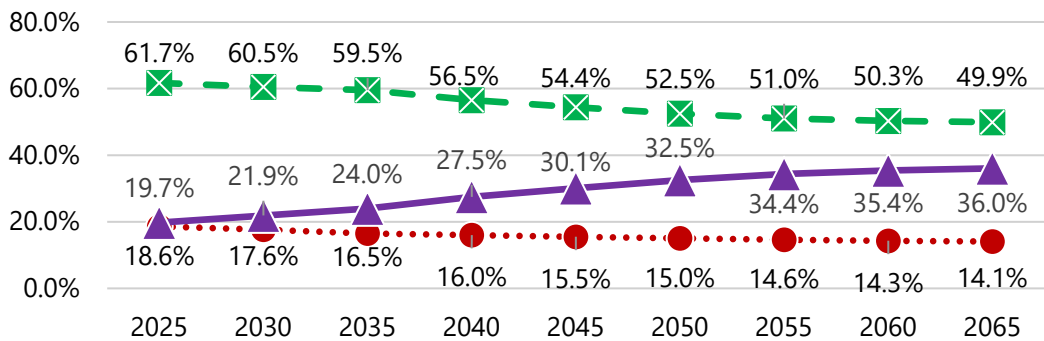
各地域における年齢3区分別人口構成の見通し



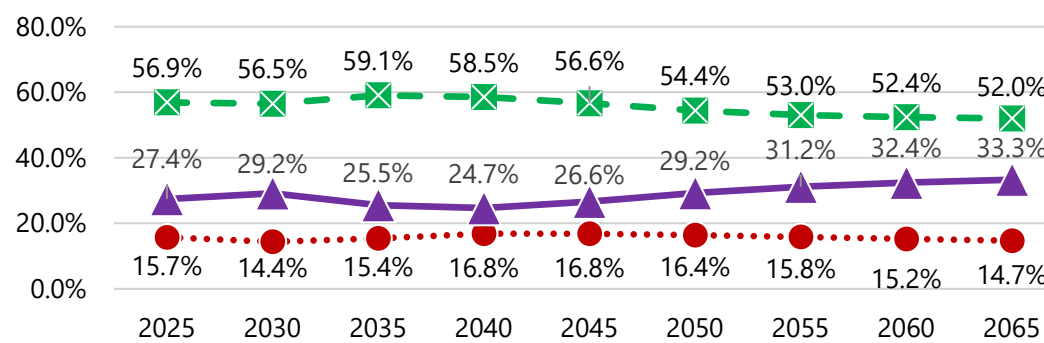
西崎地域



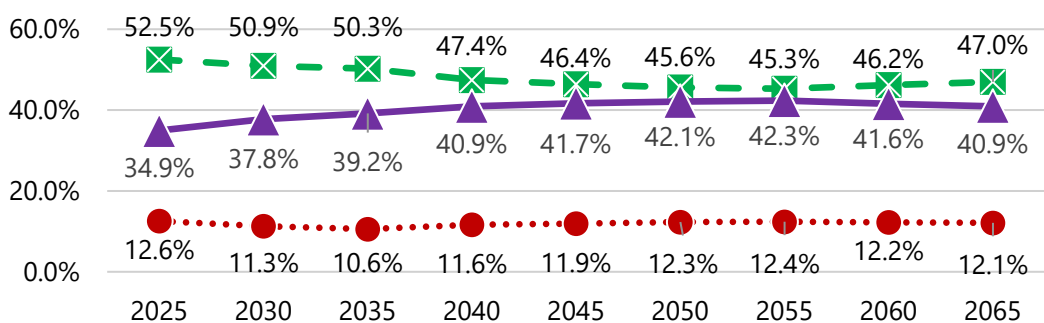
兼城地域



高嶺地域



三和地域



●●●●年少人口 -x-生産年齢人口 ▲老年人口

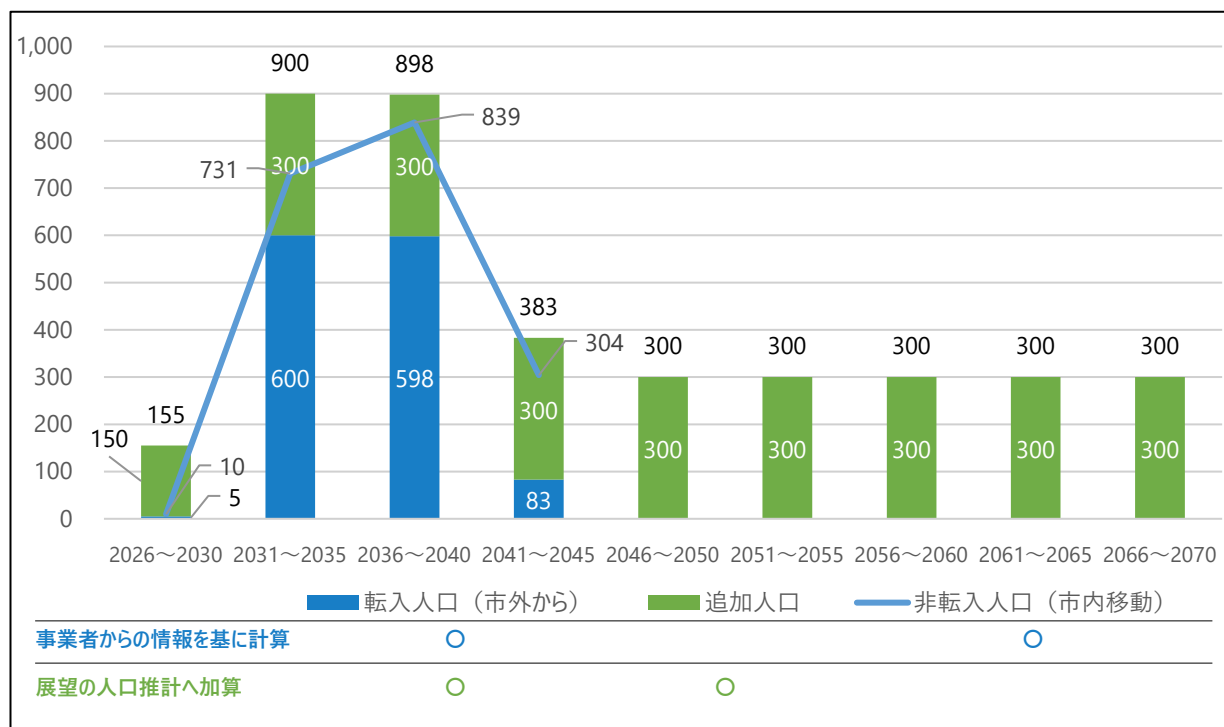
■ 真栄里土地区画整理事業での開発の反映

新たに着手した真栄里土地区画整理事業では、マンションなどの住宅整備が予定されており、市外からの転入による社会増が期待されています。この点を踏まえ、令和7年度時点修正における人口推計では、開発事業者からの転入人口に関する情報を基に、市外からの転入予定人口を加算しました。一方で、糸満市の別地域から事業対象区域に転居することによって生じる市内での人口移動は、人口推計の検討対象外としています。

また、本事業の進展に伴い、事業所数の増加により雇用が創出され、人を引き寄せることでさらなる社会増の好循環が生まれると見込み、令和8～12(2026～2030)年に5年あたり150人、それ以降に5年あたり300人が市外から転入することを想定した人口推計としています。

両者を加えた合計の加算数について、特に令和13～22(2031～2040)年は5年あたり約900人増える想定です。

真栄里土地区画整理事業に関する加算数

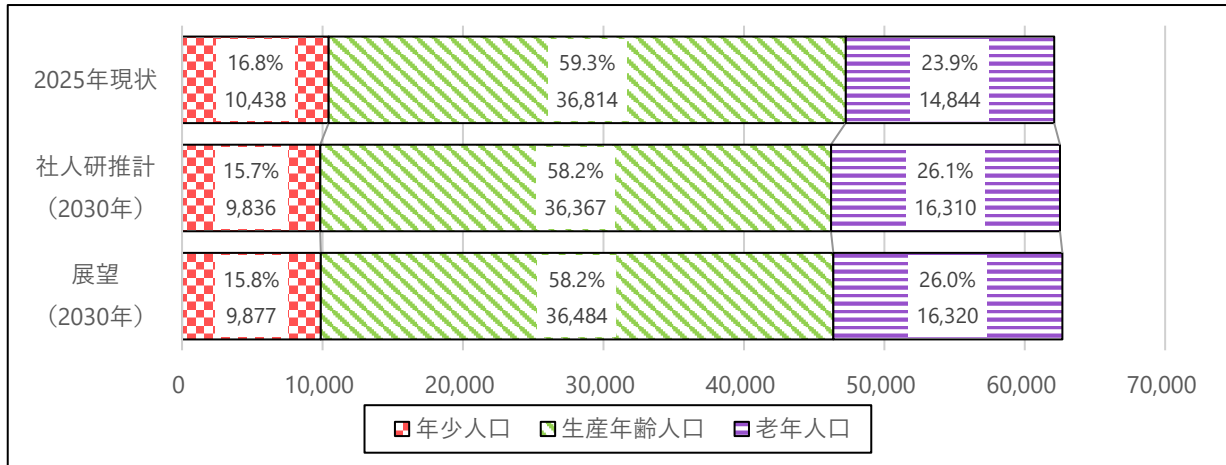


■ 生産年齢人口と老年人口

年齢階級別の人口では、人口増加に向けて何も手立てを打たない状態(社人研推計)よりも、生産年齢人口を増加させることを目指します。

しかし、長期的な視野では、将来展望で示した目標を実現したとしても高齢化率は年々上昇し、令和42(2060)年には、生産年齢人口1.4人で老年人口1人を支える推計となっています。活力ある糸満市を保つためには、生産年齢人口の減少を抑えること、そして65歳以上の市民が生涯にわたって元気に生き生きと暮らすことが重要です。

令和12(2030)年の年齢階級別人口の展望



将来展望が実現したときの老年人口1人を支える生産年齢人口の推移



■ 人口増加に向けた基本姿勢、毎年の増加目標

前項で示した将来展望を実現するために、毎年の人口増加目標を次のとおり設定します。

【基本姿勢】

- ① まちの魅力を高めて定住を促す
- ② 市外からの転入および市出身者のUターンを促す
- ③ 自然増(出生)を維持・向上させる

【毎年の増加目標】

- ・令和7(2025)～令和12(2030)年:0歳～64歳の男女が、毎年30人ずつ転入超過する
- ・令和12(2030)年以降:0歳～64歳の男女が、毎年60人ずつ転入超過する

2. 第3期糸満市創生総合戦略編

第1節 はじめに

糸満市では、平成28(2016)年3月に「まち・ひと・しごと創生法」(以下「法」という。)や国、県の動きを踏まえながら、糸満市が抱える地域課題の解決に向けた地域戦略として「糸満市総合戦略」を策定しました。この戦略の対象期間は令和2(2020)年度で終了しましたが、法の目的である「少子高齢化の進展に的確に対応」、「人口減少に歯止めをかける」、「東京圏への人口の過度の集中を是正」を念頭に置き、引き続き効果的な施策を進める必要があったことから、糸満市では第5次糸満市総合計画[基本構想]で位置づけた将来像の実現に向けた取り組みを進めるにあたり、糸満市におけるまち・ひと・しごとの創生について各種施策を推進するため、新たに「第2期糸満市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定しました。

その後、国は、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す「デジタル田園都市国家構想」の実現を図るため、「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を抜本的に改訂し、令和5(2023)年度を初年度とする5か年の「デジタル田園都市国家構想総合戦略」を新たに策定し、令和4(2022)年12月23日に閣議決定しました。

また、「強い」経済と「豊かな」生活環境の基盤に支えられる多様性の好循環が「新しい日本・楽しい日本」を創るとし、「地方創生2.0基本構想」を令和7(2025)年6月13日に閣議決定しました。さらに、新しい地方経済・生活環境創生本部の検討内容は、地域未来戦略本部に引き継がれ、これまでの地方創生の取り組みをフォローアップするとともに、地方創生施策の推進戦略を取りまとめた「地方創生に関する総合戦略～これまでの地方創生の取組のフォローアップと推進戦略～」を令和7(2025)年12月23日に閣議決定しています。

この戦略においては、「人口減少による労働力不足の中で、付加価値の低い産業構造を転換し、国内外の需要を地方に取り込んだ強い経済」、「魅力と活力を創出する地方の豊かな生活環境」、「若者や女性にも選ばれ、一人ひとりが幸せを実感でき、自己実現を図っていくことができる活力ある地方」をそれぞれ実現するとしています。

これを受け、糸満市においても、こうした国や県の動向を勘案し、これまで進めてきた地域の社会課題解決や魅力向上に向けた地方創生の取り組みを継承・発展させていくために、「第2期糸満市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を改訂し、「第3期糸満市創生総合戦略(以下「本戦略」という。)」を策定します。

第2節 総合戦略の構成

本戦略は、基本目標、基本的方向、数値目標、横断的な視点、具体的施策、主な取り組み、重要業績評価指標[KPI]によって構成することとします。

第3節 総合戦略の計画期間

第5次糸満市総合計画基本構想・前期基本計画より、総合計画と総合戦略を一体的に策定していた背景も踏まえ、本対象期間においても第5次糸満市総合計画基本構想・後期基本計画の計画期間と同様に、令和8年(2026)度から令和12(2030)年度までの5年間とします。

第4節 総合戦略の推進について

本戦略の推進にあたっては、第5次糸満市総合計画をはじめ、糸満市の各種計画と連携し、取り組みを進めていくものとします。

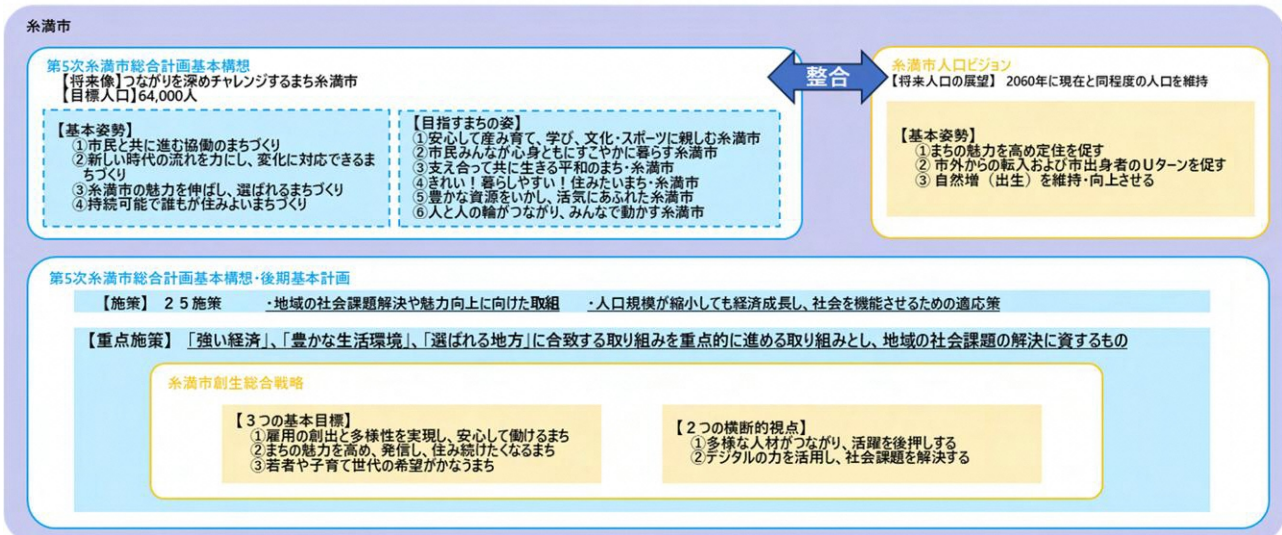
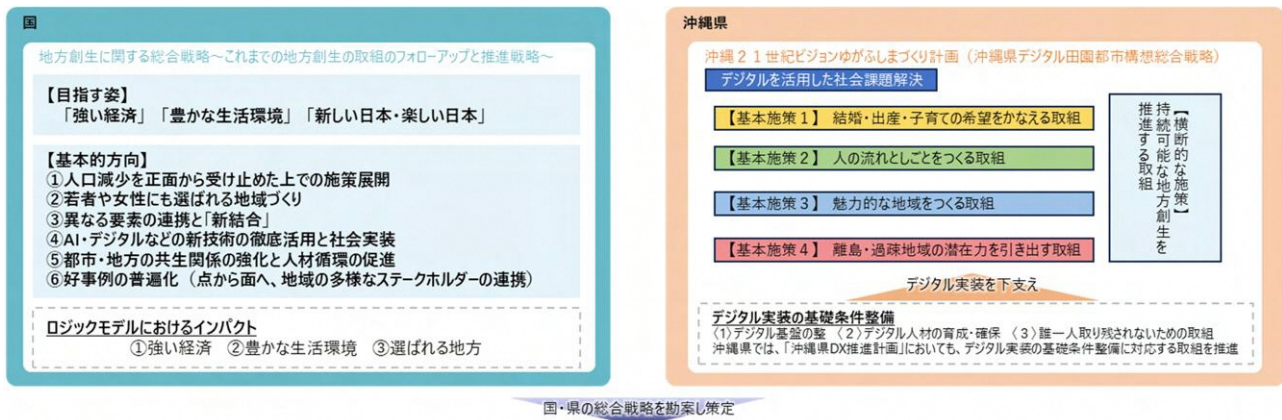
進捗管理については、総合計画における進捗管理と連動させ、数値目標や重要業績評価指標(KPI)について毎年度の進捗確認を行い、PDCAサイクルを回し総合戦略を推進していきます。

第5節 総合計画との関係

本戦略は、「糸満市人口ビジョン」で掲げた糸満市の人口維持・増加を目的とし、第5次糸満市総合計画後期基本計画で位置づけられた施策の中でも、国の示すロジックモデルに掲げる「強い経済」、「豊かな生活環境」、「選ばれる地方」に合致する取り組みを重点的に進める取り組みとした上で、地域の社会課題の解決に資するものとしてします。

また、国の「地方創生に関する総合戦略～これまでの地方創生の取組のフォローアップと推進戦略～」と沖縄県の「沖縄21世紀ビジョンゆがふしまづくり計画(沖縄県デジタル田園都市構想総合戦略)」を踏まえた内容としてします。

国・県の方針と総合計画の関係



第6節 基本目標

本戦略においては、糸満市の地域ビジョン(目指すべき理想像)の実現に向け、国および沖縄県の総合戦略の趣旨を勘案するとともに、バックカスティングの考え方も意識しつつ、3つの基本目標と2つの横断的な視点を掲げ、これに関連した施策を位置づけます。

■ 基本目標

1. 雇用の創出と多様性を実現し、安心して働けるまち
2. まちの魅力を高め、住み続けたいくなるまち
3. 若者や子育て世代の希望がかなうまち

■ 横断的な視点

1. 人材を育て、活躍を支援する持続可能なまち
2. デジタルの力を活用し、社会課題を解決するまち

基本目標と横断的な視点

横断的な視点

基本目標1 雇用の創出と多様性を実現し、安心して働けるまち

- (1) まちの特性をいかした産業の振興
- (2) 働き方の多様性に対応した雇用・労働条件の向上による担い手の確保
- (3) 新たな技術や専門人材を活用した産業の振興

基本目標2 まちの魅力を高め、住み続けたいくなるまち

- (1) 持続可能な公共施設等マネジメントの推進
- (2) 地域資源を活用した多様な交流活動の推進とシティプロモーションによる交流・関係人口の拡大
- (3) 安心して元気に暮らせるまちづくりの推進

基本目標3 若者や子育て世代の希望がかなうまち

- (1) 出産・子育てに配慮する環境の形成と交流・学習機会の創出
- (2) 妊娠・出産・子育てに関する支援
- (3) 生きる力と郷土愛を育み、学習機会の多様性を実現する教育環境の整備

1 人材を育て、活躍を支援する持続可能なまち

2 デジタルの力を活用し、社会課題を解決するまち

■ 国の総合戦略における目標・基本的方向とロジックモデル

国は、「地方創生に関する総合戦略～これまでの地方創生の取組のフォローアップと推進戦略～」において、目指す姿を「強い経済」、「豊かな生活環境」、「新しい日本・楽しい日本」とした上で、基本的方向は①人口減少を正面から受け止めた上での施策展開、②若者や女性にも選ばれる地域づくり、③異なる要素の連携と「新結合」、④AI・デジタルなどの新技術の徹底活用と社会実装、⑤都市・地方の共生関係の強化と人材循環の促進、⑥好事例の普遍化(点から面へ、地域の多様なステークホルダーの連携)の6つの基本姿勢・視点に基づき、関連施策を展開することとしています。

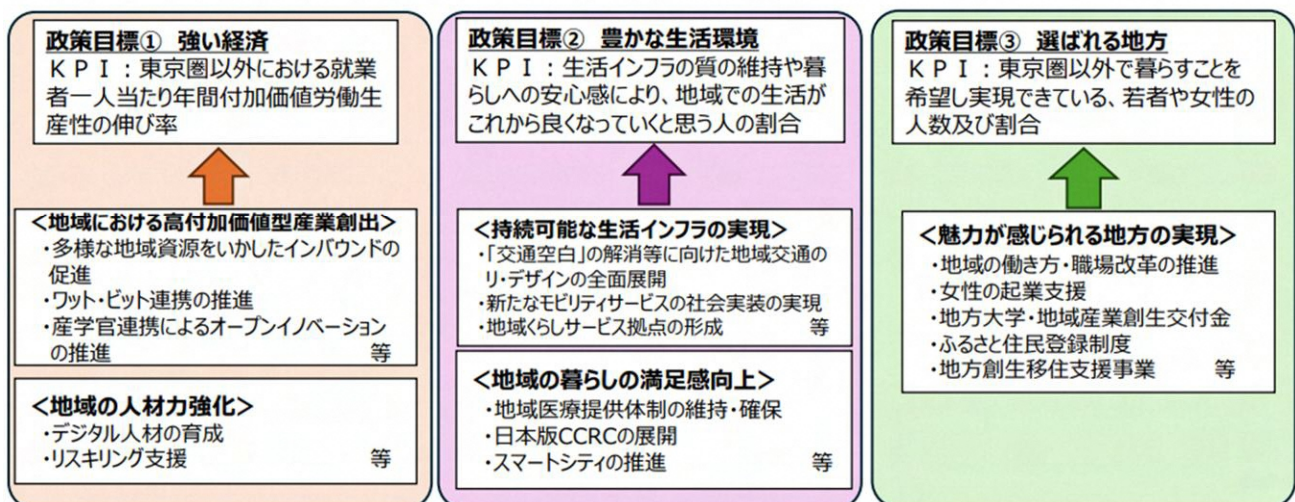
また、目標と各施策との因果関係をロジックモデルとして整理し、目標を踏まえた「インパクト」として、「強い経済」、「豊かな生活環境」および「選ばれる地方」の3つを設定しています。

内閣官房地域未来戦略本部「地方創生に関する総合戦略(令和7年12月23日閣議決定)」

地方創生に関する総合戦略におけるKPIの設定

【本総合戦略の実効性を高めるためのロジックモデルの作成等】

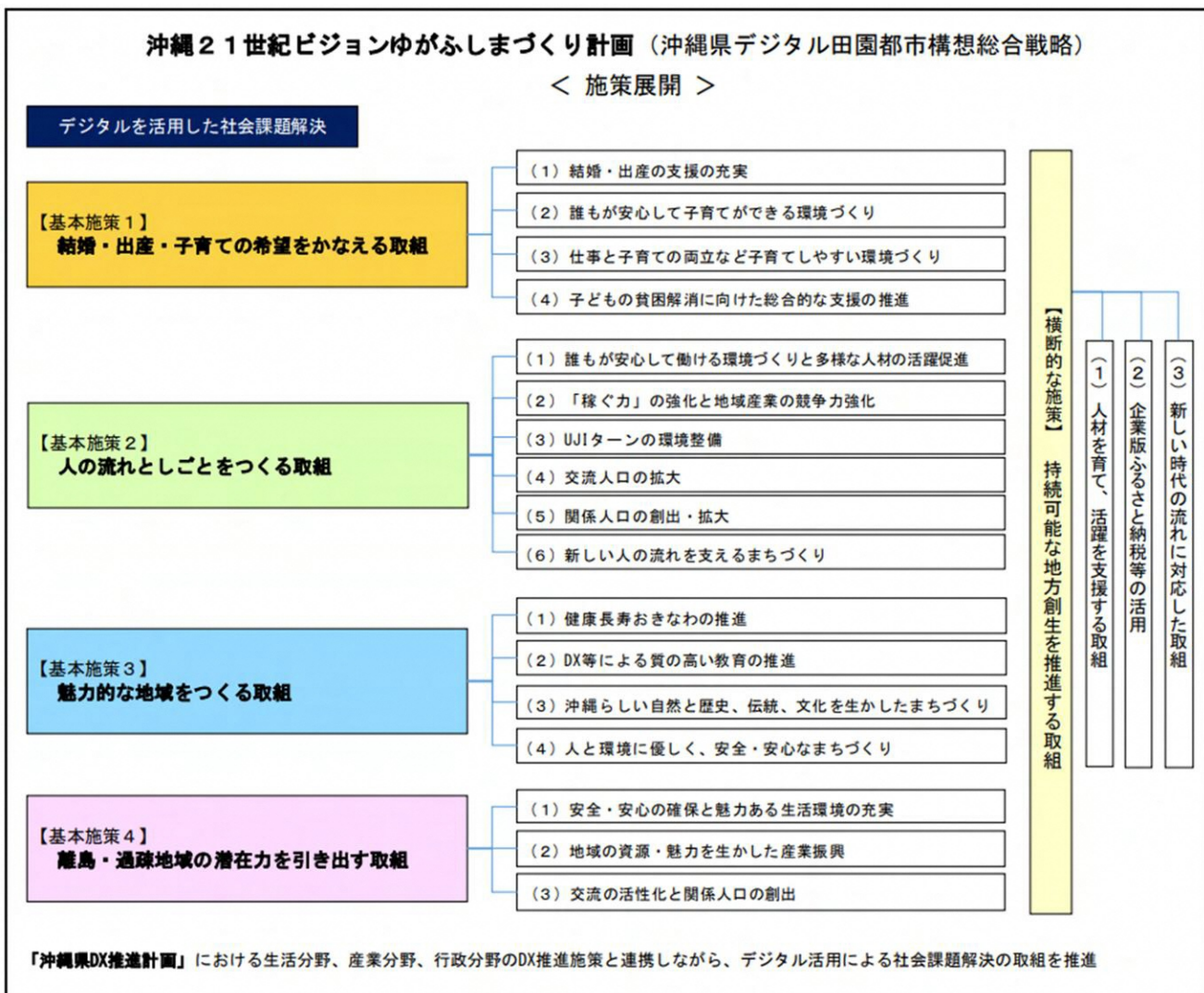
- 「**強い経済**」「**豊かな生活環境**」「**選ばれる地方**」という目標を設定した上で、それを実現するための施策を具体化。さらに、目標と各施策との**因果関係（ロジックモデル）の整理**を行い、進捗や成果を客観的かつ的確に把握できる**KPIの設定及び工程表の作成**を行うことにより、PDCAサイクルを徹底し、本総合戦略全体の実効性を高める。



■ 沖縄県の総合戦略における基本施策(目標)

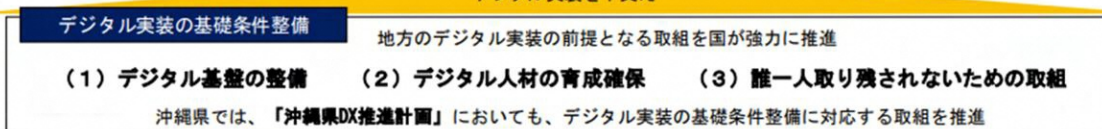
沖縄県は、国のデジタル田園都市構想総合戦略を勘案し、「沖縄21世紀ビジョンゆがふしまづくり計画(沖縄県デジタル田園都市構想総合戦略)」において、人口の将来展望を見直しました。また、将来の人口減少・少子高齢化を見据え、地方創生の取り組みを、デジタル技術の活用により加速化・深化させることで、活力ある持続可能な社会を実現するため、4つの基本施策と3つの横断的な施策を位置づけています。

「沖縄21世紀ビジョンゆがふしまづくり計画(沖縄県デジタル田園都市構想総合戦略)」施策の体系



総合戦略

デジタル実装を下支え



基本目標 1 雇用の創出と多様性を実現し、安心して働けるまち

■ 基本的方向

若者や子育て世代も安心して働けるしごと環境をつくるためには、多様化するライフスタイル・ワークスタイルに対応していくことが求められています。また、市外・県外へ進学・就職した若者が、地元の魅力を感じ、その経験をいかすために戻ってくるためには、安定した雇用が必要となります。市民意識調査において「新たに就業または転職する場合糸満市で働きたい」と答えた市民の割合は、36.1%(令和元(2019)年12月)から41.1%(令和7(2025)年7月)と5.0ポイントの改善が見られます。一方、糸満市で働く人が増えるために必要と考える取り組みは「市内企業の賃金を上げる取り組みに力を入れる」が(60.9%)となっており、収入面に関する取り組みに注力する必要があることがわかります。

糸満市の産業は、基幹産業である農業・水産業に加え、糸満市場(いとま〜)を中心とした沖縄らしさの色濃い旧市街地を有し、また、埋立地に展開する新市街地では、立地の良さから商工業が集積しています。さらに、平和学習で訪れる観光客も多く、魅力的な観光資源になりうる有形無形の文化遺産も市内随所に存在しているなど、高いポテンシャルがあります。

そこで、既存産業の振興や企業誘致などを通じて、新たな産業創出による雇用の創出とともに、企業・事業所による雇用環境改善に取り組みます。

雇用の新たな受け皿となる産業創出として、水産物地方卸売市場の移転に伴う水産物流通・加工業などの発展を促進します。また、税制特区の対象地区であることを広く周知し、関連企業の誘致を促進していきます。

国内外問わず、IT技術を活用した産業高度化、新ビジネス創出や利便性・快適性の高い社会システムの構築など社会のさまざまな場面でのIT技術・イノベーションの効果的な活用が進んでいます。市内産業(スマート農業など)へのIT導入・利活用促進に取り組みます。

■ 基本的方向

基本目標1 雇用の創出と多様性を実現し、安心して働けるまち

(1) まちの特性をいかした産業の振興

(2) 働き方の多様性に対応した雇用・労働条件の向上による担い手の確保

(3) 新たな技術や専門人材を活用した産業の振興

■ 数値目標

指標名	基準値 (R6年度)	目標値 (R12年度)
新規創業・進出企業数[社/年]	141	151

基本目標 2 まちの魅力を高め、住み続けたくなるまち

■ 基本的方向

市民意識調査において、糸満市が「住みよい」と答えた市民の割合は、78.9%(令和元(2019)年12月)から80.4%(令和7(2025)年7月)と1.5ポイントの改善がみられるものの、「概ね5年以内に転居予定」と「将来的には市外へ転居したい」を合わせて12.5%が転居の意向を示しています。その理由は「地元・実家に戻るため」(21.7%)、「就職のため」(19.3%)に次いで、「より安心・安全に暮らしたいから」(16.9%)となっており、利便性に関わる課題と合わせて、日常生活の安心・安全を求める市民が多いことが分かります。糸満市が管理する公共施設のうち、約3割が築30年以上を経過しています。また、道路や公共上下水道などにおいても老朽化が進んでおり、これらの更新と併せ、未整備施設の早期整備が課題となっています。

そこで、より安心・安全な暮らしを実現し、市民が長く住み続けたいと思えるまちを目指し、持続可能な生活インフラの実現に取り組みます。また、選ばれる地域づくりを目指し、多種多様な地域資源(まちの魅力)を磨き上げ、魅力を高めることで、糸満市の知名度・好感度の向上を図るとともに、各種イベントのプロモーション連携・強化を図り、ふるさと納税の取り組みと相乗効果を生むようなアプローチを推進します。さらに、「平和」、「スポーツ」、「レジャー」などの多様な資源を通じて「訪れたくなるまちづくり」を推進し、市内外の関係者・団体と連携しながら、糸満市の魅力を積極的に発信することで交流人口・関係人口の拡大を図ります。併せて、住み続けたくなる安全で暮らしやすいまちづくりのため、自治会や各種団体などと連携して地域活性化に取り組みます。また、この取り組みを通じて、将来の「地元」を担う人材を育成する体制づくりを図ります。

■ 基本的方向

基本目標2 まちの魅力を高め、住み続けたくなるまち

(1)持続可能な公共施設等マネジメントの推進
(2)地域資源を活用した多様な交流活動の推進とシティプロモーションによる交流・関係人口の拡大
(3)安心して元気に暮らせるまちづくりの推進

■ 数値目標

指標名	基準値 (R6年度)	目標値 (R12年度)
糸満市を住みよいと感じている市民の割合[%]	—	85.0

基本目標 3 若者や子育て世代の希望がかなうまち

■ 基本的方向

出生数の維持には、妊娠期から出産・子育て期にわたるきめ細やかな相談支援、子育て支援に関わる専門職種などの人材確保と育成、乳幼児の保育体制の充実や家庭教育の継続的支援、こどもの生きる力を育む学校教育の充実などが必要です。糸満市の出生動向は、合計特殊出生率は比較的高いものの、出生数は減少傾向にあります。「子育てしやすいまちとなるために必要な取り組み」の市民意識調査では、多様な保育サービスや子育てに配慮した施設の充実に加え、産後の母子への心身ケアの充実を求める声があがっています。

出産・子育てに関する意識の変化には、社会構造やライフスタイルの多様化、経済的負担感など、さまざまな要因があると考えられます。こうしたことは個人の意思に基づくものであることを念頭に置き、それぞれの価値観を尊重しながらも、糸満市で子育てを行いたいと考えている若者らを地域全体で後押しし、地方で暮らすことを希望する若者や女性を増やしていく取り組みが重要です。

このことから、企業や事業所など含めた地域社会全体で、出産・子育てに関する望みをかなえることができる環境づくりに取り組みます。また、家庭を持ち、将来子どもを持ちたいと考えている方々や糸満市で自分らしく過ごしたいと強く希望する方々への経済的負担の軽減についても、これまでの取り組みの効果を検証しつつ、継続して取り組みます。

地元に着愛を持つ地域の担い手づくりに向けては、学校・家庭・地域がさらに連携を強化することで、児童・生徒がよりよい社会や人生を切り拓いていく「生きる力」を育み、自己の将来を見通した持続可能な社会の創り手となるように教育環境の整備・充実を推進します。また、育った若者たちが地域で住み続けていくための支援も強化します。

■ 基本的方向

基本目標3 若者や子育て世代の希望がかなうまち

- (1) 出産・子育てに配慮する環境の形成と交流・学習機会の創出
- (2) 妊娠・出産・子育てに関する支援
- (3) 生きる力と郷土愛を育み、学習機会の多様性を実現する教育環境の整備

■ 数値目標

指標名	基準値 (R6年度)	目標値 (R12年度)
0～64歳の転入超過人数(累計)[人]	—	150

横断的な視点 1 人材を育て、活躍を支援する持続可能なまち

糸満市に住み、働き、訪れる人たち、間接的でも地域との関わりを持ってアクションを起こす人々・団体・事業者が、糸満市における地方創生の担い手です。年齢や国籍、障がいの有無にとらわれることなく、さまざまな分野の人々がつながり、知識やノウハウを持ち寄って、まちを活性化し、地域課題を解決していくことこそが求められる姿です。そのため糸満市は、多様な人々がつながり、個々の力を発揮し、活躍することを後押しします。

横断的な視点 2 デジタルの力を活用し、社会課題を解決するまち

デジタル技術が急速に発展する中、デジタルは社会課題を解決する鍵であり、新たな価値を生み出す源泉となっています。地域の活性化を実現するためには、経済や社会に密接に関係するさまざまな分野において、デジタルの力を活用し、社会課題の解決や魅力向上を図ることが必要です。そのため糸満市は、特性をいかしながらデジタルの力を活用することにより、社会課題を解決し、魅力向上のブレイクスルーを実現することで、地方創生を推進していきます。

第7節 具体的施策および重要業績評価指標(KPI)

基本目標 1 雇用の創出と多様性を実現し、安心して働けるまち

(1) まちの特性をいかした産業の振興

糸満市の特性をいかした持続的で魅力的な農業の振興を図り、高収益構造へ転換していくため、農業生産基盤施設の整備および利用促進、技術の活用や担い手育成に取り組みます。

また、県内唯一の第三種漁港を有する水産業拠点としての優位性をいかし、基盤施設の整備とともに資源管理型の生産技術向上や出口戦略、担い手育成などに総合的に取り組むことにより競争力を高めます。

■ 主な取り組み

① 農産物、水産物の高付加価値化・販路拡大・地産地消の推進

- 農業の振興
- 新たな産業や生産物の開発・整備
- 水産業の振興
- ブランド化の促進

② 農業、水産業などの担い手の育成

- 農業の人材育成
- 水産業の人材育成
- 商工業の人材育成
- 観光業の人材育成

③ 拠点施設や異業種間連携による商業、工業、観光業の振興

- 商工業の振興
- 観光の振興

(2) 働き方の多様性に対応した雇用・労働条件の向上による担い手の確保

生産年齢人口の減少、働く方々のニーズの多様化などの課題に対応するためには、投資やイノベーションによる生産性向上や就業機会の拡大、意欲・能力を存分に発揮できる環境が必要なことから、市内企業や事業者における職場環境、福利厚生、雇用・労働条件などの充実、子育て世代が安心して働ける環境整備の取り組みを促進します。

また、人材の確保・定着の観点から、企業・事業者のイメージアップを図る取り組みや労働関係法令の遵守、企業における仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)により従業員が働きやすい職場環境づくりを促進します。

■ 主な取り組み

① 職場環境や労働条件の向上

- 経営・労働環境の強化・充実

② 起業と事業承継の支援

- 経営・労働環境の強化・充実
- 商工業の人材育成

(3) 新たな技術や専門人材を活用した産業の振興

情報通信技術は、距離と時間の制約克服、人の能力・活動の拡張・効率化・代替が可能で、地方の社会課題を解決・改善するための重要な鍵です。IoT化や企業改革が進展することで、企業の生産性向上や新商品・新サービスによる需要創出が期待されます。ICT導入の取り組み(スマート農業など)を促進し、経営基盤や競争力を高めていきます。

また、市内各経済団体や各種団体と連携するとともに、国や公的団体などによる専門人材支援制度の活用を促進し、企業・事業者の知識やノウハウの向上に取り組みます。

■ 主な取り組み

① ICT利活用の推進

- 新たな産業や生産物の開発・整備
- 農業の振興
- 水産業の振興

② 専門人材(アドバイザーなど)の活用

- 経営・労働環境の強化・充実
- 新たな産業や生産物の開発・整備

■ KPI(重要業績評価指標)

指標名	基準値 (R6年度)	目標値 (R12年度)
肉用子牛生産頭数[頭]	1,066	1,100
漁獲量(属地)[t/年]	2,795.5	4,570
主要観光施設等入館者数[人]	1,178,670	1,600,000
産業分野の専門人材活用によるセミナー、フォーラム等の市内開催件数[件/年]	11	12

基本目標 2 まちの魅力を高め、住み続けたいくなるまち

(1) 持続可能な公共施設等マネジメントの推進

道路や公共上下水道などは老朽化が進んでいることから、老朽化施設の更新と併せ、未整備施設の早期整備を推進するため、新たな手法を検討するとともに、市有財産の最適利用や有効活用を推進します。また、長期的な視点をもって、公共施設の更新や統廃合、長寿命化などを計画的に実施し公共施設等マネジメントの推進を図ります。

公共交通網および交通弱者の移動手段となる交通インフラの確保が必要となっていることから、民間事業者との連携などにより、持続可能な公共交通の整備に取り組みます。

■ 主な取り組み

① 老朽化施設の更新

- 上下水道等の整備
- 脱炭素型社会づくり

② 未整備施設の早期整備

- 交通・通信ネットワークの整備
- 公園緑地の魅力向上
- 上下水道等の整備

(2) 地域資源を活用した多様な交流活動の推進とシティプロモーションによる交流・関係人口の拡大

平和祈念祭をはじめ、平和の尊さを内外に発信する事業の展開や、海などの自然資源、宿泊施設、運動施設などの集積をいかしたレジャーやスポーツコンベンション、滞在型観光の推進により、市外の方々との多様な交流を図ります。また、こうした交流を通じて糸満市の魅力を広く情報発信し、交流・関係人口の増加につなげます。

姉妹都市・友好都市などの交流については、行政や各種団体、市民団体などによる幅広い分野での交流を推進します。

■ 主な取り組み

① 地域資源やイベント等の連携による交流・関係人口の拡大

- 共生社会の推進
- 商工業の人材育成
- 国内外の多様な交流の推進
- 枠を超えた連携の促進

② 首都圏等へのPR

- ブランド化の促進
- 情報の共有と市民参画の促進

③ 平和をテーマとした交流機会の充実

- 平和を語り継ぎ発信する
- 戦争遺構等の保全・活用

④ スポーツ、レジャーによる多様な交流の推進

- 生涯スポーツおよび競技スポーツの推進
- スポーツコンベンションの促進

- 5 官民連携による滞在型観光の推進
 - 農業の振興
 - 水産業の振興
 - 観光の振興
- 6 姉妹都市・友好都市等との交流
 - 国内外の多様な交流の推進

(3) 安心して元気に暮らせるまちづくりの推進

地域の活力は「ひと」から生み出され、訪れたい、住み続けたいと思える地域には、コミュニティーや人々の支え合いがあります。人口減少や核家族化によるつながりの希薄化を防ぎ、元気な地域を維持していくために、自治会や各種団体などの多様な主体と連携して防災体制などの充実を図りながら地域課題解決に取り組みます。このような取り組みを通じて、女性や障がい者、若者などを含め将来の「地元」を担う人材を育成する体制づくりを推進します。

■ 主な取り組み

- 1 地域の未来を支える人づくりと地域づくり
 - 自治会や地域コミュニティーの強化・支援
 - 協働社会の推進
 - 情報の共有と市民参画の促進
- 2 安心・元気・暮らしやすい地域づくり
 - 生き生きと暮らせる地域づくり
 - 支え合う地域づくり
 - 生きがいつくりと社会参加の推進
 - 防災力の強化
 - 安全安心に向けた仕組みの構築
 - 消防・救急体制の充実
- 3 移住希望者の相談・サポート体制の構築
 - 共生社会の推進
 - 自治会や地域コミュニティーの強化・支援

■ KPI(重要業績評価指標)

指標名	基準値 (R6年度)	目標値 (R12年度)
下水道人口普及率[%]	72.3	77.5
道路の改良率[%]	82.8	84.9
市民活動支援センター利用者数[人/年]	5,221	6,100
観光ガイド登録人数(累計)[人]	4	10
ふるさと応援寄附[円]	8億2,810万	12億
語り継ぐ人材の育成(累計)[人]	152	200
全国および九州大会・合宿等誘致数[件/年]	12	18
市内主要ホテルの観光客延べ宿泊者数[人/年]	541,045	700,000
自主防災組織の結成(累計)[組織]	15	22
自治会結成率[%]	90.6	94.7
自治会加入率[%]	43	49

基本目標 3 若者や子育て世代の希望がかなうまち

(1) 出産・子育てに配慮する環境の形成と交流・学習機会の創出

若者や子育て世代が、出産から子育ての各ライフステージにおいて希望をもって暮らしていくことができるように、その世代の価値観を尊重するとともに、働き方の見直しや交流機会、学習機会の創出、定住しやすい環境をつくるなど、個人では解決できない課題を地域社会全体で改善に取り組むことにより、安心して活動できるまちづくりを推進します。

■ 主な取り組み

1 働き方の見直しによる余暇時間の創出支援

- 経営・労働環境の強化・充実

2 多様な交流機会創出の支援

- 国内外の多様な交流の推進

3 教育機関と連携した学習機会の拡充

- 切れ目のない子育て支援の充実
- 地域や関係機関と連携した児童・生徒の育成
- 生涯学習機会の拡充
- 図書館活動の充実
- 糸満市らしさの継承
- 市民文化活動の振興

4 高校生、大学生、若者の地元定着の促進

- 地域や関係機関と連携した児童・生徒の育成
- 糸満市らしさの継承
- 国内外の多様な交流の推進
- 良好な住宅・住環境の形成

(2) 妊娠・出産・子育てに関する支援

こどもに最善の利益が実現される社会を目指し、良質かつ適切な支援に取り組み、すべてのこどもが夢と希望を持って健やかに成長できる環境づくりに努めます。

妊娠・出産・子育て期に即して最適なサービスを切れ目なく提供できる総合的な支援体制を整えるとともに、経済的な負担軽減を図り、子育て家庭が地域で安心して子育てできる環境づくりに取り組みます。

家庭と地域が共に教育力を高めることができるよう、企業や事業所、家庭、学校、地域、行政が一体となって子育てしやすい環境を整備するとともに、さまざまな課題を有する子育て家庭に必要な支援が行き届く体制を構築します。

■ 主な取り組み

1 妊娠・出産・子育てに関する相談・支援体制の充実と経済的な負担軽減

- 切れ目のない子育て支援の充実

2 多様な受け皿の確保

- 児童福祉の充実

3 子育てと仕事の両立支援

- 経営・労働環境の強化・充実
- 地域や関係機関と連携した児童・生徒の育成

(3) 生きる力と郷土愛を育み、学習機会の多様性を実現する教育環境の整備

近年、少子高齢化の進行、グローバル化や情報通信などの技術革新などが急速に進み、教育を取り巻く環境や学校が抱える課題は複雑・多様化しており、学校と地域社会との連携の重要性が指摘されています。「地域と共にある学校づくり」への転換を図り、学校・家庭・地域がさらに連携を強化することで、児童・生徒がよりよい社会や人生を切り拓いていく「生きる力」を育み、自己の将来を見通した持続可能な社会の創り手となるように教育環境の整備・充実を推進します。

また、こどもの貧困対策や児童虐待防止などのきめ細やかな支援を行うことにより、地域全体で子育て家庭を見守り育てる環境づくりに取り組みます。

■ 主な取り組み

① 地域と連携した郷土愛の醸成および時代の変化に対応した学力の向上

- 魅力ある学校づくり
- 地域や関係機関と連携した児童・生徒の育成
- 生涯学習機会の拡充
- 図書館活動の充実
- 糸満市らしさの継承
- 市民文化活動の振興

② 貧困の連鎖を断ち切るための学習支援等の充実

- 切れ目のない子育て支援の充実
- 児童福祉の充実
- 地域や関係機関と連携した児童・生徒の育成

■ KPI(重要業績評価指標)

指標名	基準値 (R6年度)	目標値 (R12年度)
生涯学習支援センター等における活動者数[人/年]	23,793	25,000
「子育てに不安が殆どない」と答えた人の割合(健診時アンケート)[%]	62.5	70
教育・保育施設待機児童数[人]	15	0
地域学校協働活動推進員の活動件数[件/年]	41	70
合計特殊出生率	1.71	1.71

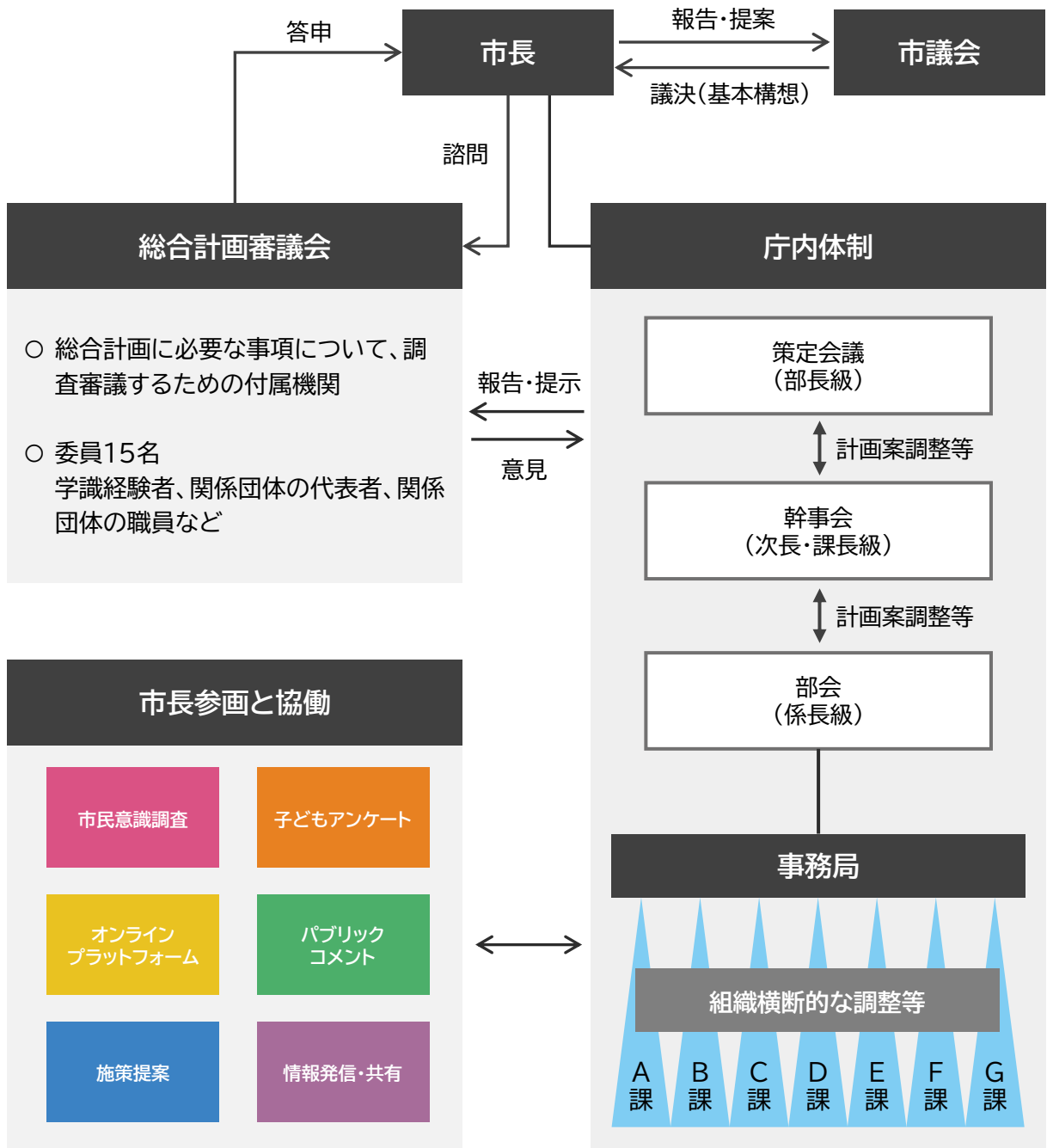


資料編




基本計画の特徴

1. 後期基本計画の策定体制



2. 諮問・答申

第5次糸満市総合計画について(諮問)




諮 問 書

糸満市諮問行第 / 号
令和7年10月3日

糸満市総合計画審議会
会 長 様

糸満市長 當銘 真栄



みだしのことについて、糸満市総合計画審議会設置規則第2条の規定に基づき、次の事項について諮問いたします。

記

諮問事項

第5次糸満市総合計画後期基本計画に関する事項

1 諮問理由

本市では、令和3年度から令和12年度までを計画期間とする第5次糸満市総合計画に基づき、「つながりを深めチャレンジするまち糸満市」を将来像に掲げ、その実現に向けて、各種施策・事務事業に取り組んでおります。

この第5次糸満市総合計画を構成する前期基本計画が令和7年度をもって終了することから、現在、令和8年度を始期とする後期基本計画の策定に取り組んでいるところです。

人口減少や情報技術の進展をはじめとした社会情勢の変化など、本市を取り巻く社会環境の変化に的確に対応し、基本構想に掲げた将来像を実現していくため、新たな5年間を計画期間とする第5次糸満市総合計画後期基本計画の策定について諮問するものです。

2 答申を希望する時期

令和8年3月予定

第5次糸満市総合計画について(答申)

令和8年3月5日

糸満市長 雷銘 真栄 殿

糸満市総合計画審議会
会長 瀬口 浩一

第5次糸満市総合計画後期基本計画に関する事項について(答申)

令和7年10月3日付け糸満市諮問行第1号で諮問のあった「第5次糸満市総合計画後期基本計画に関する事項」について、別紙のとおり答申いたします。

第5次糸満市総合計画後期基本計画に関する事項の答申

1. 後期基本計画に関する事項

(1) 第1章 安心して産み育て、学び、文化・スポーツに親しむ糸満市 (子育て・教育・文化・スポーツ)

- ・ 切れ目のない子育て支援の充実を図るには、子ども家庭センターの担う役割が重要となることから、その体制強化に取り組まれない。
- ・ 魅力ある学校づくりや児童生徒の育成にあたり、いじめや不登校、虐待、発達特性等に起因する課題については、早期発見・早期対応が重要となることから、これに必要な体制整備に取り組まれない。
- ・ 生涯スポーツの推進にあたり、eスポーツやアーバンスポーツを考慮したことは評価できることから、これが推進されるよう取り組まれない。
- ・ 生涯スポーツの推進として、都市型スポーツは日常空間をフィールドとしており大規模な施設を必要としないことから、例えばクライミングができる空間の創出及びこれを活用する取り組みについて検討されたい。

(2) 第2章 市民みんなが心身ともにすこやかに暮らす糸満市 (健康・医療・福祉)

- ・ 高齢者の保健福祉を充実させる取り組みの指標として、「住民主体の通いの場の数」に加え、取り組みの効果を測定するに適切な参加人数や登録者数を設定することについて検討されたい。

(3) 第3章 支え合って共に生きる平和のまち・糸満市 (交通安全・防犯・救急・防災・平和・共生)

- ・ 救急需要の増加への対応として、救急車の運正利用の普及啓発の取り組みについても検討されたい。
- ・ 消防団員を増員させることは難しいと思われるものの、先進自治体を参考に増員に向けた取り組みについて検討されたい。
- ・ 地域での防災力強化にあたり、防災訓練への子どもたちの参加が重要であることから、子どもたちが参加する防災訓練の在り方について検討されたい。

(4) 第4章 きれい！暮らしやすい！住みたいまち・糸満市**(環境・まちの基盤)**

- ・ 循環型社会をつくる取り組みの指標として、「公共施設の温室効果ガス排出量 [t-CO2]」の令和 12 年度目標値が前期基本計画から向上したことは評価できる。これに加えて、かつて糸満庁舎は先進的な設備を設置し、他自治体の見本となっていたことから、糸満市庁舎を活用した今後の取り組みについて期待したい。
- ・ 頁栄単：地区直整理事業の推進にあたり、産業用地として適切な土地利用の誘導が図られるよう取り組まれない。

(5) 第5章 豊かな資源をいかし、活気にあふれた糸満市**(産業)**

- ・ 前期基本計画にはあった指標「若手経営者研修会回数」について、新規創業のみならず、事業承継や商品開発といった多岐にわたるテーマを取り扱っているなど、商工業の人材育成の効果を図る指標として適切なものであることから、再度設定することについて検討されたい。
- ・ 観光施策の実施にあたり、その財源に宿泊税を活用する場合、設置予定の観光まちづくり協議会(仮称)との意見交換等を密に行い、観光振興に資するものとなるよう留意されたい。

(6) 第6章 人と人の輪がつながり、みんなで動かす糸満市**(協働)**

- ・ 協働社会の推進にあたり、ボランティアを行う地域人材との連携は重要であることから、関係施策が促進されるよう取り組まれない。
- ・ DX は目的を達成するための手段であることに留意し、必要な取り組みについて検討されたい。
- ・ 指標の設定について、行政の取り組みのみならず、市民の取り組みを評価できる指標の設定についても検討されたい。
- ・ 設定した指標の目標値が令和 12 年度を待たずに達成見込みであった場合、この成果をさらに向上させるよう取り組むことが望ましい。

2. 目標人口に関する事項

- ・ 人口を維持するには、居住地を確保することが重要であることから、真栄里二地区画整理事業による人口施策に限定することなく、その他の土地利用や交通施策についても検討されたい。
- ・ 人口減少があっても高齢化は進行するため、介護福祉、障害福祉分野でのサービス水準維持の観点から、現実的な推計に基づき目標人口を設定するべきであり、過大推計・過小推計のいずれも行うべきではない。
- ・ 過大推計を行うと、公共施設の整備にあたり財政コストをひっ迫させる恐れがあることから、現実的な推計を行うべきである。

3. その他の事項

- ・ 将来的に「GW（ゲートウェイ）2050 PROJECTS」が与える影響は糸満市においても大きいものと考えられることから、後期基本計画の計画期間中はもとより、第6次糸満市総合計画の計画期間を視野に入れた関与の在り方について、まちづくりの観点から検討されたい。

糸満市総合計画審議会

1. 公 長	彌口 浩一	琉球大学国際地域創造学部 教授
2. 副 会 長	宮吉 丘	糸満市企画部 部長
3. 委 員	堤 純一郎	琉球大学 名誉教授・工学博士
4. 委 員	宮本 晋一	沖縄大学人文学部福祉文化学科 教授
5. 委 員	山城 安子	NPO 法人子育て応援隊いっば 理事長
6. 委 員	新垣 幸生	糸満工業団地協同組合 理事長
7. 委 員	上原 一志	糸満市商工会 事務局長
8. 委 員	大城 栄喜	糸満漁業協同組合 参事
9. 委 員	金城 和弘	JA おきなわ糸満支店 支店長
10. 委 員	上原 仁	糸満市観光協会 事務局長
11. 委 員	川門 義人	糸満市市民活動支援センター センター長
12. 委 員	徳村 政直	糸満市教育委員 教育委員
13. 委 員	島袋 雄文	糸満市社会福祉協議会 事務局長
14. 委 員	金城 文子	糸満市女性団体連絡協議会 会長
15. 委 員	古我知 進	糸満市自主防災組織連絡協議会 会長

3. 各施策の推進に向けた担当課一覧

■ 総合計画推進にむけた庁内の役割分担

名称	凡例	役割内容
施策担当課	○	<ul style="list-style-type: none"> ・施策の目的を達成するため、施策や事業を実施する課。 ・施策や事業を進捗させるため、必要に応じて関係課と調整等を行う。

■ 各施策の推進に向けた担当課一覧

No	目指すまちの姿(章)	施策(大項目)	中項目	総務部	企画部	市民健康部	福祉部	こども未来部	経済部	建設部	消防本部	上下水道部	教育委員会	農業委員会事務局
1	1 安心して産み育て、学び、文化・スポーツに親しむ系満市	1 みんなでこどもを育てる社会をつくる	小項目(ポイントレベル)	総務課 財政課 人事課	秘書防災課 政策推進課 行政経営課 情報政策課	国民健康保険課 健康推進課 市民生活環境課 市民課	社会福祉課 障害福祉課 介護長寿課	子育て応援課 保育こども園課 こども未来課	農政課 農村整備課 商工水産課 観光・スポーツ振興課	建設課 まちづくり課 区画整理課	消防本部	上下水道部 総務課 工務課	教育委員会 生涯学習課 学校教育課 学校給食センター 中央図書館	農業委員会事務局
2	1 切れ目のない子育て支援の充実	2 家庭教育支援	1 子育て支援に際しての確保、児童館などの居場所・環境の充実					○					○	
3			2 児童福祉の充実					○					○	
4								○					○	
5								○					○	
6								○					○	
7								○					○	
8	2 学校の魅力をさらに高める		1 魅力ある学校づくり										○	
9			2 新たな社会に対応するための生きる力の育成										○	

No	目指すまちの姿(量)	施策(大項目)	中項目	小項目(ポイントレベル)	総務部	企画部	市民健康部	福祉部	こども未来部	経済部	建設部	消防本部	上下水道部	教育委員会	農業委員会事務局
52	2 市民みんなが心身ともにすやかに暮らす系泊市	1 健康に暮らすまちづくり 2 支え合い、後押しする福祉環境をつくる	4 保険・年金制度の周知	2 国民年金制度の周知・適正化	総務課	秘書防災課	国民健康保険課	介護長寿課	子育て応援課	観光スポーツ振興課	建設課	消防本部	工務課	学校給食センター	
53				1 民生委員・児童委員の確保および育成	総務課	行政経営課	健康推進課	障害福祉課	保育こども園課	農政課	まちづくり課		総務課	学校教育課	
54				2 福祉拠点施設の充実	総務課	政策推進課	市民生活環境課	社会福祉課	こども未来課	農工商水産課	区画整理課			生涯学習課	
55			1 社会福祉基盤の充実	3 生活保護世帯支援の充実	総務課	情報政策課	市民課			農村整備課	建設課			教育総務課	
56				4 生活困窮世帯等支援の充実	総務課	情報政策課	健康推進課			農政課	建設課				
57				5 成年後見制度の利用促進	総務課	行政経営課	国民健康保険課				建設課				
58				1 切れ目のない障がい福祉サービス等の充実	総務課	秘書防災課					建設課				
59			2 障がい福祉の充実	2 生活支援のための地域づくり・相談支援の強化	総務課	秘書防災課					建設課				
60				3 多様なニーズに対応した支援	総務課	秘書防災課					建設課				
61				4 差別解消および権利擁護の取り組みの推進	総務課	秘書防災課					建設課				
62			3 支え合う地域づくり	1 地域における住民主体の課題解決力強化	総務課	秘書防災課					建設課				
63		3 高齢者の保健福祉を充実させる	1 総合相談の充実	1 総合相談の充実	総務課	秘書防災課					建設課				
64			1 地域包括ケアシステム機能の充実	2 権利擁護体制の整備	総務課	秘書防災課					建設課				
65				3 地域ケア会議の充実	総務課	秘書防災課					建設課				

No	目指すまちの姿(量)	施策(大項目)	中項目	小項目(ポイントレベル)	総務部	企画部	市民健康部	福祉部	こども未来部	経済部	建設部	消防本部	上下水道部	教育委員会	農業委員会事務局
94	3 支え合うて共に生きる平和のまち・糸織市	3 支え合うて地域で安心をまむ		1 支え合うて地域社会の構築			○								
95			2 安全安心に向けた仕組みの構築	2 災害対応における連携体制の構築・強化	○										
96				3 消費生活相談や無料法律相談の充実			○								
97		4 平和を希求し未来へ発信する		1 平和情報ネットワーク体制の発展		○									
98			1 平和を語り継ぎ発信する	2 平和を語り継ぐ取り組みの推進		○									
99				3 平和の発信		○									
100				4 慰霊祭への参加協力											
101			2 戦争遺構等の保全・活用	1 平和にかかわる資源の活用		○									
102				1 多様性への理解促進		○									
103				2 共同参画に向けた環境の充実		○									
104			1 共生社会の推進	3 女性の地域・社会活動における支援		○									
105				4 移住の受入体制の整備											
106				5 子育て支援におけるパートナー(夫)の参加と育児取得の促進											
107			2 国内外の多様な交流の推進	1 交流の場づくり		○									

No	目指すまちの姿(量)	施策(大項目)	中項目	小項目(ポイントレベル)	総務部 総務課 人事課 財政課 税務課	企画部 秘書防災課 政策推進課 行政経営課 情報政策課	市民健康部 国民健康保険課 健康推進課 市民生活環境課 市民課	福祉部 介護長寿課 障害福祉課 社会福祉課	こども 未来部 こども未来課 保育こども園課 子育て応援課	経済部 農政課 農村整備課 商工水産課 観光・スポーツ振興課	建設部 建設課 まちづくり課 区画整理課	消防本部 総務課 工務課	上下 水道部	教育委員会 教育総務課 生涯学習課 学校教育課 学校給食センター	農業委員会事務局
178	5 豊かな資源をいかし、活気にあふれた糸満市	3 商工業・観光業を活性化させる	2 観光の振興	4 観光危機管理の推進											
179			3 経営・労働環境の強化・充実	1 経営環境の充実						○					
180				2 労働環境の充実						○					
181	4 産業の魅力に磨きをかける			1 産官学連携による産業振興の促進						○					
182			1 新たな産業や生産物の開発・整備	2 1.5次産業、6次産業化の推進						○					
183				4 国・県の交付金等を活用した支援						○					
184				1 地場製品の付加価値向上						○					
185			2 ブランド化の促進	2 商標登録等の知的財産の啓発						○					
186				3 販路開拓・拡大への支援						○					
187				4 新商品開発への支援						○					
188	6 みんなで元氣な地域をつくる	1 みんなで元氣な地域をつくる	1 個性あるコミュニティの創出・強化	1 個性あるコミュニティの創出・強化											
189			1 自治会や地域コミュニティの強化・支援	2 地域活性化に向けた多様な支援の推進											
190				3 コミュニティ施設(自治公民館等)の充実											
191			2 協働社会の推進	1 地域人材の育成、まちづくり意識の向上											

No	目指すまちの姿(章)	施策(大項目)	中項目	小項目(ポイントレベル)	総務部	企画部	市民健康部	福祉部	こども未来部	経済部	建設部	消防本部	上下水道部	教育委員会	農業委員会事務局			
192	6 人と人の輪がつながり、みんなで動かしあえるまち	1 協働社会の推進 2 効果的・効率的な行政経営の推進	2 協働社会の推進	2 拠点施設等の充実										○				
193				1 健全な財源の確保														
194				2 経営資源を効率的・効果的に活用した行政経営の推進														
195				3 公有財産活用等による新たな財源の活用														
196				4 行政情報のデジタルトランスフォーメーション化の推進														
197				1 情報発信の充実														
198			2 情報の共有と市民参加の促進	2 広聴機能の充実														
199				3 市民の情報収集力強化														
200				1 市職員の育成														
201		3 市職員の育成および仕組みづくり		2 市民ニーズや社会課題に対応した行政サービスを提供する組織・人材づくり														
202		4 枠を超えた連携の促進		1 市民参画型行政への取り組み														
203		3 総合計画・総合戦略を着実に推進する	1 PDCAサイクルの構築	1 PDCAサイクルの構築														
204			2 推進体制の整備	1 進捗状況の確認や課題の抽出等が可能な組織体制の整備														
205				2 PDCAサイクルに関する職員意識の向上														

4. 指標一覧

■ 第5次系満市総合計画後期基本計画指標一覧

No	施策	指標名	実績値 (R6年度)	目標値 (R12年度)	指標の説明	担当課	
1	1	教育・保育施設待機児童数[人]	15	0	市内の教育・保育施設における待機児童数のこと(4月1日現在)。厚生労働省が実施する「保育所等利用待機児童数調査」に準拠する。	保育こども園課	
2	1	放課後児童クラブ待機児童数[人]	47	0	市内の放課後児童クラブにおける待機児童数のこと(5月1日現在)。厚生労働省が実施する「放課後児童健全育成事業の実施状況調査」に準拠する。	こども未来課	
3	1	地域学校協働活動推進員の活動件数[件/年]	41	70	地域で子どもを育む環境・体制づくりに関係する指標として、地域学校協働活動推進員の活動件数を把握する。	生涯学習課	
4	1	1歳6か月児健康診受診率[%]	92.7	95.0以上	沖縄県小児保健協会の「乳幼児健康診査報告」における「1歳6か月児健康診査受診率」の数値のこと。	子育て応援課	
5	1	「子育てに不安が殆どない」と答えた人の割合(健診時アンケート)[%]	62.5	70	子育て家庭が地域で安心して子育てできているかについて、子育ての不安感を保護者に確認することで把握する。(乳児、1歳6か月、3歳児健診時アンケートの値の平均値)	子育て応援課	
6	1	2	高嶺小中一貫校の設置数(高嶺小学校・高嶺中学校)[校]	0	1	高嶺小中一貫校の設置数のこと。	学校教育課
7	1	2	「全国学力・学習状況調査」における平均正答率(小学校)	C	A	国立教育政策研究所の「全国学力・学習状況調査」における市内小学生の平均正答率を全国平均と比較した場合の差のこと。(A:全国平均以上/B:マイナス5ポイント以内/C:マイナス5ポイント超とする。)	学校教育課
8	1	2	「全国学力・学習状況調査」における平均正答率(中学校)	C	A	国立教育政策研究所の「全国学力・学習状況調査」における市内中学生の平均正答率を全国平均と比較した場合の差のこと。(A:全国平均以上/B:マイナス5ポイント以内/C:マイナス5ポイント超とする。)	学校教育課
9	1	2	「全国体力・運動能力、生活習慣等調査」における総合評価(小学校)	A	A	スポーツ庁の「全国体力・運動能力、生活習慣等調査」における市内小学生の総合評価を全国平均と比較した場合の差のこと。(A:全国平均以上/B:マイナス5ポイント以内/C:マイナス5ポイント超とする。)	学校教育課
10	1	2	「全国体力・運動能力、生活習慣等調査」における総合評価(中学校)	A	A	スポーツ庁の「全国体力・運動能力、生活習慣等調査」における市内中学生の総合評価を全国平均と比較した場合の差のこと。(A:全国平均以上/B:マイナス5ポイント以内/C:マイナス5ポイント超とする。)	学校教育課
11	1	2	「全国学力・学習状況調査」児童質問紙における全国比較(小学校)	B	A	生きる力の育みに向けて自己肯定感の高まりや学校生活の充実度を把握する。(「全国学力・学習状況調査」児童質問紙における全国比較(小学校))	学校教育課
12	1	2	「全国学力・学習状況調査」生徒質問紙における全国比較(中学校)	B	A	生きる力の育みに向けて自己肯定感の高まりや学校生活の充実度を把握する。(「全国学力・学習状況調査」児童質問紙における全国比較(中学校))	学校教育課
13	1	2	地域クラブの設置数(中学校部活動の地域展開)(累計)	0	5	中学校部活動の地域展開を目的に設置した地域クラブの設置数のこと。	学校教育課
14	1	3	生涯学習支援センター等における活動者数[人/年]	23,793	25,000	生涯学習支援センター等を利用した取り組みの参加人数(サークル利用者数、市民講座受講者数、会議室一般利用者数、自治公民館講座受講者数の合計)のこと。(生涯学習支援センター資料から)	生涯学習課
15	1	3	図書館貸出点数[点/年]	239,527	340,000	図書館および移動図書館での資料(本、雑誌、DVD、CD等)の総貸出件数のこと。	中央図書館

No	章	施策	指標名	実績値 (R6年度)	目標値 (R12年度)	指標の説明	担当課
16	1	3	レファレンス件数[件/年]	400	500	図書館利用者が調べたい・探したい資料や情報を探す手助けをどれだけ行なったかを示すものとして、レファレンス件数を把握する。	中央図書館
17	1	3	学校ボランティア等登録者数[人/年]	156	260	学校ボランティア・ボランティアバンクの名簿に登録された人数のこと。	生涯学習課
18	1	4	指定文化財の件数(累計)[件]	15	20	国、県、市の指定および登録文化財の件数のこと。	生涯学習課
19	1	4	「糸満市史」の刊行状況(累計)[巻]	9	12	「糸満市史」の刊行巻数のこと。	生涯学習課
20	1	4	文化芸術イベントへの来場者[人/年]	30,008	35,000	市が主催・共催する文化芸術イベント(文化祭、その他招致イベントの合計)等の来場者数のこと。	生涯学習課
21	1	5	市主催のスポーツ教室・イベント参加者[人/年]	6,660	9,400	市が主催するスポーツ教室およびイベントへの参加または申込者数の合計のこと。	観光・スポーツ振興課
22	1	5	沖縄県民スポーツ大会成績[位]	10	7	沖縄県民スポーツ協会が主催する沖縄県民スポーツ大会における糸満市の順位のこと。	観光・スポーツ振興課
23	1	5	全国および九州大会・合宿等誘致数[件/年]	12	18	スポーツツーリズムの推進に向けて効果が期待される全国および九州大会・合宿誘致の件数を把握する。	観光・スポーツ振興課
24	1	5	市管理のスポーツ施設利用者[人/年]	294,405	333,000	市が管理するスポーツ施設の利用者数のこと(指定管理者の報告書等から)。	まちづくり課
25	1	5	全国および九州大会・合宿等誘致で使われた施設利用延べ人数[人/年]	7,014人	9,000人	スポーツツーリズムの効果を把握する観点から、全国および九州大会・合宿誘致で使われた使用された施設利用延べ人数を把握する。	観光・スポーツ振興課
26	1	5	全国および九州大会・合宿等誘致で使われた施設利用日数[日/年]	80日	140日	スポーツツーリズムの効果を把握する観点から、全国および九州大会・合宿誘致で使われた使用された施設利用延べ人数を把握する。	観光・スポーツ振興課
27	2	1	特定健診受診率[%]	38.3	60.0	市民の健康意識を図る観点等から、特定健診受診率を把握する。(KDB:国保データベースシステムから)	健康推進課
28	2	1	メタボリックシンドローム該当者・予備軍の割合(現年度分)[%]	43.1	37.1	市民の生活習慣病予防を図る観点等から、メタボリックシンドローム該当者・予備軍の割合を把握する。(KDB:国保データベースシステムから)	健康推進課
29	2	1	国民健康保険税収納率(一般被保険者現年度分)[%]	96.57	95.00	国保税の収めるべき額に対して実際に収めた額の割合(国保税調定額に対する国保税収入済額の割合)のこと。一般被保険者の現年度分を対象とする。	国民健康保険課
30	2	1	国民年金保険料納付率(現年度分)[%]	68.3	71.3	厚生労働省の「国民年金統計情報」の市町村別納付状況における糸満市の納付率(現年度)のこと。	市民課
31	2	2	民生委員・児童委員の充足率[%]	88.0	100.0	社会福祉基盤の充実を図る指標として、民生委員・児童委員の充足率を把握する。	社会福祉課
32	2	2	就労支援者数に対する就労決定者割合[%]	53.7	60.0	生活保護受給者・生活困窮者における就労支援者数のうち、就労決定者割合について把握する。	社会福祉課
33	2	2	福祉施設から一般就労への移行者数[人/年]	13	20	福祉施設利用者のうち、一般就労へ移行した人数のこと。(就労支援事業所の報告から)	障害福祉課

No	章	施策	指標名	実績値 (R6年度)	目標値 (R12年度)	指標の説明	担当課
34	2	3	住民主体の通いの場の数(累計)[箇所]	29	46	地域住民が活動主体となって、介護予防に資する体操などの活動を行う場の箇所数のこと。	介護長寿課
35	2	3	認知症サポーター数(累計)[人]	5,497	7,500	市内の認知症サポーターの人数のこと。認知症サポーター養成講座の受講者数で把握する。	介護長寿課
36	2	3	新規要支援・要介護認定者の平均年齢[歳]	80.9	81.4	初めて要支援・要介護認定を受けた人の平均年齢のこと。(地域包括ケア「見える化」システムから)	介護長寿課
37	3	1	住宅等開発磁気探査[件/年]	39	50	不発弾対策推進の観点から、沖縄県が実施する住宅等開発磁気探査の実施件数について、申請件数から把握する。	秘書防災課
38	3	1	交通事故(人身事故)の発生件数[件/年]	99	80	交通安全施策の効果把握の観点から、市内における死亡事故、重傷事故、軽傷事故の発生件数を把握する。(沖縄県警察交通日書から)	市民生活環境課
39	3	1	身近な犯罪の発生件数[件]	156	150	刑法犯認知件数のうち、「凶悪犯罪等」を抜いた犯罪件数のこと。(糸満警察署資料から)	市民生活環境課
40	3	1	道路ボランティア登録数(累計)(個人および団体)	167	239.0	交通安全の充実を図る観点から、道路ボランティア登録数(個人および団体)を把握する。	建設課
41	3	2	指定緊急避難場所等の確保[箇所]	79	90	市内における指定緊急避難場所の登録数のこと。	秘書防災課
42	3	2	指導救命士養成講座の養成(累計)[人]	1	5	指導救命士養成講座への職員派遣人数のこと。	消防本部
43	3	2	消防団員数[人]	47	65	市消防本部における消防団員の人数のこと。	消防本部
44	3	2	食料・飲料水の備蓄[食]	61,054	55,440	緊急時対応の基盤構築を図る指標として、食料・飲料水の備蓄[食]を把握する。	秘書防災課
45	3	3	地域防災リーダー(防災士)の育成(累計)[人]	90	100	日本防災士機構に登録された糸満市の防災士の数のこと。	秘書防災課
46	3	3	自主防災組織の結成(累計)[組織]	15	22	自主防災組織管理台帳に登録された組織数のこと。	秘書防災課
47	3	3	査察対象物立入検査[件/年]	28	78	市消防本部が消防法に基づき実施する査察対象物(防火対象物・危険物施設)の立入検査の数のこと。	消防本部
48	3	3	普通救命講習会等の受講者数[人/年]	311	540	市消防本部が開催する救命講習および市民の要望を受けて実施する出張救命講習の参加人数のこと。	消防本部
49	3	4	糸満市平和祈念祭参加者数[人/年]	200	250	市が開催する糸満市平和祈念祭の参加人数のこと。	政策推進課
50	3	4	語り継ぐ人材の育成(累計)[人]	152	200.0	平和を語り継ぎ発信する指標として、語り継ぐ人材の育成(累計)について把握する。	政策推進課
51	3	4	慰霊祭への参加率[%]	-	100.0	市内で行われる慰霊祭のうち、参加協力のあった慰霊祭への参加率を把握する。	社会福祉課

No	章	施策	指標名	実績値 (R6年度)	目標値 (R12年度)	指標の説明	担当課
52	3	5	市審議会等女性登用率[%]	26.4	35.0	市が実施する各種審議会や委員会などにおける女性の登用率のこと。	政策推進課
53	3	5	市職員女性管理職登用率[%]	15.79	25.00	市職員における女性管理職の登用率のこと。	人事課
54	3	5	男性の育児休業取得率	-	40.0	こんにちは赤ちゃん訪問の際に実施するアンケート調査から、男性の育児休業取得率を把握する。	こども未来課
55	3	5	姉妹都市・友好都市との交流事業等(民間交流含む)[回/年]	6	20	姉妹都市・友好都市を対象に実施された、市民交流・民間交流派遣・受け入れ等の回数のこと。	政策推進課
56	4	1	公共施設の温室効果ガス排出量[t-CO2]	9,891	1,717	市内公共施設において排出された温室効果ガスの量のこと。算出方法は、環境省の温室効果ガス排出算定・報告マニュアルに従う。	市民生活環境課
57	4	1	市民一人当たりのごみ量[g/人・日]	882	778	市民一人あたりのごみの排出量のこと。算出方法は、「糸満市一般廃棄物処理基本計画」における計算式に従う。	市民生活環境課
58	4	1	ごみ分別アプリ「さんあん〜る」ダウンロード件数(累計)[件]	2,412	3,500	スマートフォン の普及に合わせて、便利で分かりやすく、分け方・出し方を案内し、ごみの減量および適正分別の推進を図る観点から、アプリのダウンロード件数(累計)を把握する。	市民生活環境課
59	4	1	出前講座等への市民参加人数[人/年]	44	120	ごみの正しい分別方法やごみの減量化に向けて開催している講習会等の参加人数を把握する。	市民生活環境課
60	4	2	ハブ咬症被害件数[件/年]	4	0	市民がハブにより健康被害を受けた件数のこと。(沖縄県資料から)	市民生活環境課
61	4	2	野良猫の避妊・去勢手術された匹数[匹/年]	288	200	避妊・去勢手術を実施した野良猫の頭数のこと。	市民生活環境課
62	4	2	団体等による清掃活動の支援(回収等)回数[回/年]	437	580	市が把握している清掃活動の回数のこと。	市民生活環境課
63	4	3	道路の改良率[%]	82.8	84.9	全市道における改良済みの市道の割合のこと。	建設課
64	4	3	南部循環線・いとちやんmini(デマンド・国吉線)の利用者数[人/年]	42,997	45,000	効率的で持続可能な公共交通整備の観点等から、市内を運行する南部循環線といとちやんmini(デマンド・国吉線)の利用者数を把握する。	市民生活環境課
65	4	3	上水道有収率[%]	95.0	98.0	総配水量に対する有収水量(料金収入)の割合のこと。	水道部
66	4	3	下水道人口普及率[%]	72.3	77.5	市全人口に対する下水道利用可能人口の割合のこと。	水道部
67	4	4	市営住宅の改築率[%]	25	75	建て替え予定の市営住宅数に対する改築済みの市営住宅数の割合のこと。	まちづくり課
68	4	4	都市公園長寿命化計画に基づく更新施設数(累計)[基]	-	15	都市公園長寿命化計画に基づき、令和8年度から令和12年度にかけて遊具を毎年3基更新し、累計15基更新する計画とする。	建設課
69	4	5	字糸満商業地域公共駐車場利用台数(月極除く)[台/年]	53,863	74,000	商店街・市場のにぎわいの程度を把握する観点から、字糸満商業地域公共駐車場利用台数を把握する。(月極除く)	商工水産課

No	章	施策	指標名	実績値 (R6年度)	目標値 (R12年度)	指標の説明	担当課
70	4	5	西崎6丁目公共駐車場利用台数(月極除く)[台/年]	58,564	70,000	商店街・市場のにぎわいの程度を把握する観点から、西崎6丁目公共駐車場利用台数を把握する。(月極除く)	商工水産課
71	5	1	担い手農家数[人]	107	115	農業経営基盤強化促進法に基づいて認定を受けた認定農家数のこと。認定期間満了農家の再認定数を加算した数値のこと。	農政課
72	5	1	認定新規就農者数[人/年]	4	4	農業における後継者不足の観点から、新規(若者)の担い手農家数を把握する。	農政課
73	5	1	担い手漁業者数(組合員)[人/年]	118	124	糸満漁業協同組合正組合員数のこと。(糸満漁業協同組合資料から)	商工水産課
74	5	1	若手経営者研修会参加人数[延べ人数/年]	66	70	商工業の人材育成の効果を図る指標として、「若手経営者研修会参加人数」を把握する。(市商工会資料から)	商工水産課
75	5	1	経営発達支援に係る事業計画策定事業者のうち売上が増加した事業者の割合[%/年]	38.5	38.5以上	産業人材の育成の観点等から、経営指導を行った成果を図る指標として、事業計画策定事業者のうち、売上が増加した事業者の割合を把握する。	商工水産課
76	5	1	観光ガイド登録人数[人/年]	4	10	市観光協会におけるガイド登録者数のこと。(市観光協会資料から)	観光・スポーツ振興課
77	5	2	土地改良の実施率[%]	67	75	土地改良事業の事業対象面積に対する事業実施面積の割合のこと。	農村整備課
78	5	2	肉用子牛生産頭数[頭]	1,066	1,100	沖縄県の「家畜・家さん等の飼養状況調査」における糸満市で飼養されている肉用子牛の頭数のこと。	農政課
79	5	2	漁獲量(属地)[t/年]	2795.5	4,570	糸満漁港に水揚げされる漁獲量のこと。	商工水産課
80	5	2	観光農園来場者数[人/年]	35,230	45,000	農家の安定的な収益確保の観点等から、観光農園来場者数を把握する。	農政課
81	5	3	新規創業・進出企業数[社/年]	141	151	市内で新しく営業を開始した企業数のこと。	商工水産課
82	5	3	主要観光施設等入館数[人/年]	1,178,670	1,600,000	平和祈念資料館、ひめかり平和資料館、観光農園、美々びーちなど市内主要観光施設における入館者数のこと。(市調査から)	観光・スポーツ振興課
83	5	3	市内主要ホテルの観光客延べ宿泊者数[人/年]	541,045	700,000	市内主要ホテルにおける観光宿泊人数(延べ人数)のこと。(事業者の報告等から)	観光・スポーツ振興課
84	5	3	市内主要ホテルの観光客延べ宿泊者数(うち外国人)[人/年]	132,173	171,000	市内主要ホテルにおける観光宿泊人数(延べ人数)のうち、外国人の宿泊人数(延べ人数)のこと。(事業者の報告等から)	観光・スポーツ振興課
85	5	3	市内民泊延べ宿泊者数[人/年]	2,342	5,000	市内で行われる民泊の宿泊人数(延べ人数)のこと。(市観光協会資料から)	観光・スポーツ振興課
86	5	3	産業界の専門人材活用によるセミナー、フォーラム等の市内開催件数[件/年]	11	12	企業収益向上に向けた外部人材活用の観点から、産業界の専門人材を活用して実施したセミナー、フォーラム等(民間含む)の開催件数を把握する。	商工水産課
87	5	4	地場産品商品開発数(累計)[品]	12	18	地場産品として開発された商品数のこと。(市商工会・糸満漁協等への聞き取りから)	商工水産課

No	章	施策	指標名	実績値 (R6年度)	目標値 (R12年度)	指標の説明	担当課
88	5	4	産官学連携会議数[回/年]	0	2	糸満市6次産業化・地産地消推進戦略会議の開催回数のこと。	農政課、商工水産課
89	5	4	ふるさと納税サイトにおける新規返礼品登録数(累計)[件]	-	50	地場産品の付加価値向上、販路拡大等の観点から、ふるさと納税サイトにおいて、新規返礼品登録数(累計)を把握する。	行政経営課
90	6	1	自治会結成率[%]	90.6	94.7	市内73自治連絡区における自治会の結成率のこと。	市民生活環境課
91	6	1	自治会加入率[%]	43	49	市内73自治連絡区における未結成地域を除く69自治会の加入率のこと。	市民生活環境課
92	6	1	市民活動支援センター利用者数[人/年]	5,221	6,100	市民活動支援センターが関係するプログラムやイベント開催の他、イベントの開催、講座、まちづくり事業への参加者等の数のこと(市民活動支援センター資料から)	市民生活環境課
93	6	1	集会所の設置・更新・改修の延べ件数[件]	2	11	新規結成自治会における公民館等の建設、既存の自治会施設の改築および大規模修繕の件数(述べて件数)のこと。	市民生活環境課
94	6	2	職員研修履修率[%]	52.2	70	市職員の研修対象者数に対する研修受講職員数の割合のこと。	人事課
95	6	2	市税収納率[%]	96.2	99.0	市税全体の収めるべき額に対する収めた額の割合(市税全体の調定額に対する収入済額の割合)のこと。	税務課
96	6	2	経常収支比率[%]	94.1	90.0	市の一般財源のうち、経常的経費(毎年固定的に支出しなければならない経費)に充当された一般財源の割合のこと。	財政課
97	6	2	実質公債費比率[%]	9.2	9.0以下	市の標準財政規模(一般財源規模を示すもの)に対する公債費・準公債費の割合のこと。	財政課
98	6	2	ふるさと応援寄附[円]	8億2,810万	12億	市へ寄附されるふるさと応援寄附金(ふるさと納税)のこと。	行政経営課
99	6	2	市ホームページアクセス数[件/年]	2,074,176	2,300,000	情報発信の効果を把握する手段の一つとして、市ホームページのアクセス数を把握する。	情報政策課
100	6	3	計画等の進捗状況の確認回数[回/年]	1	1	総合計画等の進捗状況を把握するため、施策担当課から指標の達成状況や施策の進捗状況等を確認する。	行政経営課
101	6	3	計画等の進捗状況報告回数[回/年]	1	1	施策担当課から確認した総合計画等の進捗状況等を幹部層へ報告する他、市ホームページで公表する。	行政経営課

■ 第3期糸満市創生総合戦略数値目標、KPI(重要業績評価指標)一覧(※:基本計画からの再掲)

No	章	施策	指標名	実績値 (R6年度)	目標値 (R12年度)	指標の説明	担当課
1	1	数値目標	新規創業・進出企業数[社/年]*	141	151	市内で新しく営業を開始した企業数のこと。	商工水産課
2	1	KPI	肉用子牛生産頭数[頭]*	1,066	1,100	沖縄県の「家畜・家さん等の飼養状況調査」における糸満市で飼養されている肉用子牛の頭数のこと。	農政課
3	1	KPI	漁獲量(属地)[t/年]*	2,795.5	4,570	糸満漁港に水揚げされる漁獲量のこと。	商工水産課
4	1	KPI	主要観光施設等入館数[人/年]*	1,178,670	1,600,000	平和祈念資料館、ひめゆり平和資料館、観光農園、美タビーチなど市内主要観光施設における入館者数のこと。(市調査から)	観光・スポーツ振興課
5	1	KPI	産業分野の専門人材活用によるセミナー、フォーラム等の市内開催件数[件/年]*	11	12	企業収益向上に向けた外部人材活用の観点から、産業分野の専門人材を活用して実施したセミナー、フォーラム等(民間含む)の開催件数を把握する。	商工水産課
6	2	数値目標	糸満市を住みよいと感じている市民の割合[%]	-	85.0	多くの施策に係る指標として、「糸満市を住みよいと感じている市民の割合」を把握する。(市民意識調査の結果から)	行政経営課
7	2	KPI	下水道人口普及率[%]*	72.3	77.5	市全人口に対する下水道利用可能人口の割合のこと。	水道部
8	2	KPI	道路の改良率[%]*	82.8	84.9	全市道における改良済みの市道の割合のこと。	建設課
9	2	KPI	市民活動支援センター利用者数[人/年]*	5,221	6,100	市民活動支援センターが関係するプログラムやイベント開発の他、イベントの開催、講座、まちづくり事業への参加者等の数のこと(市民活動支援センター資料から)	市民生活環境課
10	2	KPI	観光ガイド登録人数[人/年]*	4	10	市観光協会におけるガイド登録者数のこと。(市観光協会資料から)	観光・スポーツ振興課
11	2	KPI	ふるさと応援寄附[円]*	8億2,810万	12億	市へ寄附されるふるさと応援寄附金(ふるさと納税)のこと。	行政経営課
12	2	KPI	語り継ぐ人材の育成(累計)[人]*	152	200.0	平和を語り継ぎ発信する指標として、語り次ぐ人材の育成(累計)について把握する。	政策推進課
13	2	KPI	全国および九州大会・合宿等誘致数[件/年]*	12	18	スポーツツーリズムの推進に向けて効果が期待される全国および九州大会・合宿誘致の件数を把握する。	観光・スポーツ振興課
14	2	KPI	市内主要ホテルの観光客延べ宿泊者数[人/年]*	541,045	700,000	市内主要ホテルにおける観光宿泊人数(述べ人数)のこと。(事業者の報告等から)	観光・スポーツ振興課
15	2	KPI	自主防災組織の結成(累計)[組織]*	15	22	自主防災組織管理台帳に登録された組織数のこと。	秘書防災課

No	章	施策	指標名	実績値 (R6年度)	目標値 (R12年度)	指標の説明	担当課
16	2	KPI	自治会結成率[%]*	90.6	94.7	市内73自治連絡区における自治会の結成率のこと。	市民生活環境課
17	2	KPI	自治会加入率[%]*	43	49	市内73自治連絡区における未結成地域を除く69自治会の加入率のこと。	市民生活環境課
18	3	数値目標	0～64歳までの転入超過人数(累計)[人]	-	150	人口施策に関係する指標として、「0～64歳までの転入超過人数」を把握する。	行政経営課
19	3	KPI	生涯学習支援センター等における活動者数[人/年]*	23,793	25,000	生涯学習支援センター等を利用した取り組みの参加人数(サークル利用者数、市民講座受講者数、会議室一般利用者数、自治公民館講座受講者数の合計)のこと。(生涯学習支援センター資料から)	生涯学習課
20	3	KPI	「子育てに不安が殆どない」と答えた人の割合(健診時アンケート)[%]*	62.5	70	子育て家庭が地域で安心して子育てできているかについて、子育ての不安感を保護者に確認することで把握する。(乳児、1歳6か月、3歳児健診時アンケートの値の平均値)	健康推進課
21	3	KPI	教育・保育施設待機児童数[人]*	15	0	市内の教育・保育施設における待機児童数のこと(4月1日現在)。厚生労働省が実施する「保育所等利用待機児童数調査」に準拠する。	保育こども園課
22	3	KPI	地域学校協働活動推進員の活動件数[件/年]*	41	70	地域でこどもを育む環境・体制づくりに関係する指標として、地域学校協働活動推進員の活動件数を把握する。	生涯学習課
23	3	KPI	合計特殊出生率[-]	1.71	1.71	合計特殊出生率は、15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、一人の女性がその年齢別出生率で一生の間を生むとしたときのこどもの数のこと。令和6年度実績値と同様に、「1.71」を目標値とする。	行政経営課

ITOMAN CITY



令和8(2026)年3月

発行：沖縄県糸満市

編集：企画部 行政経営課

〒901-0392 糸満市潮崎町1丁目1番地

TEL：098-840-8193

<https://www.city.itoman.lg.jp/>

※本冊子では、一部で生成AIを活用して作成したイラストを使用しています。